

# 東温市地域防災計画

資 料 編



令和8年3月修正  
東 温 市





# 目 次

## 1 防災関係組織等

1-1	防災関係機関連絡先一覧	1
1-2	市内指定給水装置工事事業者一覧	4
1-3	市内下水道排水設備指定工事店一覧	5
1-4	ごみ処理業者	6
1-5	し尿収集業者	6
1-6	市内建設業者一覧（市建設業者組合加盟業者）	6

## 2 災害、危険箇所関係

2-1	過去の主な災害	7
2-2	急傾斜地の崩壊 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧	17
2-3	土石流 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧	36
2-4	地すべり 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧	43
2-5	山腹崩壊危険地区一覧	44
2-6	崩壊土砂流出危険地区一覧	48
2-7	ため池一覧	54
2-8	土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設・学校施設	58
2-9	重信川浸水想定区域内の要配慮者関連施設・学校施設	59
2-10	孤立想定地区一覧	60

## 3 通信等関係

3-1	市防災行政無線設置状況	61
3-2	災害時優先電話設置状況	65

## 4 避難施設、医療機関等関係

4-1	避難場所一覧	66
4-2	災害物資拠点一覧	69
4-3	市内医療機関一覧	69
4-4	災害（基幹）拠点病院等一覧	71

## 5 消防・水防関係

5-1	地区別消防水利状況	72
5-2	水防資機材保有状況一覧【地域防災・水防】	73
5-3	水防危険箇所一覧	74
5-4	市内観測所一覧	74
5-5	予報及び警報一覧【水防】	75
5-6	水防工法一覧【水防】	80

## 6 食料、給水、備蓄物資等関係

6-1	備蓄物資一覧	82
6-2	救援物資集積所（地域内輸送拠点）	82
6-3	水道施設の現況	82

## 7 斎場、廃棄物等関係

7-1 斎場等施設状況	83
7-2 ごみ処理施設	83
7-3 汚水処理施設	83
7-4 し尿処理施設	83

## 8 輸送等関係

8-1 市有車両一覧	84
8-2 東温市消防本部・消防団等災害時出動車両一覧	89
8-3 市内緊急輸送道路一覧	90
8-4 緊急通行車両の標章	90
8-5 緊急通行車両確認証明書	91
8-6 防災ヘリコプター飛行場外臨時離着陸場一覧	91
8-7 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書	94

## 9 自衛隊関係

9-1 災害派遣要請	96
9-2 救急患者空輸要請	97
9-3 撤収要請	98
9-4 救急患者空輸撤収要請	99

## 10 自主防災組織等関係

10-1 自主防災規約例	100
10-2 東温市自主防災組織連絡協議会規約	103
10-3 地区防災計画作成団体一覧表	107

## 11 条例、協定等関係

11-1 東温市防災会議条例	108
11-2 東温市防災会議委員名簿	110
11-3 東温市災害対策本部条例	111
11-4 東温市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱	112
11-5 ~11-88 災害協定	(内訳は次頁参照) 114~349

## 12 災害報告等関係

12-1 災害情報受信記録表	344
12-2 災害情報報告様式	345
12-3 災害の被害認定基準	354

## 13 その他

13-1 市内指定・登録文化財一覧	357
13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間	361
13-3 用語集	364

## 災害協定一覧

11-5	災害時における秋田県仙北市及び愛媛県東温市相互応援協定	114
11-6	災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定	116
11-7	災害時相互応援に関する協定書（大阪府泉佐野市）	118
11-8	松山自動車道消防相互応援協定書（西条市等）	120
11-9	松山自動車道消防相互応援協定書（松山市等）	124
11-10	今治小松自動車道消防相互応援協定書	128
11-11	今治小松自動車道消防相互応援協定書の一部を変更する協定書	130
11-12	愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定	131
11-13	渇水等緊急時における相互応援協定書	134
11-14	ヘリテレ映像の提供に関する協定書	136
11-15	中予地区広域消防相互応援協定書	137
11-16	愛媛県消防広域相互応援協定	144
11-17	愛媛県消防団広域相互応援協定	147
11-18	災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県医師会）	153
11-19	災害時の医療救護に関する協定（（公社）愛媛看護協会）	156
11-20	災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県歯科医師会）	159
11-21	災害時の医療救護に関する協定（（一社）愛媛県薬剤師会）	162
11-22	アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書	165
11-23	災害時における水道施設の応急対策に関する協定書（東温市管工事業協同組合）	167
11-24	災害時における応急対策業務に関する協定書（東温市建設業者組合）	169
11-25	災害時における物資の供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）	171
11-26	災害時における救援物資提供に関する協定書（コカ・コーラボトリング㈱）	174
11-27	農業集落排水施設に関する災害対策応援に関する協定（（一社）地域環境資源センター）	177
11-28	災害時における応急物資（LPガス等資機材）の供給に関する協定書	179
11-29	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（えひめ中央農業協同組合）	184
11-30	愛媛県立中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書	186
11-31	災害時における応急物資（医療用ガス等資機材）の供給に関する協定書（大和酸素工業㈱）	188
11-32	災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（（福）東温市社会福祉協議会）	193
11-33	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（（一社）愛媛県電設業協会）	195
11-34	災害時における障害物除去等の協力に関する協定（田井能自動車株式会社）	198
11-35	災害時における情報交換及び支援に関する協定書（国土交通省四国地方整備局長）	204
11-36	災害時における宿泊場所の提供に関する協定（愛媛県立みなら特別支援学校）	206
11-37	災害時における宿泊場所の提供協力に関する協定（愛媛県立東温高等学校）	208
11-38	災害時における応急対策業務の協力に関する協定（（一社）愛媛県自動車整備振興会）	210
11-39	災害時における物資提供協力に関する協定書（愛媛県森林組合連合会 等）	212
11-40	災害時における物資供給協力に関する協定書（（一社）愛媛県木材協会）	214

11-41	災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書（愛媛県土地家屋調査士会）	218
11-42	避難所等における公衆無線LANの設置・運営に係る協定書（ソフトバンクモバイル(株)）	220
11-43	災害時に備えた東温市指定施設のくみとり等に関する協定書（株式会社カトウ 等）	222
11-44	災害時の協力に関する協定書（四国電力(株)、四国電力送配電(株)）	224
11-45	災害時の物資等の輸送に関する協定書（赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合）	227
11-46	災害時における医療救護活動についての協定書（(一社)東温市医師会）	231
11-47	災害時における医療救護活動についての協定書（東温市歯科医師会）	234
11-48	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（松山電気工事協同組合）	237
11-49	災害時における応急物資の供給等に関する協定書（株式会社ダイキアキス）	241
11-50	災害時における物資の供給協力等に関する協定書（DCMダイキ株式会社）	244
11-51	災害発生時における東温市と東温市内等郵便局の協力に関する協定書	247
11-52	地域協働事業に関する連携協定書（株式会社フジ）	249
11-53	大規模災害時における農業用水施設を活用した防災活動に関する協定書 （道後平野土地改良区）	251
11-54	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書（オオノ開発株式会社）	253
11-55	災害時における物資の供給協力等に関する協定書（レンゴー株式会社松山工場）	255
11-56	地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定（日本政策金融公庫松山支店）	257
11-57	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）	259
11-58	災害時における被災者支援に関する協定書（愛媛県行政書士会）	261
11-59	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（西日本電信電話株式会社）	263
11-60	地域協働事業に関する連携協定（パナソニックヘルスケア株式会社）	265
11-61	災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書（市内福祉施設）	267
11-62	災害時等における福祉避難所としての使用に関する協定書（愛媛県立みなら特別支援学校）	270
11-63	災害時等における福祉避難所としての使用に関する協定書（愛媛県立しげのぶ特別支援学校）	273
11-64	災害時における東温市社会福祉協議会の協力活動に関する協定書	276
11-65	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定（全国上下水道コンサルタント協会）	278
11-66	災害時における復旧支援協力に関する協定（(公社)日本下水道管路管理業協会）	281
11-67	災害時における応急対策業務の協力に関する協定書（東温市造園建設業協会）	283
11-68	災害時における協力に関する協定書（松山刑務所）	285
11-69	災害に係る情報発信等に関する協定（ヤフー株式会社）	288
11-70	災害時の動物救護活動に関する協定書（(公社)愛媛県獣医師会）	290
11-71	地域協働事業に関する連携協定（旭食品株式会社）	293
11-72	東温市・日本下水道事業団災害支援協定	295
11-73	東温市上下水道施設における発電機等の調達に関する協定（(一社)本建設機械レンタル協会）	298
11-74	無人航空機による情報収集等に関する協定書（愛媛総合警備保障株式会社）	300
11-75	災害時におけるレスパシティの提供に関する協定書（株式会社レスパスコレーション）	302
11-76	東温市災害時における物資輸送等に関する協定書（四国福山通運株式会社）	304
11-77	東温市と大塚製薬株式会社との包括連携協定（大塚製薬株式会社）	309

11-78	東温市災害時におけるレンタル資機材の提供に関する（有限会社ウエنز）	311
11-79	災害時の応急対策業務に関する協定書（（一社）日本石材産業協会愛媛支部）	315
11-80	東温市と松山海上保安部との包括連携に関する協定書（松山海上保安部）	322
11-81	災害時等の相互協力に関する協定書（松山市農業協同組合）	324
11-82	災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書（日業興業株式会社）	326
11-83	東温市と四国乳業㈱との包括連携に関する協定書（四国乳業株式会社）	331
11-84	災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）	335
11-85	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）	340
11-86	東温市とネットヨリ瀬戸内株式会社との包括連携に関する協定書（ネットヨリ瀬戸内株式会社）	344
11-87	災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定（愛媛県、県内19市町）	348
11-88	災害時におけるストーマ用器具の供給及び保管等に関する協定書（株式会社アステイス）	346



## [ 1 防災関係組織等 ]

## 1-1 防災関係機関連絡先一覧

## 1 市

機関名	所在地	電話番号
東温市役所（本庁）	東温市見奈良530番地1	089-964-2001
総合保健福祉センター	〃 見奈良490番地1	089-964-4407
川内支所	〃 南方286番地	089-966-2222

## 2 県

機関名	所在地	電話番号
県民環境部防災危機管理課	松山市一番町4丁目4番2号	089-912-2335
消防防災安全課	〃	089-912-2315
原子力安全対策課	〃	089-912-2340
原子力安全対策推進監	〃	089-912-2352
中予地方局総務県民課	松山市北持田町132番地	089-909-8750
農業振興課	〃	089-909-8761
中予保健所（企画課）	〃	089-909-8755
農業振興課地域農業育成室	伊予市市場127番地1	089-982-0477
中予家畜保健衛生所	東温市田窪743番地1	089-990-1333

## 3 指定地方行政機関

機関名	所在地	電話番号
中国四国農政局（愛媛県拠点）	松山市宮田町188番地	089-932-1177（代表）
四国森林管理局 愛媛森林管理署	〃 朝美2丁目6番32号	089-924-0550
四国地方整備局 松山河川国道事務所 四国山地砂防事務所 重信川砂防出張所	松山市土居田町797番地2 東温市横河原521番地6先	089-972-0034 089-964-2126
松山地方气象台	松山市北持田町102番地	089-933-3610

## 4 自衛隊

機関名	所在地	電話番号
中部方面特科連隊第4大隊	松山市南梅本町乙115番地	089-975-0911

## 5 指定公共機関

機関名	所在地	電話番号
独立行政法人 国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366番地	089-964-2411
日本赤十字社愛媛県支部	松山市岩崎町2丁目3番40号	089-921-8603
日本放送協会 松山放送局	〃 堀之内5番地	089-921-1111
重信郵便局	東温市田窪332番地2	089-964-2100
拝志郵便局	〃 下林甲722番地1	089-964-3990
フジゆるぎの郵便局	〃 野田3丁目1番地3	089-964-1505
愛媛大学病院内郵便局	〃 志津川454番地	089-964-1265
横河原郵便局	〃 横河原1300番地1	089-964-3991
川内郵便局	〃 南方594番地1	089-966-2200
西日本高速道路(株) 愛媛高速道路事務所	松山市井門町804番地	089-905-0181
N T T 西日本(株)四国支店	〃 一番町4丁目2番	089-935-3570
(株)N T T ドコモ四国支社	〃 宮田町2丁目9番33号	089-923-5050
K D D I (株) 四国総支社	〃 大街道3丁目2番3号	089-941-0077
ソフトバンク(株) 四国技術部	広島県中区鞆町13番地11	082-224-2310
四国電力(株) 愛媛支店	松山市湊町6丁目6番2号	089-946-9707
四国電力送配電株式会社(愛媛支社)	〃	089-946-9729

## 6 指定地方公共機関

機関名	所在地	電話番号
(株)伊予鉄グループ	松山市湊町4丁目4番1号	089-948-3222
一般社団法人愛媛県医師会	〃 三番町4丁目5番3号	089-943-7582
一般社団法人愛媛県薬剤師会	〃 三番町7丁目6番9号	089-941-4165
一般社団法人愛媛県看護協会	〃 道後町2丁目11番14号	089-923-1287
一般社団法人愛媛県歯科医師会	〃 柳井町2丁目6番2号	089-933-4371
南海放送(株)	〃 本町1丁目1番1号	089-915-3333
(株)テレビ愛媛	〃 真砂町119番地	089-943-1111
(株)あいテレビ	〃 竹原町1丁目5番25号	085-921-2121
(株)愛媛朝日テレビ	〃 和泉北1丁目14番11号	089-946-4600
(株)エフエム愛媛	〃 竹原町1丁目10番7号	089-945-1111

## 7 消防本部

機関名	所在地	電話番号
東温市消防本部	東温市横河原1376番地	089-964-5211
東温市消防署	〃	089-964-5210

## 8 警察

機関名	所在地	電話番号
松山南警察署	松山市北土居3丁目6番17号	089-958-0110
重信交番	東温市田窪249番地1	089-964-2231
川内交番	〃 南方616番地1	089-966-2026

## 9 公共的団体

機関名	所在地	電話番号
えひめ中央農業協同組合	松山市千舟町8丁目128番1号	089-943-2121
東部営農支援センター	東温市田窪300番地3	089-955-0222
重信支所	〃 田窪300番地3	089-964-2340
三内支所	〃 則之内甲2812番地1	089-966-2022
松山市農業協同組合	松山市三番町8丁目325番1号	089-946-1611
川上支所	東温市北方2883番地1	089-966-5000
松山流域森林組合	〃 上村甲685番地1	089-964-2011
川内支所	〃 則之内乙2506番地1	089-966-2034
東温市商工会	〃 見奈良495番地3	089-964-1254
一般社団法人 東温市観光物産協会	〃 北方甲2098番地	089-993-8054
社会福祉法人 東温市社会福祉協議会	〃 見奈良490番地1	089-955-5535
一般社団法人 東温市医師会	〃 横河原366番地（事務局）	089-990-1122
東温市歯科医師会	〃 北野田239番地（事務局）	089-964-8807

## 1-2 市内指定給水装置工事事業者一覧

No.	業者名	所在地	電話番号
1	(株)シュウセイ電気	東温市樋口1226番地	089-964-5705
2	(有)コロナ音響社	〃 横河原1334番地2	089-964-2114
3	水道サービス吉川	〃 横河原181番地2	090-2895-1396
4	(株)planning MATSUMOTO	〃 見奈良1543番地	089-964-7612
5	太陽設備	〃 見奈良1526番地5レオパレス ス柚壽之木209号	090-4505-4096
6	上本住宅設備(株)	〃 田窪1133番地5	089-964-1213
7	(有)ヤスイ電気ストア	〃 田窪346番地6	089-964-9393
8	(株)村上設備	〃 牛淵605番地	089-964-8696
9	(有)フジモト設備	〃 牛淵1846番地の6	089-964-8221
10	(株)大北設備	〃 牛淵1647番地2	089-964-6162
11	(有)さくらい設備	〃 野田1丁目18番地16	089-964-8149
12	渡部電水工業(株)	〃 南方605番地	089-966-2020
13	(有)宮脇機械商会	〃 南方255番地4	089-966-2073
14	南條工業(株)	〃 南方263番地1	089-966-2343
15	松山住宅設備修理センター 設備 のナカムラ	〃 吉久643番地49	089-993-5711
16	(株)イズミ設備	〃 則之内乙2490番地1	089-904-2105
17	(株)富久	〃 則之内乙1191番地1	089-966-3666
18	中予計電機設備	〃 則之内乙2463番地3	089-966-5002
19	加藤電気水道	〃 松瀬川甲698番地1	089-966-2680

## 1-3 市内下水道排水設備指定工事店一覧

No.	指定工事店名	営業所所在地	電話番号
1	水道サービス吉川	東温市横河原181番地2	090-2895-1396
2	(株)青井建設東温支店	〃 志津川1303番地29	089-964-2878
3	(有)竹田建設	〃 志津川561番地1	089-964-3050
4	(有)渡部興産	〃 志津川1791番地の1	089-964-8435
5	池川建設	〃 見奈良1012番地	089-964-2252
6	(株)planning MATSUMOTO	〃 見奈良1543番地	089-964-7612
7	上本住宅設備(株)	〃 田窪1133番地5	089-964-1213
8	(株)大北設備	〃 牛渕1647番地2	089-964-6162
9	(有)フジモト設備	〃 牛渕1846番地の6	089-964-8221
10	(株)村上設備	〃 牛渕605番地4	089-964-8696
11	(株)松田組	〃 南野田225番地3	089-964-3741
12	(有)さくらい設備	〃 野田1丁目18番地16	089-964-8149
13	丹原建設(株)川内支店	〃 南方2190番地3日進ビル102	089-966-4648
14	南條工業(株)	〃 南方263番地1	089-966-2343
15	渡部電水工業(株)	〃 南方605番地	089-966-2020
16	太陽設備	〃 見奈良1526番地5レオパレス 袖壽之木209号	090-4505-4096
17	(株)イズミ設備	〃 則之内乙2490番地1	089-904-2105
18	(株)塩坂建設	〃 則之内甲1883番地1	089-966-3866
19	中予計電機設備	〃 則之内乙2463番地3	089-966-5002
20	(株)富久	〃 則之内乙1191番地1	089-966-3666
21	(有)石山工務店	〃 松瀬川甲1071番地34	089-966-3985
22	加藤電気水道	〃 松瀬川甲698番地1	089-966-2680

## 1-4 ごみ処理業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
オオノ開発(株)東温事業所	東温市河之内乙825番地3	089-966-4141
(株)ふたば	〃 河之内乙844番地1	089-966-5585
(株)富久	〃 則之内乙1191番地1	089-966-3666

## 1-5 し尿収集業者

名 称	所 在 地	電 話 番 号
(株)カトウ	松山市桑原3丁目15番11号	089-933-7900

## 1-6 市内建設業者一覧（市建設業者組合加盟業者）

番号	名 称	所 在 地	電話番号
1	(株)青井建設 東温支店	東温市志津川1303番地29	089-964-2878
2	(有)石山工務店	〃 松瀬川甲1071番地34	089-966-3985
3	(有)佐々木建設	〃 横河原1318番地	089-964-0594
4	(株)塩坂建設	〃 則之内甲1883番地1	089-966-3866
5	(有)竹田建設	〃 志津川561番地1	089-964-3050
6	(株)富久	〃 則之内乙1191番地1	089-966-3666
7	南條工業(株)	〃 南方263番地1	089-966-2343
8	(株)松田組	〃 南野田225番地3	089-964-3741
9	(有)渡部興産	〃 志津川1791番地1	089-964-8435
10	渡部電水工業(株)	〃 南方605番地	089-966-2020

## [ 2 災害、危険箇所関係]

### 2-1 過去の主な災害

#### 1 風水害

##### (1) 平成16年以前

##### ア 旧重信町

年 月 日	原 因	場 所	被 害 概 要
平成2年 (1990) 9月18日	台 風 19号	山 之 内	藤之内地区で県道一部崩壊。出動人員14名
平成3年 (1991) 6月30日 ～7月5日	梅雨前線豪雨	北 野 田 牛 湫 下 林	内川（三島神社前）堤防法面が一部崩壊し決壊の恐れが出てきたため、積み土のう・木流し工法を実施 内川（馬橋上流）堤防法面が一部崩壊し、住宅に被害が及ぶ恐れが出たため、積み土のう工法実施 仙光寺・西谷で崖崩れが発生。土砂を取り除き、危険箇所へ積み土のう工法実施 被害総額39,50千円、延出動人員58名
平成3年 (1991) 9月27日	台 風 19号 (暴風)	町内全域	午後7時頃には、最大瞬間風速32mを記録 町内各地で暴風により電柱や樹木が倒れ、また農業用ビニールハウス・倉庫が倒壊した。
平成7年 (1995) 7月3日 ～7月4日	大 雨	牛 湫 下 林	農業用水路が増水 池が満水になり、堤を越す。 延出動人員62名
平成8年 (1996) 7月18日 ～7月20日	台 風 6号	樋 口 山 之 内 西 岡	河原地区で、農業用水路が増水 井口地区で、県道に土砂が流出 内川増水により、消防団出動 延出動人員53名
平成9年 (1997) 7月28日 ～7月29日	集 中 豪 雨	山 之 内	降り始めからの総雨量は多い所で400ミリを超え、山之内地区各所で山崩れなど被害が発生 延出動人員80名

## イ 旧川内町

年 月 日	原 因	被 害 概 要
平成2年 (1990) 9月19日	台 風 19号	床下浸水6戸、河川堤防被害1件 不通道路3本、溜池被害2件 農地被害9件 消防団員160名出動 被害総額99,500千円
平成3年 (1991) 9月27日	台 風 19号	県内では暴風による被害多大 本町においては農業施設等の非住家の倒壊のみ 風による負傷者2名 被害総額15,956千円
平成5年 (1993) 6月28日 ～7月4日	梅雨前線に 伴う集中豪雨	農地被害1件、農業用施設被害1件 道路被害2件 消防団員250名出動 被害総額20,300千円
平成5年 (1993) 7月26日 ～7月29日	梅雨前線に 伴う集中豪雨	河川被害2件、道路被害1件 農業用施設被害1件 被害総額8,191千円
平成5年 (1993) 9月3日 ～9月4日	台 風 13号	農地被害2件、農業用施設被害3件 道路被害2件 被害総額9,659千円
平成7年 (1995) 7月2日 ～7月6日	梅雨前線に 伴う集中豪雨	道路被害2件、農業用施設被害3件 被害総額9,101千円
平成8年 (1996) 7月18日 ～7月20日	台 風 6号	農地被害2件、農業用施設被害3件 道路被害4件 消防団員150名 被害総額30,478千円
平成9年 (1997) 7月26日 ～7月28日	台 風 9号	道路被害1件 被害総額3,200千円
平成11年 (1999) 9月15日	台 風 16号	住家被害179棟、農業用施設被害191件、林業用施設被害25件、道 路被害58件、橋梁被害9件、河川被害12件 消防団員300名 被害総額2,270,000千円

## (1) 平成16年以降

年月日	原因	被害概要
平成16年 (2004) 8月25日 ～8月30日	台風21号	住家被害 (一部破損1棟1世帯1人、床下浸水1棟1世帯4人) 崖崩れ等 2箇所、 農林水産業施設被害 (田、畑、農業用水路、農業用道路、林道) 公共土木施設等被害(河川、砂防設備、道路) その他被害(停電)
平成16年 (2004) 10月18日 ～10月21日	台風23号	板戸地区に避難勧告(対象世帯44 対象人員113)を発令し、県緊急援護物資(毛布200枚)を要請 人的被害(死者1人)、 住家被害(全壊1棟1世帯2人、半壊1棟1世帯2人) 崖崩れ等 2箇所 農林水産業施設被害(農業用水路1箇所、林道2箇所、林地10箇所) 公共土木施設等被害(河川1箇所、道路1箇所) その他被害(停電、道路通行規制)
平成23年 (2011) 9月1日 ～9月4日	台風12号	孤立集落(皿ヶ峰公園滑川線の路面崩壊等による通行止めのため) 滑川地区 51世帯 86人 孤立集落(増水により橋が流されたため) 山之内蔭地地区 3世帯 5人 自主避難(山之内地区 1世帯2名、河之内地区 1世帯6名)、 土砂崩れ1箇所(人的・物的被害なし)、 停電(河之内、滑川、明河 151戸) 道路通行規制(全面通行止め) ○(国)11号 西条市丹原町志川～東温市河之内 ○(国)494号 東温市問屋～河之内(黒森峠) ○(一)皿ヶ峰公園滑川線 東温市明河～河之内 ○(一)寺尾重信線 東温市藤之内～山之内 ○(一)美川川内線 東温市井内上～井内下 ○東温市道 山之内1号線 東温市山之内[土砂崩れ] ○東温市農道 東温市山之内[道路一部崩落]
平成23年 (2011) 9月19日 ～9月21日	台風15号	孤立集落(皿ヶ峰公園滑川線の路面崩壊等による通行止めのため) 滑川地区 49世帯83人 自主避難(滑川地区 3世帯4名) 土砂崩れ1箇所(人的・物的被害なし)、 停電(河之内、滑川、明河 151戸) 道路通行規制(全面通行止め) ○(国)494号 東温市問屋～河之内(郡界)[連続雨量超過] ○(一)寺尾重信線 東温市藤之内～山之内[連続雨量超過] ○(一)皿ヶ峰公園滑川線 東温市滑川[路側崩壊] ○(一)美川川内線 東温市井内上～井内下[連続雨量超過]

年月日	原因	被害概要
平成29年 (2017) 8月7日	台風5号	滑川、河之内、西谷地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令 (764世帯1,824人) 農林水産業施設被害(農業用水路2箇所) その他被害(停電)
平成29年 (2017) 9月17日	台風18号	市内10地区に避難勧告を発令(2,187世帯5,171人) 孤立集落(山之内地区) 住家被害(全壊1棟、床下浸水6棟) 農林水産業施設被害(農地7箇所、農業用水路3箇所、農業用取水 堰1箇所、農業用道路3箇所、林道5箇所) 公共土木施設等被害(河川1箇所、道路1箇所) その他被害(道路通行規制)
平成30年 (2018) 7月6日 ~7月8日	平成30年 7月豪雨	市内9地区に避難勧告を発令(2,053世帯4,872人) 農林水産業施設被害(農地6箇所、農業用水路6箇所、農業用道路2 箇所、林道2箇所) その他被害(道路通行規制)
平成30年 (2018) 9月9日	秋雨前線に よる大雨	山之内地区、上林地区に避難勧告発令(422世帯1,010人)
平成30年 (2018) 9月30日 ~10月1日	台風24号	市内7地区に避難勧告を発令(1,266世帯2,952人) 住家被害(床下浸水3棟) 農林水産業施設被害(林道1箇所) 公共土木施設等被害(河川2箇所、道路1箇所)
平成30年 (2018) 10月25日	台風25号	公共土木施設等被害(河川1箇所)
令和1年 (2019) 8月15日	台風10号	公共土木施設等被害(河川3箇所)
令和2年 (2020) 7月3日	梅雨前線	公共土木施設等被害(河川1箇所、道路3箇所)

## 2 県内の主な地震

年月日	文献抄録	間隔
明治36年 (1903) 3月21日	(气象台記録) 震度 松山2 震源地 安芸灘 大洲付近で落石。	46年
明治38年 (1905) 6月2日 (芸予)	(气象台記録) 震度 松山5 震源地 安芸灘 主なる被害地は松山市、温泉、越智、伊予の各郡、傷者16 名、家屋全壊7戸、半壊58戸、破損231戸、非住家被害16戸、煙 突倒壊7本、橋梁破損2箇所、堤防破損153箇所	2年

年 月 日	文 献 抄 録	間 隔
明治42年 (1909) 11月10日	(気象台記録) 震度 松山4 震源地 宮崎県北部 松山市三津浜で負傷2名、家屋倒壊1戸	3年
大正5年 (1916) 8月6日	(気象台記録) 震度 松山 2 震源地 不明 宇摩郡関川村で負傷1名、落石あり、林道及び埋立地に細かい亀裂を生じた。	7年
昭和12年 (1937) 2月27日	(気象台記録) 震度 松山4、宇和島3 震源地 安芸灘 松山市で民家の硝子破損。三津浜で煙突倒壊。	21年
昭和16年 (1941) 11月19日	(気象台記録) 震度 松山3、宇和島4 震源地 日向灘 宇和島で軽微な被害。津波があり、宿毛で最大波高約1m。	4年
昭和21年 (1946) 12月21日 (南海) *1に詳細	(気象台記録) 震度 松山・宇和島4 震源地 紀伊半島南方沖 死者26人、負傷者32人、住家全壊155棟、非住家全壊147棟、 県下海岸線は地盤沈下の為、平均40～50cm沈下、道後温泉湧出 止まること半年	5年
昭和35年 (1960) 5月23日	(気象台記録) チリ南部沖の地震による津波被害 主な被害地は、御荘町、津島町。床上浸水5、床下浸水168、 水田流埋1、水田冠水31、畑冠水3、堤防決壊 1などの被害。	14年
昭和39年 (1964) 3月28日	(気象台記録) アラスカ湾の地震による津波被害 御荘湾内で真珠筏に軽微な被害。	4年
昭和43年 (1968) 4月1日	(消防防災課調) 震度 松山・宇和島4 震源地 日向灘 負傷者3人、建物の損壊2,986棟、被害額160,000千円	4年
昭和43年 (1968) 8月6日	(消防防災課調) 震度 松山4、宇和島5 震源地 豊後水道 負傷者18人、建物の損壊11,296棟、 被害額 宇和島を中心に910,000千円	0年
昭和51年 (1976) 2月2日	(交通消防課調) 震度 松山・宇和島2 震源地 安芸灘 港湾被害2箇所、被害額22,372千円	8年
昭和52年 (1977) 3月13日	(交通消防課調) 震度 宇和島3 震源地 愛媛県南西部 被害額773千円	1年
昭和58年 (1964) 8月26日	(気象台記録) 震度 松山・宇和島4 震源地 大分県北部 宇和島市保田の生コン会社で、高圧線ショート被害。	6年
昭和62年 (1987) 3月18日	(交通消防課調) 震度 松山2、宇和島3 震源地 日向灘 漁港施設被害1箇所、被害額13,303千円	4年
平成7年 (1995) 1月17日 (兵庫県南部)	(交通消防課調) 震度 松山3、宇和島2 震源地 淡路島付近 県内での被害は特になし。	8年

年 月 日	文 献 抄 録	間隔
*2に詳細		
平成12年 (2000) 10月6日 (鳥取県西部) *3に詳細	(消防防災安全課調) 震度 吉海町5弱 震源地 鳥取県中・西部 県内での被害は特になし。	5年
平成13年 (2001) 3月24日 (芸予) *4に詳細	(消防防災安全課調) 震度 松山市、今治市等2市15町2村で震度5強を記録。 震源地 安芸灘 死者1人、重傷7人、軽傷68人、全壊2棟、半壊40一部破損 11,196棟、非住家その他建物被害3棟田畑埋没5.36ha、学校被 害273箇所、病院被害28箇所道路被害56箇所、河川被害8箇所、 港湾被害13箇所、海岸被害2箇所、漁港施設被害14箇所、公園 被害9箇所鉄道不通1箇所、断水190戸、停電6,836戸ため池被 害53箇所、水路被害6箇所、農道被害35箇所揚水機被害8箇所、 治山被害2箇所、林道被害2箇所被害総額 6,069,803千円	1年
平成17年 (2005) 4月20日 (福岡県西方沖)	(警戒体制調) ※3月20日に発生した本震に係る余震 震度 西予市外3 震源地 福岡県西方沖 県内での被害は特になし。	4年
平成17年 (2005) 5月25日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 中・南予3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	0年
平成17年 (2005) 5月27日 (徳島県北部)	(警戒体制調) 震度 中・南予3 震源地 徳島県北部 県内での被害は特になし。	0年
平成17年 (2005) 9月4日 (伊予灘)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし。	0年
平成18年 (2006) 4月22日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	1年
平成18年 (2006) 6月12日 (大分県中部) *5に詳細	(災害対策本部調) 震度 今治市、八幡浜市、伊方町、西予市で5弱を記録。 震源地 大分県中部 軽傷1人、一部破損1棟、その他建物被害1棟、学校被害13箇 所、海岸被害1箇所	0年
平成18年 (2006) 9月26日 (伊予灘)	(特別警戒体制調) 震度 中・南予4 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし。	0年

年 月 日	文 献 抄 録	間 隔
平成18年 (2006) 11月19日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	0年
平成19年 (2007) 4月26日 (愛媛県東予)	(特別警戒体制調) 震度 今治市、西条市、四国中央市、八幡浜市、久万高原 町、上島町で4を記録。 震源地 愛媛県東予 県内での被害は特になし。	1年
平成20年 (2008) 3月8日 (安芸灘)	(警戒体制調) 震度 東予3 震源地 安芸灘 県内での被害は特になし。	1年
平成21年 (2009) 4月21日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	1年
平成21年 (2009) 6月14日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	0年
平成21年 (2009) 8月5日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 日向灘 県内での被害は特になし。	0年
平成21年 (2009) 9月3日 (薩摩半島西方沖)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 薩摩半島西方沖 県内での被害は特になし。	0年
平成21年 (2009) 12月16日 (土佐湾)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 土佐湾 県内での被害は特になし。	0年
平成21年 (2009) 4月17日 (南予)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 愛媛県南予 県内での被害は特になし。	1年
平成22年 (2010) 5月13日 (伊予灘)	(警戒体制調) 震度 南予3 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし。	0年
平成23年 (2011) 3月11日 (三陸沖) *6に詳細	(警戒本部調) 震度 東予・中予1 震源地三陸沖 宇和海沿岸に津波警報 瀬戸内海沿岸に津波注意報 県内での被害は特になし。	1年
平成26年 (2014) 3月14日	(警戒本部調) 震度 5強 西予市 5弱 宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町、松山市、	

年 月 日	文 献 抄 録	間隔
(伊予灘) *7に詳細	久万高原町 震源地 伊予灘 軽傷1人、一部破損9棟、その他建物被害1棟、学校被害3箇所、道路被害2箇所、崖崩れ2箇所、水道被害77戸	
平成27年 (2015) 7月13日 (大分県南部)	(警戒本部調) 震度 5弱 西予市 4 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊方町、愛南町 震源地 大分県南部 県内での被害は特になし。	
平成27年 (2015) 7月24日 (南予)	(警戒体制調) 震度 4 南予 震源地 愛媛県南予 県内での被害は特になし。	
平成28年 (2016) 4月14日 (熊本県) *8に詳細	(警戒体制調) 震度 東予・南予3 震源地 熊本県熊本地方 県内での被害は特になし。	
平成28年 (2016) 4月16日 (熊本県) *8に詳細	(警戒本部調) 震度 5弱 八幡浜市 4 松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町 震源地 熊本県熊本地方 県内での被害は特になし。	
平成28年 (2016) 10月21日 (鳥取県中部)	(警戒体制調) 震度 4 東予 震源地 鳥取県中部 県内での被害は特になし。	
平成30年 (2018) 2月19日 (豊後水道)	(警戒体制調) 震度 4 宇和島市、西予市 震源地 豊後水道 県内での被害は特になし。	
平成30年 (2018) 4月9日 (島根県西部)	(警戒体制調) 震度 4 今治市、上島町 震源地 島根県西部 県内での被害は特になし。	
令和1年 (2019) 5月11日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度 4 愛南町 震源地 日向灘 県内での被害は特になし。	
令和1年 (2019) 11月26日 (瀬戸内海中部)	(警戒体制調) 震度 4 今治市 震源地 瀬戸内海中部 県内での被害は特になし。	
令和3年 (2021) 7月17日 (伊予灘)	(警戒体制調) 震度 4 西予市宇和町、八幡浜市保内町 震源地 伊予灘 県内での被害は特になし	

年月日	文献抄録	間隔
令和4年 (2022) 1月22日 (日向灘)	(警戒体制調) 震度 4 今治市 松山市 宇和島市 八幡浜市 西予市 伊方町 愛南町 震源地 日向灘 県内での被害は特になし	

\*1 昭和21年(1946) 南海地震の記録

昭和21年12月21日午前4時19分頃、紀伊半島南方沖を震源とする地震(東経135度37分、北緯33度2分、深さ約20km、M8.0)が発生し、中部地方から九州地方の広範囲で震度5(強震)を記録し、局部的には震度6(烈震)を記録したところもある。

この地震により発生した津波は、房総半島から九州までの沿岸地方を襲い、地震発生時から10分もたたないうちに津波が来襲したところもある。

また、宇和島に津波の第1波が到達したのは、地震発生時後約30分であった。愛媛県で観測された津波の高さは、宇和島1.3m、八幡浜0.4m、三崎0.6mであった。

津波により三瓶で床下浸水120戸、宇和島の九島と東宇和郡玉津村(現在の北宇和郡吉田町法花津)で浸水家屋が相当あり、他には南宇和郡東外海村深浦(現在の南宇和郡城辺町深浦)、八幡浜、川之石等で軽微な被害を受けている。

\*2 平成7年(1995) 兵庫県南部地震の記録

平成7年1月17日午前5時46分頃、淡路島北端部を震源とする地震(東経135度02分12秒、北緯34度35分42秒、深さ約20km、M7.3)が発生し、神戸と洲本で震度6を観測したほか、東北地方南部から九州にかけての広い範囲で有感となった。

この地震による被害はきわめて甚大で、平成8年12月26日現在の消防庁の調べによると、人的被害は死者6,425名、行方不明2名、負傷者43,772名にのぼり、110,457棟の家屋が全壊し、ガスの供給停止、断水、停電などのライフラインにも多大な被害を生じた。

\*3 平成12年(2000) 鳥取県西部地震の記録

平成12年10月6日午後1時30分頃、鳥取県西部を震源とする地震(東経133度21分6秒、北緯35度16分16秒、深さ約10km、M7.3)が発生し、鳥取県境港市と日野町で震度6強、鳥取県西伯町で震度6弱をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度1以上を観測した。

愛媛県では、東予で最大震度5弱を観測したほか、中予で最大震度4、南予で最大震度3を観測した。

市町村の震度は以下のとおり。

震度 5弱: 吉海町

震度 4: 今治市、川之江市、波方町、大西町、菊間町、宮窪町、魚島村、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、松山市、中島町

震度 3: 新居浜市、西条市、新宮村、土居町、小松町、丹原町、朝倉村、玉川町、伯方町、関前村、重信町、久万町、松前町、宇和島市、大洲市、内子町、五十崎町、保内町、伊方町、三瓶町、明浜町、宇和町、吉田町

震度 2: 別子山村、面河村、柳谷村、小田町、砥部町、中山町、双海町、八幡浜市、長浜町、瀬戸町、野村町、城川町、三間町、広見町、松野町、日吉村、城辺町、一本松町

震度 1: 御荘町

\*4 平成13年(2001) 芸予地震の記録

平成13年3月24日午後3時27分頃、安芸灘を震源とする地震(東経132度41分42秒、北緯34度42分42秒、深さ約50km、M6.7)が発生し、広島県の一部で6弱を観測したほか、広島、愛媛、山口県の一部で震度5強を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

愛媛県では、東予、中予、南予ともに最大震度5強を観測し、全域で震度3以上を観測した。

市町村の震度は以下のとおり。

震度 5強: 今治市、丹原町、波方町、大西町、菊間町、吉海町、弓削町、生名村、岩城村、上浦町、大三島町、松山市、久万町、松前町、砥部町、三瓶町、宇和町、吉田町

震度 5弱: 新居浜市、西条市、小松町、朝倉村、玉川町、宮窪町、関前村、重信町、中島町、中

山町、宇和島市、大洲市、五十崎町、保内町、伊方町、明浜町、野村町、三間町  
震度 4 : 川之江市、新宮村、土居町、別子山村、伯方町、魚島村、面河村、柳谷村、小田町、  
双海町、八幡浜市、長浜町、内子町、河辺村、瀬戸町、城川町、広見町、松野町、日  
吉村、津島町、内海村、城辺町、一本松町

震度 3 : 御荘町

また、余震は南北方向に約20kmにわたって分布し、3月26日に最大余震（最大震度5強）を含み3月末までにM4.0以上の余震が6回発生した。

\*5 平成18年（2006）大分県中部地震の記録

平成18年6月12日午前5時1分頃、大分県中部を震源とする地震（北緯33.2° 東経131.4°、深さ約146km、M6.2）が発生し、広島県呉市、愛媛、大分県佐伯市で震度5弱を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

愛媛県では、東予、南予で最大震度5弱を観測し、中予でも震度4を観測した。

市町村の震度は以下のとおり。

震度 5弱：今治市、八幡浜市、伊方町、西予市

震度 4：西条市、上島町、松山市、伊予市、松前町、久万高原町、宇和島市、大洲市、内子町、愛南町

\*6 平成23年（2011）東北地方太平洋沖地震の記録

平成23年3月11日午後14時46分頃、三陸沖を震源とする地震（北緯38.062° 東経142.516° 深さ約24km、M9.0）が発生し、宮城県栗原市で最大震度7をはじめとして、関東、中部地方から九州にわたる非常に広い範囲で震度1以上を観測した。この地震による被害は、主に地震後発生した津波によるものであった。

市町村の震度は以下のとおり。

震度 1：今治市、西条市、東温市、松前町

宇和海沿岸に津波警報、瀬戸内海沿岸に津波注意報が発令された。

\*7 平成26年（2014）伊予灘の地震の記録

平成26年3月14日午前2時6分、伊予灘を震源とする地震（北緯33.415° 東経131.534° 深さ78km、M6.2）が発生し、西予市で震度5強、広島県呉市、大竹市、愛媛県松山市、宇和島市、高知県宿毛市、山口県防府市、大分県佐伯市など、5県の19の市町村で震度5弱を観測したほか、中国・四国・九州地方を中心に、関東地方の一部から九州地方にかけて震度4～1を観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

市町村の震度は以下のとおり

震度5強：西予市

震度5弱：宇和島市、八幡浜市、伊方町、愛南町、松山市、久万高原町

\*8 平成28年（2016）熊本地震の記録

平成28年4月14日午後9時26分頃、熊本県熊本地方を震源とする地震（北緯32.445° 東経130.485° 深さ11km、M6.5）が発生し、熊本県益城町で震度7を観測、平成28年4月16日午前1時25分頃、同地方を震源とする地震（北緯32.452° 東経130.457° 深さ12km、M7.3）が発生し、熊本県益城町及び西原村で震度7を観測した。震度7の地震が同一地方で連続して発生したのは、観測史上初めてのことであり、熊本県を中心にその他九州地方の各県でも強い揺れを観測した。この地震による被害は、主に揺れによるものであった。

市町村の震度は以下のとおり

4月14日

震度3 : 東予、南予

震度2 : 中予

4月16日

震度5弱：八幡浜市

震度4 : 松山市、今治市、宇和島市、西予市、伊方町

## 2-2 急傾斜地の崩壊 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	山之内	井口	361-1-74(2)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
2	志津川	志津川	361-1-76(2)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
3	山之内	麓	361-1-757(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
4	北方	小坂	362-1-77(2)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
5	南方	宮西	362-1-78(2)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
6	北方	中之町	362-1-79(2)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
7	南方	上之町	362-1-80(2)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
8	河之内	土谷	362-1-761(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
9	滑川	下弥助成	362-1-762(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
10	松瀬川	松瀬川	362-1-763(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
11	則之内	片山	362-1-764(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
12	河之内	音田	362-1-765(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
13	吉久	板戸1	362-1-2596(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
14	南方	板戸2	362-1-2597(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
15	則之内	一ヶ谷	362-1-2672(1)	H29.6.30	愛媛県告示第788号	H29.6.30	愛媛県告示第788号
16	志津川	中池	361-I-75(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
17	山之内	神子野	361-I-758(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
18	上林	友清	361-I-2595(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
19	西岡	本村	361-I-5000(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
20	山之内	木地	361-II-1(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
21	山之内	木地	361-II-2(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
22	下林	伽藍	361-II-2(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
23	山之内	木地	361-II-3(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
24	山之内	奈良松	361-II-4(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
25	山之内	蔭地	361-II-5(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
26	山之内	蔭地	361-II-6(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
27	山之内	吾味	361-II-7(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
28	山之内	吾味	361-II-8(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
29	山之内	吾味	361-II-9(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
30	山之内	柚ノ木	361-II-10(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
31	山之内	柚ノ木	361-II-11(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
32	山之内	岡	361-II-13(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
33	山之内	岡	361-II-14(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
34	山之内	岡	361-II-16(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
35	山之内	竹谷	361-II-17(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
36	山之内	竹谷	361-II-18(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
37	山之内	荒木谷	361-II-19(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
38	山之内	荒木谷	361-II-21(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
39	山之内	除	361-II-22(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
40	山之内	除	361-II-23(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
41	山之内	除	361-II-24(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
42	山之内	除	361-II-25(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
43	樋口	宮地	361-II-26(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
44	樋口	横田	361-II-27(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
45	樋口	菖蒲	361-II-28(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
46	上村	上ノ段	361-Ⅱ-29(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
47	上村	上ノ段	361-Ⅱ-30(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
48	下林	西之谷	361-Ⅱ-31(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
49	下林	宮ノ段	361-Ⅱ-32(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
50	下林	仙幸寺	361-Ⅱ-33(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
51	下林	仙幸寺	361-Ⅱ-34(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
52	下林	別府	361-Ⅱ-35(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
53	下林	別府	361-Ⅱ-36(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
54	下林	定力	361-Ⅱ-37(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
55	下林	伽藍	361-Ⅱ-38(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
56	下林	八幡	361-Ⅱ-39(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
57	下林	八幡	361-Ⅱ-40(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
58	上林	友清	361-Ⅱ-41(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
59	上林	土山	361-Ⅱ-42(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
60	上林	土山	361-Ⅱ-43(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
61	上林	谷	361-Ⅱ-44(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
62	上林	中筋	361-Ⅱ-45(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
63	上林	土山	361-Ⅱ-46(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
64	上林	土山	361-Ⅱ-47(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
65	上林	花山	361-Ⅱ-48(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
66	上林	高智	361-Ⅱ-49(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
67	山之内	蔭地	361-Ⅱ-50(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
68	樋口	横田	361-Ⅱ-51(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
69	上林	上ノ段	361-Ⅱ-52(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
70	上林	谷	361-Ⅱ-53(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
71	上林	高智	361-Ⅱ-54(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
72	上林	高智	361-Ⅱ-55(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
73	上林	磬女童	361-Ⅱ-56(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
74	山之内	御所	361-Ⅱ-5000(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
75	山之内	御所	361-Ⅱ-5001(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
76	志津川	志津川	361-Ⅱ-5002(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
77	志津川	志津川	361-Ⅱ-5003(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
78	樋口	横田	361-Ⅱ-A1(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
79	山之内	木地	361-Ⅲ-130(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
80	山之内	木地	361-Ⅲ-131(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
81	山之内	木地	361-Ⅲ-133(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
82	山之内	木地	361-Ⅲ-136(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
83	山之内	木地	361-Ⅲ-137(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
84	山之内	木地	361-Ⅲ-140(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
85	山之内	奈良松	361-Ⅲ-142(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
86	山之内	奈良松	361-Ⅲ-146(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
87	山之内	奈良松	361-Ⅲ-152(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
88	山之内	奈良松	361-Ⅲ-154(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
89	山之内	馬木	361-Ⅲ-169(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
90	山之内	蔭地	361-Ⅲ-170(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
91	山之内	吾味	361-Ⅲ-187(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
92	山之内	吾味	361-Ⅲ-190(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
93	山之内	藤之内	361-Ⅲ-197(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
94	山之内	藤之内	361-Ⅲ-203(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
95	山之内	藤之内	361-Ⅲ-208(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
96	山之内	藤之内	361-Ⅲ-213(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
97	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-215(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
98	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-216(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
99	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-219(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
100	山之内	神子野	361-Ⅲ-220(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
101	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-221(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
102	山之内	除	361-Ⅲ-225(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
103	山之内	除	361-Ⅲ-226(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
104	山之内	御所	361-Ⅲ-228(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
105	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-229(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
106	山之内	御所	361-Ⅲ-232(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
107	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-233(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
108	山之内	大畑	361-Ⅲ-234(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
109	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-238(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
110	山之内	荒木谷	361-Ⅲ-241(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
111	山之内	岡	361-Ⅲ-242(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
112	山之内	岡	361-Ⅲ-245(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
113	上林	湧水	361-Ⅲ-254(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
114	樋口	横田	361-Ⅲ-256(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
115	樋口	横田	361-III-258(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
116	樋口	横田	361-III-259(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
117	樋口	横田	361-III-260(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
118	下林	横根	361-III-261(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
119	樋口	宮地	361-III-262(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
120	下林	横根	361-III-263(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
121	下林	横根	361-III-264(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
122	樋口	宮地	361-III-265(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
123	樋口	得久	361-III-267(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
124	志津川	志津川	361-III-271(2)	R3.3.26	愛媛県告示 第382号	-	-
125	志津川	志津川	361-III-273(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
126	下林	見舞野	361-III-275(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
127	下林	見舞野	361-III-277(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
128	下林	見舞野	361-III-278(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
129	下林	見舞野	361-III-279(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
130	下林	見舞野	361-III-280(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
131	下林	見舞野	361-III-283(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
132	下林	見舞野	361-III-284(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
133	下林	佐川	361-III-285(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
134	下林	別府	361-III-286(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
135	志津川	本村	361-III-287(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
136	下林	佐川	361-III-288(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号
137	下林	宮野段	361-III-290(1)	R3.3.26	愛媛県告示 第387号	R3.3.26	愛媛県告示 第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
138	松瀬川	三軒屋(3)	362-I-81(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
139	北方	且ノ上	362-I-760(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
140	滑川	下仲屋	362-I-766(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
141	明河	九騎	362-I-767(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
142	明河	九騎A	362-I-768(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
143	明河	海上	362-I-769(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
144	明河	海上	362-II-1(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
145	明河	海上	362-II-2(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
146	井内	井内上(6)	362-II-2(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
147	滑川	梅藪	362-II-3(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
148	滑川	梅藪	362-II-4(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
149	則之内	井内下(11)	362-II-4(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
150	滑川	桜	362-II-5(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
151	井内	井内下(13)	362-II-5(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
152	滑川	桜	362-II-6(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
153	井内	井内上(7)	362-II-6(2)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
154	滑川	伊之曾	362-II-7(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
155	河之内	土谷(16)	362-II-7(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
156	滑川	伊之曾	362-II-8(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
157	滑川	伊之曾	362-II-9(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
158	則之内	則之内4	362-II-9(2)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
159	滑川	伊之曾	362-II-10(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
160	則之内	保免3	362-II-10(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
161	滑川	伊之曾	362-Ⅱ-11(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
162	則之内	保免4	362-Ⅱ-11(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
163	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-12(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
164	則之内	保免5	362-Ⅱ-12(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
165	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-13(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
166	則之内	保免6	362-Ⅱ-13(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
167	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-14(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
168	則之内	惣田谷下12	362-Ⅱ-14(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
169	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-15(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
170	則之内	惣田谷下13	362-Ⅱ-15(2)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
171	北方	旦之上	362-Ⅱ-16(2)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
172	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-17(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
173	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-18(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
174	滑川	下仲屋	362-Ⅱ-19(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
175	滑川	下仲屋	362-Ⅱ-20(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
176	滑川	下仲屋	362-Ⅱ-21(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
177	滑川	郷	362-Ⅱ-22(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
178	滑川	郷	362-Ⅱ-23(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
179	滑川	弥助成	362-Ⅱ-24(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
180	滑川	弥助成	362-Ⅱ-25(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
181	滑川	弥助成	362-Ⅱ-26(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
182	滑川	弥助成	362-Ⅱ-27(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
183	河之内	相之谷(1)	362-Ⅱ-28(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
184	河之内	相之谷(2)	362-II-30(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
185	河之内	土谷(1)	362-II-31(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
186	河之内	土谷(2)	362-II-32(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
187	河之内	土谷(3)	362-II-33(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
188	河之内	土谷(4)	362-II-34(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
189	河之内	土谷(5)	362-II-35(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
190	河之内	土谷(6)	362-II-36(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
191	河之内	土谷(7)	362-II-37(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
192	河之内	土谷(8)	362-II-38(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
193	河之内	土谷(9)	362-II-39(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
194	河之内	土谷(10)	362-II-40(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
195	河之内	土谷(11)	362-II-41(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
196	河之内	土谷(12)	362-II-42(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
197	河之内	土谷(13)	362-II-43(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
198	河之内	土谷(14)	362-II-44(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
199	河之内	問屋(2)	362-II-46(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
200	河之内	問屋(3)	362-II-47(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
201	河之内	問屋(4)	362-II-48(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
202	河之内	問屋(5)	362-II-49(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
203	河之内	問屋(7)	362-II-51(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
204	河之内	問屋(8)	362-II-52(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
205	河之内	日浦(1)	362-II-53(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
206	河之内	日浦(2)	362-II-54(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
207	河之内	日浦(3)	362-II-55(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
208	河之内	日浦(4)	362-II-56(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
209	河之内	日浦(5)	362-II-57(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
210	河之内	狩場(1)	362-II-58(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
211	河之内	狩場(2)	362-II-59(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
212	河之内	狩場(3)	362-II-60(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
213	河之内	狩場(4)	362-II-61(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
214	河之内	狩場(5)	362-II-62(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
215	河之内	狩場(6)	362-II-63(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
216	河之内	狩場(8)	362-II-65(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
217	河之内	狩場(9)	362-II-66(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
218	河之内	音田(1)	362-II-67(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
219	河之内	音田(2)	362-II-68(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
220	河之内	音田(3)	362-II-69(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
221	河之内	音田(4)	362-II-70(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
222	河之内	音田(5)	362-II-71(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
223	河之内	音田(6)	362-II-72(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
224	河之内	音田(7)	362-II-73(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
225	河之内	音田(8)	362-II-74(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
226	河之内	音田(9)	362-II-75(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
227	松瀬川	川筋(8)	362-II-76(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
228	松瀬川	川筋(2)	362-II-77(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
229	松瀬川	川筋	362-II-78(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
230	松瀬川	川筋(3)	362-II-79(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
231	松瀬川	川筋(4)	362-II-80(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
232	松瀬川	添谷(1)	362-II-81(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
233	松瀬川	添谷(2)	362-II-82(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
234	松瀬川	添谷(3)	362-II-83(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
235	松瀬川	鳥ノ子(1)	362-II-85(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
236	松瀬川	鳥ノ子(2)	362-II-86(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
237	松瀬川	三軒屋(4)	362-II-87(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
238	松瀬川	三軒屋(5)	362-II-88(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
239	松瀬川	三軒屋(6)	362-II-89(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
240	松瀬川	三軒屋(7)	362-II-90(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
241	松瀬川	三軒屋(8)	362-II-91(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
242	松瀬川	三軒屋(1)	362-II-92(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
243	松瀬川	原	362-II-93(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
244	井内	井内中(1)	362-II-94(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
245	井内	井内中(2)	362-II-95(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
246	井内	井内中(3)	362-II-96(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
247	井内	井内中(4)	362-II-97(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
248	井内	井内中(7)	362-II-100(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
249	井内	井内中(8)	362-II-101(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
250	井内	井内西(1)	362-II-102(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
251	井内	井内西(2)	362-II-103(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
252	則之内	井内下(1)	362-II-104(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
253	井内	井内下(2)	362-II-105(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
254	井内・則之内	井内下(3)	362-II-106(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
255	井内	井内下(4)	362-II-107(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
256	井内	井内下(5)	362-II-108(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
257	則之内	惣田谷上1	362-II-109(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
258	則之内	惣田谷下1	362-II-110(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
259	則之内	惣田谷下2	362-II-111(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
260	則之内	惣田谷下3	362-II-112(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
261	則之内	惣田谷下4	362-II-113(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
262	則之内	惣田谷下5	362-II-114(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
263	則之内	惣田谷下6	362-II-115(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
264	則之内	和田丸1	362-II-116(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
265	則之内	和田丸2	362-II-117(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
266	則之内	和田丸3	362-II-118(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
267	則之内	和田丸4	362-II-119(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
268	則之内	和田丸5	362-II-120(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
269	則之内	和田丸6	362-II-121(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
270	則之内	和田丸7	362-II-122(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
271	則之内	保免1	362-II-123(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
272	則之内	徳吉1	362-II-124(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
273	則之内	徳吉2	362-II-125(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
274	則之内	則之内1	362-II-126(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
275	則之内	則之内2	362-II-127(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
276	則之内	永野	362-Ⅱ-128(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
277	南方	天神1	362-Ⅱ-130(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
278	南方	天神2	362-Ⅱ-131(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
279	南方	天神3	362-Ⅱ-132(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
280	吉久	畑田川	362-Ⅱ-133(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
281	則之内	和田丸8	362-Ⅱ-134(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
282	則之内	和田丸9	362-Ⅱ-135(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
283	滑川	梅藪	362-Ⅱ-136(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
284	滑川	梅藪	362-Ⅱ-137(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
285	滑川	桜	362-Ⅱ-138(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
286	滑川	伊之曾	362-Ⅱ-140(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
287	滑川	下仲屋	362-Ⅱ-141(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
288	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-142(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
289	滑川	上仲屋	362-Ⅱ-143(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
290	滑川	弥助成	362-Ⅱ-145(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
291	滑川	弥助成	362-Ⅱ-146(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
292	河之内	相之谷(3)	362-Ⅱ-147(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
293	河之内	相之谷(4)	362-Ⅱ-148(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
294	河之内	相之谷(5)	362-Ⅱ-149(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
295	河之内	土谷(15)	362-Ⅱ-150(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
296	河之内	問屋(9)	362-Ⅱ-151(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
297	河之内	日浦(7)	362-Ⅱ-153(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
298	松瀬川	川筋(5)	362-Ⅱ-154(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
299	松瀬川	川筋(6)	362-Ⅱ-155(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
300	松瀬川	川筋(7)	362-Ⅱ-156(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
301	松瀬川	三軒屋(9)	362-Ⅱ-157(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
302	松瀬川	三軒屋(10)	362-Ⅱ-158(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
303	松瀬川	三軒屋(11)	362-Ⅱ-159(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
304	松瀬川	音田(1)	362-Ⅱ-160(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
305	松瀬川	音田(2)	362-Ⅱ-161(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
306	松瀬川	音田(3)	362-Ⅱ-162(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
307	松瀬川	檜皮(1)	362-Ⅱ-163(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
308	井内	井内下(6)	362-Ⅱ-164(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
309	井内	井内下(7)	362-Ⅱ-165(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
310	井内	井内下(8)	362-Ⅱ-166(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
311	則之内	井内下(9)	362-Ⅱ-167(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
312	則之内	井内下(10)	362-Ⅱ-168(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
313	井内	井内下(12)	362-Ⅱ-169(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
314	井内	井内西(3)	362-Ⅱ-170(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
315	井内	井内西(4)	362-Ⅱ-171(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
316	井内	井内西(5)	362-Ⅱ-172(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
317	井内	井内西(6)	362-Ⅱ-173(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
318	井内	井内西(7)	362-Ⅱ-174(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
319	井内	井内西(8)	362-Ⅱ-175(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
320	井内	井内中(5)	362-Ⅱ-176(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
321	井内	井内中(9)	362-Ⅱ-177(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
322	井内	井内中(6)	362-II-178(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
323	井内	井内中(10)	362-II-179(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
324	井内	井内上(1)	362-II-180(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
325	井内	井内上(2)	362-II-181(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
326	井内	井内上(3)	362-II-182(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
327	井内	井内上(4)	362-II-183(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
328	井内	井内上(5)	362-II-184(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
329	則之内	則之内3	362-II-185(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
330	則之内	保免2	362-II-186(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
331	則之内	惣田谷下7	362-II-187(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
332	則之内	惣田谷下8	362-II-188(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
333	則之内	惣田谷下9	362-II-190(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
334	則之内	惣田谷下10	362-II-191(1)	R3.3.26	愛媛県告示第382号	-	-
335	則之内	惣田谷下11	362-II-192(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
336	則之内	惣田谷上2	362-II-193(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
337	則之内	惣田谷上4	362-II-195(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
338	則之内	惣田谷上5	362-II-196(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
339	則之内	和田丸10	362-II-197(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
340	則之内	板屋の子2	362-II-198(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
341	則之内	板屋の子3	362-II-199(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
342	則之内	板屋の子4	362-II-200(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
343	則之内	板屋の子5	362-II-201(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
344	則之内	板屋の子1	362-II-202(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
345	南方	天神 4	362-II-203(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
346	吉久	吉久	362-II-204(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
347	河之内	狩場(10)	362-II-205(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
348	河之内	日浦(8)	362-II-206(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
349	河之内	土屋	362-II-207(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
350	松瀬川	中坪	362-III-3(2)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
351	滑川	海上	362-III-9(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
352	滑川	明河	362-III-12(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
353	滑川	海上	362-III-13(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
354	滑川	明河	362-III-16(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
355	滑川	海上	362-III-18(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
356	滑川	明河	362-III-19(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
357	滑川	海上	362-III-20(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
358	滑川	梅藪	362-III-24(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
359	滑川	下弥助成	362-III-25(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
360	滑川	伊之曾	362-III-28(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
361	滑川	上弥助成	362-III-33(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
362	滑川	伊之曾	362-III-34(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
363	滑川	下弥助成	362-III-35(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
364	滑川	下弥助成	362-III-37(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
365	滑川	下弥助成	362-III-38(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
366	河之内	落手(1)	362-III-45(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
367	河之内	落手(5)	362-III-49(1)	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
368	河之内	土谷(17)	362-Ⅲ-57(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
369	河之内	中子(2)	362-Ⅲ-75(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
370	河之内	札場(1)	362-Ⅲ-79(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
371	河之内	黒岩(5)	362-Ⅲ-81(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
372	河之内	日浦(9)	362-Ⅲ-83(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
373	河之内	中子(4)	362-Ⅲ-85(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
374	松瀬川	添谷(4)	362-Ⅲ-94(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
375	河之内	日浦(11)	362-Ⅲ-96(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
376	松瀬川	添谷(5)	362-Ⅲ-97(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
377	松瀬川	添谷(6)	362-Ⅲ-98(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
378	河之内	徳吉(3)	362-Ⅲ-102(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
379	松瀬川	添谷(7)	362-Ⅲ-103(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
380	河之内	徳吉(4)	362-Ⅲ-104(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
381	松瀬川	添谷(8)	362-Ⅲ-105(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
382	則之内・河之内	徳吉(5)	362-Ⅲ-107(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
383	松瀬川	添谷(9)	362-Ⅲ-107(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
384	松瀬川	添谷(10)	362-Ⅲ-108(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
385	則之内	徳吉(6)	362-Ⅲ-111(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
386	松瀬川	川添(4)	362-Ⅲ-112(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
387	松瀬川	新畑	362-Ⅲ-113(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
388	松瀬川	桧皮(1)	362-Ⅲ-116(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
389	松瀬川	川添(5)	362-Ⅲ-117(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
390	松瀬川	川添(1)	362-Ⅲ-121(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
391	松瀬川	川添(2)	362-Ⅲ-126(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
392	松瀬川	添谷(12)	362-Ⅲ-127(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
393	松瀬川	桧皮(2)	362-Ⅲ-128(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
394	松瀬川	桧皮(4)	362-Ⅲ-132(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
395	松瀬川	桧皮(5)	362-Ⅲ-135(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
396	松瀬川	桧皮(6)	362-Ⅲ-138(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
397	井内	恵良(1)	362-Ⅲ-150(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
398	松瀬川	鳥ノ子(3)	362-Ⅲ-153(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
399	井内	恵良(3)	362-Ⅲ-155(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
400	則之内	岡	362-Ⅲ-157(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
401	松瀬川	三軒屋(12)	362-Ⅲ-158(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
402	井内	恵良(2)	362-Ⅲ-159(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
403	松瀬川	三軒屋(2)	362-Ⅲ-163(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
404	松瀬川	鳥ノ子(4)	362-Ⅲ-164(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
405	松瀬川	三軒屋(13)	362-Ⅲ-165(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
406	松瀬川	鳥ノ子(5)	362-Ⅲ-168(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
407	松瀬川	横灘(2)	362-Ⅲ-178(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
408	井内	北間	362-Ⅲ-179(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
409	松瀬川	三軒屋(14)	362-Ⅲ-181(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
410	松瀬川	横灘(3)	362-Ⅲ-186(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
411	南方	天神5	362-Ⅲ-188(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
412	則之内	一ヶ谷	362-Ⅲ-189(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
413	則之内	宿野	362-Ⅲ-191(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
414	井内	中野(1)	362-Ⅲ-192(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
415	井内	中野	362-Ⅲ-193(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
416	松瀬川	横灘(4)	362-Ⅲ-194(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
417	南方	天神6	362-Ⅲ-195(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
418	松瀬川	横灘(5)	362-Ⅲ-196(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
419	南方	天神7	362-Ⅲ-204(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
420	則之内	久米領	362-Ⅲ-206(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
421	則之内	三島井出1	362-Ⅲ-209(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
422	則之内	枇杷坂2	362-Ⅲ-210(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
423	則之内	枇杷坂3	362-Ⅲ-211(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
424	則之内	三島井出2	362-Ⅲ-212(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
425	則之内	大根木口	362-Ⅲ-214(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
426	北方	上海上	362-Ⅲ-222(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号
427	吉久	向井川	362-Ⅲ-246(1)	R3.3.26	愛媛県告示第387号	R3.3.26	愛媛県告示第387号

## 2-3 土石流 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	山之内 麓	おそふえ谷	361-1	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
2	山之内 麓	猿屋谷	361-2	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
3	山之内 麓	池ヶ谷	361-3-1	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
4	山之内 麓	池ヶ谷	361-3-2	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
5	山之内 麓	池ヶ谷	361-3-3	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
6	山之内 中塚	大祖ノ谷	361-4	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
7	山之内 柚ノ木	大野谷	361-5	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
8	山之内 神子野	鍛屋谷	361-8	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
9	山之内 岡	坊ヶ谷	361-9	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
10	吉久 畑川	荒神谷	361-11	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
11	吉久 吉久	大谷	362-12	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
12	吉久 板戸	東大谷	362-14	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
13	則之内 和田丸	堀ノ谷	362-15	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
14	則之内 和田丸	北谷	362-16	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
15	則之内 和田丸	駄場谷	362-17	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
16	則之内 枇杷坂	枇杷坂谷	362-18	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
17	則之内 和田丸	アリノ木谷	362-19	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
18	則之内惣田谷下	久尾谷	362-21	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
19	則之内惣田谷下	花谷	362-22	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
20	井内 井内下	太郎兵衛谷	362-23	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
21	井内 井内下	大根木谷	362-24	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
22	井内 井内下	スクモツカ谷	362-25	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
23	井内 井内下	蔵本谷	362-26	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
24	井内 井内西	宮川	362-27	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
25	井内 井内上	根無谷川	362-28	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
26	則之内惣田谷上	惣田谷川	362-29	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
27	則之内 久米領	久米両川	362-30	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
28	則之内惣田谷下	トナ谷	362-31	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
29	則之内 宿野	上宿野谷	362-32	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
30	則之内 一ヶ谷	一ヶ谷川	362-34	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
31	則之内 永野	上池谷	362-35	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
32	則之内 岡	西の谷川	362-36	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
33	則之内 岡	栗ノ木川	362-37	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
34	則之内 岡	山之神谷川	362-38	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
35	則之内 則之内	丁字ヶ谷川	362-39-1	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
36	則之内 則之内	丁字ヶ谷川	362-39-2	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
37	則之内 則之内	ガラガ谷	362-40	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
38	河之内 宝蔵寺	宝蔵寺谷	362-41	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
39	河之内 宝蔵寺	宝蔵寺上谷	362-42	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
40	河之内 狩場	木地屋谷	362-45	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
41	河之内 問屋	弓折谷	362-46	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
42	河之内 日浦	カゴイケ谷	362-48	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
43	河之内 日浦	野地谷	362-49	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
44	河之内 上音田	柳そ谷	362-50	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
45	河之内 上音田	上音田谷	362-51	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
46	河之内 音田	前谷	362-53	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
47	河之内 徳吉	榎木谷	362-54	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
48	河之内 徳吉	滑ヶ谷	362-55	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
49	河之内 徳吉	障子ヶ谷	362-56	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
50	河之内 徳吉	トクヨシ谷	362-57	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
51	河之内 徳吉	小谷	362-58	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
52	河之内 徳吉	宮ノ谷	362-59	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
53	河之内 徳吉	片山谷	362-60	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
54	河之内 三軒屋	三軒屋谷	362-61	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
55	松瀬川 添谷	トビノ上谷	362-62	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
56	松瀬川 添谷	トビノ下谷	362-63	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
57	松瀬川 川筋	古屋谷	362-64	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
58	松瀬川 川筋	宮ノ谷	362-65	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
59	松瀬川 川筋	石谷	362-66	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
60	松瀬川 三軒屋	池ノ谷	362-67	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
61	松瀬川 原	小渋谷	362-68	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号
62	山之内 木地	上七郎行谷	361-6	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
63	山之内 神子野	ゆずりは谷	361-7	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
64	山之内 荒木谷	荒木谷	361-10	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
65	吉久 向井川	アキガ谷	362-13	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
66	則之内 和田丸	角田下谷	362-20	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
67	河之内 狩場	狩場川	362-43	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
68	河之内 狩場	成谷川	362-44	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
69	河之内 問屋	高智川	362-47	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
70	河之内 上音田	奥谷	362-52	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 548 号	-	-
71	下林	下林 8 号谷	361-1295	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号
72	下林	別府川	361-1297	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号
73	下林	下林 10 号谷	361-1298	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号
74	下林	下林 2 号谷	361-1300	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号
75	上村	上ノ段 1 号谷	361-1303	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号
76	上村	上村谷	361-1305	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1538 号
77	上村	上ノ段 2 号谷	361-1304	H21. 12. 15	愛媛県告示 第 1534 号	-	-
78	下林	下林 4 号谷	361-1290	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 787 号	-	-
79	上村	サガリ川	361-1301	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 787 号	-	-
80	下林	下林 3 号谷	361-1289-1	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号
81	下林	下林 3 号谷	361-1289-2	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号
82	下林	重信 5 号谷	361-1306	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号
83	滑川	滑川 2 号谷	362-1307	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号
84	明河	九騎南川	362-1309	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号
85	河之内	ふな谷川	362-1313	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号	H29. 6. 30	愛媛県告示 第 788 号
86	則之内一ヶ谷	シブ谷	362-33	H19. 3. 27	愛媛県告示 第 546 号	-	-
87	上林	花山谷	361-1291	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
88	上林	カシヤマ川	361-1292	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
89	上林	花山 2 号谷	361-1293	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
90	上林	大口谷川	361-1294-1	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
91	上林	大口谷川	361-1294-2	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
92	下林	下林 11 号谷	361-1296	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
93	上村	本谷川	361-1302-1	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
94	上村	本谷川	361-1302-2	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
95	上村	本谷川	361-1302-3	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
96	上村	本谷川	361-1302-4	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
97	下林	下林 9 号谷	361-2157	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
98	上林	重信 1 号谷	361-2158- 1	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
99	上林	重信 1 号谷	361-2158- 2	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
100	上林	上林 2 号谷	361-2159	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
101	上林	上林 1 号谷	361-2160	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
102	上林	湧水谷川	361-2161-1	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
103	上林	湧水谷川	361-2161-2	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
104	下林	重信 4 号谷	361-2162	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
105	下林	重信 3 号谷	361-2163	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
106	下林	重信 2 号谷	361-2164	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
107	下林	下林 7 号谷	361-2165	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
108	下林	下林 6 号谷	361-2166	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
109	下林	下林 5 号谷	361-2167-1	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
110	下林	下林 5 号谷	361-2167-2	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
111	下林	下林 5 号谷	361-2167-3	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
112	下林	下林 12 号谷	361-2168	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
113	滑川	小谷川	362-1308	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
114	明河	川内 3 号谷	362-1310	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
115	明河	谷の奥川	362-1311	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
116	明河	川内 4 号谷	362-1312	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
117	河之内	河之内 7 号谷	362-1314	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
118	河之内	惣野川	362-1315	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
119	田桑	田鋤川	362-2169	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
120	滑川	滑川 1 号谷	362-2170	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
121	滑川	滑川 3 号谷	362-2171	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
122	滑川	郷谷川	362-2172-1	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
123	滑川	郷谷川	362-2172-2	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
124	滑川	川内 1 号谷	362-2173	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
125	滑川	川内 2 号谷	362-2174	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
126	滑川	桜谷川	362-2175	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
127	滑川	山麓川	362-2176	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
128	滑川	九騎川	362-2177-1	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
129	滑川	九騎川	362-2177-2	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
130	滑川	伊之曾 1 号谷	362-2178	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
131	滑川	郷谷川	362-2179	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
132	滑川	伊之曾 2 号谷	362-2180	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
133	河之内	鴨川	362-2181	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
134	河之内	ひい谷川	362-2182	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
135	河之内	土谷谷	362-2183	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
136	河之内	河之内 3 号谷	362-2184	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
137	河之内	河之内 8 号谷	362-2185	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
138	河之内	河之内 5 号谷	362-2186	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
139	河之内	河之内 6 号谷	362-2187	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
140	河之内	中ノ子川	362-2188	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
141	河之内	相之谷川	362-2189	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
142	河之内	河之内 1 号谷	362-2190	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
143	河之内	河之内 2 号谷	362-2191	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 387 号
144	下林	下林 1 号谷	361-1229- 1	R4. 12. 9	愛媛県告示 第 1238 号	R4. 12. 9	愛媛県告示 第 1238 号
145	下林	下林 1 号谷	361-1229- 2	R4. 12. 9	愛媛県告示 第 1240 号	R4. 12. 9	愛媛県告示 第 1240 号

## 2-4 地すべり 警戒区域・特別警戒区域指定箇所一覧

番号	所在地	区域名・番号		警戒区域		特別警戒区域	
				指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
1	山之内	麓	361-J-106	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
2	上林	利山	361-J-107	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
3	上林	花山	361-J-493	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
4	上林	湧水	361-J-494	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
5	上林	警女童	361-J-495	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
6	上林	警女童	361-NK-127	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
7	松瀬川	水越	362-J-90	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
8	松瀬川	上ノ段	362-J-91	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
9	土谷	河之内	362-J-92	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
10	河之内	音田	362-J-93	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
11	河之内	日浦	362-J-94	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
12	河之内	大屋敷	362-J-95	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
13	河之内	狩場	362-J-96	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
14	河之内	問屋	362-J-97	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
15	河之内	黒岩	362-J-98	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
16	則之内西	板屋ノ子	362-J-99	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
17	井内	惣田谷	362-J-100	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
18	井内	奥惣田谷	362-J-101	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
19	井内	中（北間）	362-J-102	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
20	井内	仲屋	362-J-103	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
21	井内	大平	362-J-104	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-
22	則之内西・ 井内	久尾	362-J-105	R3. 3. 26	愛媛県告示 第 382 号	-	-

## 2-5 山腹崩壊危険地区一覧

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
1	215-003	山之内	吾味	1		市道	有	概成
2	215-009	山之内		6	5	県道ほか	有	概成
3	361-001	山之内	藤之内	1	3	県道	有	一部概成
4	361-002	山之内	神子野	3	12	県道	有	概成
5	361-003	山之内	藤之内	3	6	農道	有	無
6	361-004	山之内	木地	2	2	県道	有	概成
7	361-005	山之内	木地	4	1	県道	有	概成
8	361-006	山之内	木地	5	2	県道	有	概成
9	361-007	山之内	木地	2	4	県道	有	無
10	361-008	山之内	岡	2	5	農道	有	一部概成
11	361-009	山之内	岡	1	3		有	無
12	361-010	山之内		1	4	県道	有	無
13	361-011	山之内	竹ヶ谷	2	2		有	無
14	361-012	山之内	麓	2	40	市道	有	一部概成
15	361-013	山之内	荒木谷	4	20	県道	有	無
16	361-014	山之内	荒木谷口	4	6	県道ほか	有	無
17	361-015	山之内	大畑	3	6	県道	有	概成
18	361-016	山之内	大畑	7	10	県道	有	概成
19	361-017	山之内	大畑	2	8	県道	有	概成
20	361-018	山之内	大畑	3	16	市道	有	概成
21	361-019	樋口		1	30	市道	無	概成
22	215-001	上林	花山	1	8	県道	有	概成

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
23	361-024	上林	花山	2	40	市道	無	無
24	361-027	上林	湧水	7	15	市道ほか	有	概成
25	361-028	上林	井ノ窪	2	12	市道ほか	有	概成
26	361-020	下林	定刀	2	11	農道	無	無
27	361-021	下林	別府	2	25	市道	無	無
28	361-022	下林	見舞野	4	7	市道	無	無
29	361-025	下林		5	8	市道	有	無
30	361-026	下林	佐川	5	10	市道	有	無
31	361-023	上村		1	10	県道	無	無
32	362-035	河之内	宝蔵寺	4	15		有	概成
33	362-036	河之内	日浦	3	20		有	概成
34	362-037	河之内	黒岩	1	5	県道	有	概成
35	362-038	河之内	大屋敷	4	15	県道	有	概成
36	362-039	河之内	間屋	3	12	県道	有	概成
37	215-002	則之内	板屋ノ子	3	2	市道	有	概成
38	215-008	則之内		8	4		有	概成
39	362-011	則之内		2	3	県道	有	概成
40	362-018	則之内	片山	1	12	市道	無	無
41	362-026	則之内	和田丸	2	10		有	概成
42	362-027	則之内	板屋ノ子	1	2	市道	有	一部概成
43	362-028	則之内	枇杷板	2	5	県道	有	概成
44	215-004	井内	コシキ藪	14	9	県道	有	未成
45	215-005	井内	恵良	6	10		有	未成

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
46	215-006	井内	和田丸前	3	5		有	一部概成
47	215-007	井内	板屋ノ子	5	4		有	一部概成
48	362-029	井内	久米両	1	12	市道	無	無
49	362-030	井内	宿野	2	4	市道	有	未成
50	362-031	井内	久尾	1	7	県道	有	一部概成
51	362-032	井内	大元	1	8	市道	有	一部概成
52	362-033	井内	奥惣田谷	1	8	市道	有	一部概成
53	362-034	井内	庄屋元	2	5	県道	無	無
54	362-048	井内	スギ谷	2	20	県道	有	概成
55	362-019	滑川	下弥助成	3	13		無	無
56	362-020	滑川	上弥助成	3	7	県道	無	概成
57	362-021	滑川	郷	1	5		無	無
58	362-022	滑川	上弥助成	2	3		無	無
59	362-023	滑川	下仲屋	3	26	県道	無	無
60	362-024	滑川	下仲屋	1	7		無	概成
61	362-025	滑川	下仲屋	3	6	県道	無	無
62	362-040	滑川	上仲屋	1	3	県道	無	無
63	362-041	滑川	上仲屋	3	3		無	概成
64	362-042	滑川	梅川	2	8	県道	無	無
65	362-043	滑川	九騎	2	9		無	無
66	362-044	滑川	九騎	3	9		無	無
67	362-045	滑川	海上	2		県道	無	無
68	362-046	滑川	海上	2	5	県道	有	無

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
69	362-047	滑川	海上	3	40	県道	有	概成
70	362-049	滑川	九騎	2	6	市道	無	無
71	362-050	滑川	梅藪	2	2		無	無
72	362-012	土谷	落手	4	8	国道ほか	無	無
73	362-013	土谷		1	30	県道	有	概成
74	362-015	土谷		2	6	県道	無	無
75	362-016	土谷		2	7	県道	有	一部概成
76	362-017	土谷		1	10	市道	無	無
77	362-001	松瀬川	川筋	3	7	県道	有	概成
78	362-002	松瀬川	川筋	2	4		有	概成
79	362-003	松瀬川	川筋	3	4	県道	無	概成
80	362-004	松瀬川	新畑	4	12	県道ほか	有	概成
81	362-005	松瀬川	音田	3	10	市道	有	概成
82	362-006	松瀬川	添谷	1	8	市道	有	概成
83	362-007	松瀬川	鳥ノ子	3	12	市道	無	概成
84	362-008	松瀬川	原	1	10	市道	無	概成
85	362-009	松瀬川	三軒家	1	8	県道	無	無
86	362-014	松瀬川	桧皮田	2	15	県道	無	概成
87	362-010	南方	島潰	3	31	市道	有	一部概成

## 2-6 崩壊土砂流出危険地区一覧

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
1	215-001	山之内	且之上	1.28		林道	有	無
2	215-005	山之内	曲谷	0.18	1	市道ほか	有	概成
3	361-001	山之内	池ヶ谷	2.64	4	市道	有	一部概成
4	361-002	山之内	美ノ谷	6.42	5	市道	有	一部概成
5	361-003	山之内	上成	0.12	16	県道	有	一部概成
6	361-004	山之内	本谷	3.55		市道	有	一部概成
7	361-005	山之内	麓谷	0.92	25	市道	有	一部概成
8	361-006	山之内	御所	0.82	1	市道	有	概成
9	361-016	山之内	大野	1.36		市道	有	無
10	361-017	山之内	大野	1.66		市道	有	無
11	361-018	山之内	岡	0.81	6		有	概成
12	361-019	山之内	小松谷	7.42	10	県道	有	一部概成
13	361-020	山之内	白潰（陰地谷）	15.42	15	県道ほか	有	一部概成
14	361-021	山之内	黒滝	2.5	5	県道ほか	有	一部概成
15	361-022	山之内	藤の内	1.6	5	県道ほか	有	一部概成
16	361-023	山之内	中塚	1.27	10	県道	有	一部概成
17	361-024	山之内	荒木谷	0.22	25	県道	有	一部概成
18	361-025	山之内	荒木谷	0.54	25	県道	有	概成
19	361-026	山之内	竹谷	0.59	10	県道	有	一部概成
20	361-027	山之内	除	0.32	20	県道	有	一部概成
21	361-029	山之内		0.26	5	県道	有	一部概成
22	361-030	山之内		1.36		県道	有	概成

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
23	361-031	山之内	七郎下	4.18	2		有	無
24	361-032	山之内		0.21	4	県道	有	概成
25	361-033	山之内		3.79	2	県道	有	一部概成
26	361-034	山之内	赤子谷	20.57	2	県道	有	一部概成
27	361-035	山之内		0.21		県道	有	一部概成
28	361-036	山之内		1.03	5	県道	有	概成
29	361-037	山之内		1.16	4	県道	有	無
30	361-038	山之内		0.51	6	県道	有	無
31	361-039	山之内	竹谷	3.36	3	市道	有	概成
32	361-040	山之内		1.85	6	県道	有	概成
33	361-041	山之内		0.57	10	県道	有	概成
34	361-042	山之内		2.94	10	県道	有	一部概成
35	361-043	山之内		3.69	6	県道	有	無
36	361-044	山之内		3.39	1	市道	有	無
37	361-045	山之内	岡	2.35	5	県道	有	一部概成
38	361-046	山之内	岡	1.5	5	県道	有	無
39	361-047	山之内	岡	1.77	5	県道	有	無
40	361-048	山之内	岡	0.84	5	県道	有	無
41	361-049	山之内		9.42	5	県道	有	一部概成
42	361-050	山之内		1.32	5	県道	有	概成
43	361-051	山之内		3.5	5	県道	有	無
44	361-052	山之内		8.64	5	県道	有	一部概成
45	361-056	山之内		1.58		県道	有	概成

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
46	361-059	山之内	大畑	0.79	12	市道	有	一部概成
47	361-015	樋口	菖浦谷	3.76	14	県道	有	概成
48	361-028	樋口	日吉谷	6.69	32	国道ほか	有	一部概成
49	361-058	樋口		2.18	30	国道ほか	有	一部概成
50	361-060	志津川		2.09	20	国道	有	一部概成
51	361-061	志津川		2.07	20	国道	無	無
52	361-014	西岡	東谷	3.93			有	概成
53	361-007	上林	五十蒔	1.39		市道	有	無
54	361-008	上林	蛇泉坊	0.77		農道	有	無
55	361-009	上林		1.56	25	県道ほか	有	一部概成
56	361-010	上林	荒谷	0.67	12	県道ほか	有	概成
57	361-011	上林	小根木	1.13	15	市道	有	概成
58	361-012	上林	利山	5.61	8		有	一部概成
59	361-013	上林	檜山	1.36	15	市道	有	一部概成
60	361-053	上林		1.43	10	市道	有	一部概成
61	361-054	上林	湧水	1.61	12	県道ほか	有	一部概成
62	361-055	上林		2.42	15	県道ほか	有	未成
63	361-057	上林	八幡	2.35	35	県道	有	一部概成
64	361-063	上林	友瀬	0.61	10	市道	有	概成
65	361-062	下林	八幡	2.41	15	市道	有	一部概成
66	215-014	上村	山之神	0.49	35	県道ほか	有	一部概成
67	215-010	河之内		0.56	26		有	概成
68	215-012	河之内		0.65		県道	有	概成

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
69	215-013	河之内	問屋	0.43		県道	有	無
70	215-015	河之内	唐岬	1.76	40	県道	有	一部概成
71	215-017	河之内	白猪ノ滝	0.17	15	国道ほか	有	概成
72	215-022	河之内	黒岩	0.68	5		有	無
73	362-005	河之内	相之谷①	1.18	10	市道	有	一部概成
74	362-006	河之内	相之谷	0.85		市道	有	一部概成
75	362-010	河之内	音田①	0.94	5	県道	有	一部概成
76	362-011	河之内	音田②	4.8	12	県道	有	概成
77	362-020	河之内	日浦	1.59	7	市道	有	一部概成
78	362-028	河之内	狩場	1.2	30	県道ほか	有	一部概成
79	362-030	河之内	三本松	3.96	50	国道	有	一部概成
80	362-035	河之内	黒岩	1.01	8	市道	有	概成
81	362-036	河之内	問屋	0.14	12	国道	有	概成
82	215-006	則之内	永野	0.2	12	国道	有	一部概成
83	215-007	則之内	板屋ノ子	0.05	2	市道	有	一部概成
84	215-020	則之内	ナメラ谷	2.23	10		有	一部概成
85	215-021	則之内	板屋ノ子	0.41	10		有	一部概成
86	362-008	則之内	ホトロ	1.96	11	市道ほか	有	一部概成
87	362-009	則之内	カケザコ	4.62	30	国道ほか	有	一部概成
88	362-013	則之内	久尾	3.17	7	市道	有	一部概成
89	362-014	則之内	久尾	2.7	6	市道	有	一部概成
90	362-016	則之内	惣田谷下	3.39	9	市道	有	一部概成
91	362-017	則之内	惣田谷下	0.39	6	市道	有	一部概成

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
92	362-018	則之内	惣田谷下	1.39	6	市道	有	一部概成
93	362-019	則之内	惣田谷上	7.08	5	市道	有	概成
94	362-025	則之内	一ヶ谷	1.22	80	国道	有	一部概成
95	362-026	則之内	上坂	0.18	50	国道	有	概成
96	362-027	則之内	蛇持谷	0.88	60	県道	有	一部概成
97	362-033	則之内	和田丸	1.09	10	県道	有	概成
98	215-004	井内	庄屋元	0.63	17	県道ほか	有	概成
99	215-008	井内	大元	0.11	11	市道	有	概成
100	215-009	井内	枇杷坂	0.07	10	県道ほか	有	概成
101	215-011	井内		0.2	20		有	一部概成
102	362-015	井内	大根木	0.75	10	市道	有	概成
103	215-019	滑川	井ノ曾	1.87	12	県道ほか	無	未成
104	362-012	滑川	下中屋	0.17	15	市道	無	一部概成
105	362-021	滑川	久騎	2.07	7	市道	無	一部概成
106	362-022	滑川	久騎	3.51	19	市道	無	一部概成
107	362-037	滑川	海上	4.14	15	県道	有	一部概成
108	362-029	滑川	海上	1.74	10	市道ほか	有	概成
109	215-002	松瀬川	上ヶ成	0.67	870	国道ほか	有	一部概成
110	215-003	松瀬川	上ヶ成	1.01	870	国道ほか	有	一部概成
111	215-018	松瀬川		1.26	10	県道	有	一部概成
112	362-003	松瀬川	川筋①	0.14	5	市道	有	一部概成
113	362-004	松瀬川	川筋②	0.14	6	市道	有	一部概成
114	362-024	松瀬川	鳥子谷	1.67	100	国道ほか	有	概成

番号	箇所番号	大字	字	面積 (ha)	人家 (戸)	道路等	保安林等	治山事業 進捗状況
115	362-031	松瀬川	音田	0.45	20	市道	有	一部概成
116	362-032	松瀬川	川筋	191.1	6	市道	有	無
117	362-034	松瀬川	水越	1.22	5	市道	有	一部概成
118	362-001	北方	宝泉	2.49	13	県道ほか	有	概成
119	362-002	北方	苔谷	3.87	11	国道ほか	有	一部概成
120	362-023	北方	本谷	5.52	100	国道ほか	有	一部概成
121	215-016	南方	西大谷	1.08	10	市道	有	一部概成
122	362-007	南方	向井川	0.97	32	国道	有	一部概成
123	215-023	下林	佐川	0.36	6	市道ほか	有	未成

## 2-7 ため池一覧

番号	名称	所在地	溜池諸元		
			総貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤頂長 (m)	堤高 (m)
1	菖蒲谷池	東温市樋口甲46番地	5,000	20.0	9.3
2	日吉谷上池	〃 樋口甲993番地	2,000	27.0	3.1
3	日吉谷下池	〃 樋口甲1002番地	30,500	73.0	7.3
4	追入上池	〃 志津川乙133番地1	3,000	26.0	7.2
5	追入中池	〃 志津川甲546番地1	125,000	141.4	14.9
6	追入下池	〃 志津川甲549番地	79,000	180.0	11.8
7	姥ヶ谷池	〃 西岡甲1082番地	17,000	70.0	7.6
8	姥ヶ谷下池	〃 西岡甲1081番地	28,000	104.0	9.3
9	奥屋敷上池	〃 西岡甲1372番地4	20,100	95.0	7.3
10	奥屋敷中池	〃 西岡甲1372番地3	6,800	75.0	5.0
11	奥屋敷新池	〃 西岡甲1377番地2	115,000	402.0	13.8
12	播磨塚池	〃 西岡甲1498番地	111,800	714.0	6.3
13	原新池(池之下)	〃 西岡甲804番地5	19,500	229.0	4.6
14	上野上池	〃 牛淵1667番地	31,000	470.0	5.0
15	上野下池	〃 牛淵1667番地先(筆界未定地)	22,000	326.0	5.0
16	ヌタノモト池	〃 上林乙763番地	27,000	84.0	11.8
17	小屋敷池	〃 上林甲1201番地	8,000	81.0	10.0
18	エジロ谷池	〃 上林乙334番地2	1,500	29.0	6.0
19	八幡古池	〃 下林甲24番地1	13,400	240.0	6.0
20	八幡新池	〃 下林甲174番地	13,000	141.0	5.9
21	明木谷池	〃 下林甲407番地	42,500	83.0	10.0
22	寺奥池	〃 下林甲1180番地1地先(白地)	5,100	31.0	4.0
23	寺中池	〃 下林甲1180番地1地先(白地)	500	34.5	3.9
24	昌林池	〃 下林甲1180番地1	21,000	207.0	6.6
25	岡池	〃 下林甲1680番地1	102,300	255.0	11.0
26	龍神池	〃 下林丙303番地81	4,000	91.0	7.3

番号	名 称	所 在 地	溜池諸元		
			総貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤頂長 (m)	堤高 (m)
27	佐古山之神池	東温市下林乙99番地1	7,600	50.0	5.0
28	蛙が池	〃 下林乙40番地	3,200	43.0	4.7
29	佐古中池	〃 下林乙34番地	3,600	36.0	4.6
30	芋根池	〃 下林甲2599番地1	6,500	76.6	7.6
31	宮ノ段新池	〃 下林丙636番地	25,000	88.0	10.8
32	宮前池(下林)	〃 下林甲2624番地3	5,500	65.0	6.6
33	阿弥陀池	〃 上村乙245番地	9,400	76.7	7.7
34	蛭が池	〃 上村乙246番地	1,100	48.0	3.6
35	天王谷池	〃 上村乙242番地	1,200	25.0	4.9
36	船川池	〃 上村甲309番地	70,000	412.0	7.4
37	上村山之神池	〃 上村乙218番地1	14,000	85.9	12.7
38	上五郎ヶ池	〃 上村乙73番地	1,800	27.0	4.2
39	下五郎ヶ池	〃 上村乙72番地	1,100	60.0	3.3
40	菖蒲谷池(西山)	〃 上村乙34番地1	4,800	35.0	5.6
41	彦八池	〃 上村甲59番地	53,300	160.0	8.0
42	平之尾池	〃 上村甲254番地	14,100	102.0	6.1
43	源平谷池	〃 上村甲827番地	104,000	194.5	11.0
44	谷口池	〃 吉久624番地1	23,000	53.0	11.0
45	若宮池	〃 松瀬川甲955番地	4,000	37.0	5.1
46	笠張池	〃 松瀬川甲647番地	1,900	122.0	3.6
47	長谷池	〃 松瀬川甲591番地	3,900	65.0	3.5
48	黒穂小池	〃 松瀬川甲844番地	600	15.0	3.6
49	西組床池	〃 松瀬川甲287番地1	5,300	121.0	5.1
50	曲谷池	〃 北方乙926番地2	3,000	25.0	4.4
51	日浦天神池	〃 河之内甲2292番地	15,000	67.0	7.0
52	余野池	〃 河之内甲1865番地1	15,000	179.0	5.7
53	両瀬池	〃 河之内甲1637番地	5,000	42.0	3.8

番号	名 称	所 在 地	溜池諸元		
			総貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤頂長 (m)	堤高 (m)
54	駄場池	東温市則之内甲178番地1	15,000	117.0	5.0
55	障子ヶ谷池	〃 河之内甲5386番地1	30,000	46.5	11.6
56	小谷池	〃 則之内甲211番地1	1,500	25.5	5.4
57	永野上池	〃 則之内甲2129番地	10,000	158.0	4.0
58	互惠池	〃 則之内甲2222番地	39,000	216.0	7.0
59	丁字ヶ谷池	〃 則之内甲1398番地	10,000	35.5	10.0
60	新池(則之内)	〃 則之内甲1221番地1	7,000	430.0	4.2
61	岡下池	〃 則之内甲1426番地1	1,500	43.5	4.2
62	田子田池	〃 則之内甲1157番地1	2,700	75.0	2.6
63	西の谷池	〃 則之内甲2092番地1	4,000	101.0	4.4
64	瓢箪池	〃 井内甲2456番地先(白地)	15,000	90.0	5.9
65	宮ノ谷池	〃 井内甲2395番地	2,000	48.0	4.7
66	黒岩池	〃 井内乙1743番地2地先(白地)	2,300	104.0	4.9
67	添谷池	〃 松瀬川甲1955番地1	5,000	30.5	4.3
68	スクモズカ池	〃 井内乙286番地先(白地)	5,000	29.0	4.0
69	仙道休池	〃 河之内甲1529番地	15,000	35.5	7.3
70	醫王寺池	〃 北方甲1474番地1	1,200	27.0	3.4
71	十郎ヶ谷池	〃 河之内甲1095番地	7,000	28.5	4.7
72	七郎ヶ谷池	〃 河之内甲1157番地	6,300	29.5	4.0
73	岡上池	〃 則之内丙777番地2	2,000	36.0	3.7
74	柄ガ谷池	〃 則之内甲1226番地	2,500	35.5	3.0
75	亀田正池	〃 則之内丙874番地3	800	33.5	2.6
76	亀田學池	〃 則之内甲1227番地1	1,000	41.5	3.0
77	吹上池	〃 松瀬川甲488番地1	268,000	326.0	14.0
78	山戸池	〃 松瀬川甲929番地1	16,000	80.0	11.3
79	黒穂池	〃 松瀬川甲847番地2	50,000	155.0	11.1
80	原上池	〃 松瀬川甲835番地2	16,800	82.0	6.9

番号	名 称	所 在 地	溜池諸元		
			総貯水量 (m <sup>3</sup> )	堤頂長 (m)	堤高 (m)
81	原中池	東温市松瀬川甲804番地	40,900	163.0	11.1
82	苔谷池	〃 北方甲1626番地	76,600	154.0	10.4
83	笠坪池	〃 北方甲1627番地	32,700	95.5	14.9
84	天神池	〃 北方甲1232番地1	14,000	148.0	7.3
85	東谷池	〃 北方1392番地	28,000	67.0	10.9
86	宝泉池	〃 北方1392番地2地先(筆境未定地)	32,000	72.5	14.2
87	大石上池	〃 松瀬川甲878番地	800	30.0	2.4
88	大石下池	〃 松瀬川甲877番地	1,000	35.0	2.7
89	田野岡池	〃 松瀬川甲1029番地1	1,000	29.0	4.3
90	近藤池	〃 河之内甲2422番地	500	27.0	3.7
91	大西池	〃 北方甲1227番地1	2,500	22.0	4.3
92	奥惣池	〃 則之内乙132番地1	1,700	45.0	5.1
93	段の池	〃 則之内乙2276番地1	6,000	51.5	6.7

## 2-8 土砂災害警戒区域等内の要配慮者関連施設・学校施設

関連施設名	所在地	施設管理者	収容人員	分類	伝達方法	指定避難所
障害者支援施設三恵ホーム	東温市則之内甲 2819番地	社会福祉法人 三恵会	70人	障害者支援施設	電話・防災行政無線	川内中学校
デイサービスセンター あ・ベンチ	〃 下林字別 府甲1939番地3	株式会社でいーC	23人	通所介護施設	〃	拝志小学校 下林集会所
西谷幼稚園	〃 則之内乙 835番地	東温市	270人	幼稚園	〃	西谷小学校
西谷小学校	〃 則之内乙 835番地	〃	270人	小学校	〃	〃
東谷幼稚園	〃 則之内甲 296番地1	〃	216人	幼稚園	〃	東谷小学校
拝志小学校	〃 下林甲 1585番地	〃	462人	小学校	〃	拝志小学校 下林集会所

## 2-9 重信川浸水想定区域内の要配慮者関連施設・学校施設

関連施設名	所在地	施設管理者	収容人員	分類	伝達方法	指定避難所
拝志小学校	東温市下林甲 1585番地	東温市	462人	小学校	電話・防災 行政無線	拝志小学校 下林集会所
拝志保育所	” 下林甲 2031番地	”	70人	保育所	”	”

## 2-10 孤立想定地区一覧

No.	旧町名	集落名	備 考
1	重信町	山之内	
2	〃	佐川	
3	川内町	滑川下	
4	〃	滑川中	
5	〃	滑川上	
6	〃	相之谷	
7	〃	問屋	
8	〃	狩場	
9	〃	日浦	
10	〃	音田	
11	〃	徳吉	
12	〃	惣田谷下	
13	〃	惣田谷上	
14	〃	井内下	
15	〃	井内西	
16	〃	井内中	
17	〃	井内上	
18	〃	川筋	
19	〃	添谷	
20	〃	檜皮	
21	〃	音田	
22	〃	三軒屋	

## [ 3 通信等関係]

## 3-1 市防災行政無線設置状況

無線局の種別	局名	設(常)置場所
基地局	防災東温市役所	東温市見奈良530番地1
遠隔制御設備	〃	〃 南方286番地(川内支所)
〃	〃	〃 横河原1376番地(東温市消防署)
〃	〃	〃 田窪2370番地(東温市中央公民館)
陸上移動局	〃	〃 見奈良530番地1
〃	東温市川内支所	〃 南方286番地
中継局	塩ヶ森中継局	〃 南方2989番地6
簡易中継局	山之内簡易中継局	〃 山之内甲1405番地3
受信設備	樋口 宮地	〃 樋口 甲794番地
〃	横河原	〃 横河原 521番地1
〃	志津川	〃 志津川 695番地4
〃	志津川 第2	〃 志津川 甲59番地1
〃	西岡	〃 西岡 甲144番地2
〃	見奈良	〃 見奈良 1000番地1
〃	田窪団地	〃 田窪 1976番地70
〃	田窪	〃 田窪 1587番地1
〃	牛渕 堀池	〃 牛渕 1150番地
〃	牛渕	〃 牛渕 633番地
〃	牛渕団地	〃 牛渕 1957番地1
〃	播磨台団地	〃 西岡 甲599番地69
〃	南野田	〃 南野田 295番地2
〃	北野田	〃 北野田 311番地
〃	新村	〃 北野田 865番地
〃	田窪 東部	〃 田窪 235番地
〃	上林 谷	〃 上林 甲1628番地3

無線局の種別	局名	設(常)置場所
受信設備	上林 札場	東温市上林 甲2562番地1
〃	上林 花山	〃 上林 甲2234番地
〃	上林 二ノ瀬	〃 上林 甲3248番地1
〃	下林 八幡	〃 下林 甲174番地
〃	下林 助兼	〃 下林 甲779番地1
〃	下林 別府	〃 下林 甲1616番地
〃	下林 宮ノ段	〃 下林 甲2772番地
〃	上村	〃 上村 甲542番地
〃	下林 仙幸寺	〃 下林 甲2294番地3
〃	山之内 大畑	〃 山之内 甲5番地
〃	山之内 荒木谷	〃 山之内 甲515番地1
〃	山之内 麓	〃 山之内 甲1103番地
〃	山之内 岡	〃 山之内 甲1405番地1
〃	山之内 神子野	〃 山之内 甲1640番地
〃 (再送信)	山之内 吾味	〃 山之内 甲2463番地2地先
〃	山之内 除	〃 山之内 甲217番地
〃	志津川 八反地	〃 志津川 甲1641番地
〃	田窪 中ノ五	〃 田窪 902番地3
〃	下林 佐川	〃 下林 乙152番地1
〃	上村 鶴羽	〃 上村 甲853番地2地先
〃	田窪 東温荘	〃 田窪 2119番地2
〃	南野田 東部	〃 南野田 56番地地先
〃	上村 上ノ段	〃 上村 甲71番地3
〃	ささゆり団地	〃 上林 甲3640番地37
〃	田窪 市営団地	〃 田窪 1824番地
〃	上林 湧水集会所	〃 上林 甲125番地1
〃	志津川 (旧役場)	〃 志津川 甲972番地
〃	山之内 奈原松	〃 山之内 奈原松 甲2535番地
〃	山之内 木地	〃 山之内 木地 甲2638番地1

無線局の種別	局名	設(常)置場所
受信設備	志津川 八反地2	東温市志津川 字水木 番外5番地2
〃	西岡 池ノ下	〃 西岡 甲546番地
〃	北野田 第2	〃 野田 1丁目20番地24
〃	樋口 地区(樋口神社周辺)	〃 樋口 字横川 番外4番地1
〃	樋口 地区(ファミリーマート周辺)	〃 樋口 甲1394番地2
〃	西岡 ハリマ塚	〃 西岡 甲883番地1
〃	南野田 (大創泉南)	〃 南野田 587番地2地先
〃	上林 警女童集会所	〃 上林 甲832番地
〃	牛渕 浮嶋神社東	〃 田窪 979番地1
〃	下林 佐古ダム北	〃 下林 丙533番地45
〃	下林 横根集会所	〃 下林 甲544番地2
〃	田窪 南吉井ポンプ場南	〃 田窪 435番地1
〃	志津川南	〃 志津川南 5丁目13番地3
〃	河之内 問屋	〃 河之内 甲3301番地3
〃	河之内 日浦	〃 河之内 甲2293番地1
〃	河之内 上音田	〃 河之内 甲4973番地1
〃	河之内 徳吉	〃 則之内 甲331番地1
〃	則之内	〃 則之内 甲1537番地3
〃	則之内 永野	〃 則之内 甲2306番地3
〃	則之内 一ヶ谷	〃 則之内 乙2482番地2
〃	則之内 和田丸	〃 則之内 乙1601番地2
〃	則之内 惣田谷下	〃 則之内 乙842番地
〃	井内 庄屋元	〃 井内 甲1976番地5
〃	井内 中野	〃 井内 1599番地2
〃	井内 成	〃 井内 乙842番地3
〃	滑川 海上	〃 明河 甲557番地
〃 (再送信)	下仲屋	〃 滑川 甲1281番地
〃	河之内 土谷	〃 河之内 甲1210番地3
〃	松瀬川 川筋	〃 松瀬川 甲3504番地1

無線局の種別	局名	設(常)置場所
受信設備	松瀬川 檜皮	東温市松瀬川 乙80番地1
〃	松瀬川 三軒屋	〃 松瀬川 甲1275番地1
〃	北方 西組	〃 北方 甲2082番地3
〃	松瀬川 横灘団地	〃 松瀬川 甲592番地157
〃	北方 宝泉	〃 北方 甲1425番地
〃	北方 下海上	〃 北方 甲390番地11
〃	北方 中村	〃 北方 甲2655番地
〃	南方 宮東	〃 南方 490番地6
〃	南方 板戸	〃 南方 1035番地
〃	南方 茶堂	〃 北方 甲3164番地1
〃	南方 八幡	〃 南方 1999番地2
〃	吉久	〃 吉久 52番地
〃	南方 向井川	〃 南方 806番地3
〃	松瀬川 鳥の子	〃 松瀬川 甲1427番地地先
〃	明河地区	〃 明河 1036番地1
〃	北方 小坂区集会所	〃 北方 甲2228番地
〃	北方 上古市区集会所	〃 北方 甲2996番地4
〃	南方 宮東集会所	〃 南方 215番地
〃	松瀬川 山田集会所	〃 松瀬川 乙1020番地26
〃	河之内 狩場集会所	〃 河之内 甲4484番地1
〃	北方 北方東公民館	〃 北方 甲463番地1
〃	北方 大興寺北	〃 北方 甲209番地2
〃	則之内 齊院之瀬橋東	〃 則之内 甲701番地1
〃	則之内 滝の下	〃 則之内 丙638番地25
〃	井内 北間	〃 井内 甲1075番地3
〃	松瀬川 音田口	〃 松瀬川 甲1389番地1
〃	則之内 枇杷坂北	〃 則之内 乙1101番地1地先
〃 (再送信)	滑川地区 (梅藪)	〃 滑川 189番地地先

### 3-2 災害時優先電話設置状況

種 類	設 置 箇 所	電 話 番 号	住 所
固定電話	東温市消防署	089-964-5503	東温市横河原1376番地
〃	東温市消防本部	089-964-5699	〃
〃	〃	089-955-5780	〃
〃	〃	089-955-5781	〃
〃	〃	089-955-5401	〃
〃	〃	089-955-5915	〃
〃	北吉井小学校	089-964-2119	〃 志津川131番地
〃	重信中学校	089-964-2009	〃 志津川991番地
〃	総合保健福祉センター	089-964-2271	〃 見奈良490番地1
〃	農村環境改善センター	089-964-9400	〃 田窪300番地2
〃	南吉井小学校	089-964-3504	〃 田窪1100番地
〃	中央公民館	089-964-5025	〃 田窪2370番地
〃	上林小学校	089-964-3574	〃 上林2565番地
〃	拝志小学校	089-964-2015	〃 下林1585番地
〃	川内支所	089-960-6045	〃 南方286番地
〃	川内中学校	089-960-6044	〃 南方467番地1
〃	川上幼稚園	089-966-3755	〃 北方2655番地
〃	川上小学校	089-966-2021	〃 北方2655番地
〃	東谷幼稚園	089-966-3708	〃 則之内甲296番地1
〃	東谷小学校	089-966-2075	〃 則之内甲334番地
〃	西谷小学校	089-966-2088	〃 則之内乙835番地
〃	リサイクルセンター	089-966-4989	〃 則之内乙969番地
〃	南吉井浄水場	089-909-7900	〃 西岡甲1473番地

種 類	設 置 箇 所	住 所
公衆電話	重信中学校	1階 職員室前 東温市志津川991番地
〃	ツインドーム重信	1階 ロビー 〃 西岡1367番地1
〃	東温市役所	〃 〃 見奈良530番地1
〃	総合保健福祉センター	〃 〃 見奈良490番地1
〃	農林業者トレーニングセンター	〃 〃 田窪235番地
〃	中央公民館	〃 〃 田窪2370番地
〃	川内健康センター	〃 〃 南方262番地
〃	川内公民館	〃 〃 南方264番地
〃	川内中学校	1階 ピロティ 〃 南方467番地1
〃	ふるさと交流館	1階 カウンター付近 〃 北方甲2081番地1
〃	川内体育センター	1階 ロビー 〃 北方甲2314番地2

種 類	設 置 箇 所		住 所
〃	桜花苑	1階 ロビー	〃 河之内乙826番地10

## [ 4 避難施設、医療機関等関係]

### 4-1 避難場所一覧

(1) 指定緊急避難場所（災害から緊急的に避難する場所）

※災害種別について

- ・地震 「○」空地のため原則利用可能として扱う
- ・土砂 「○」公表されている土砂災害危険箇所や警戒区域外  
「△」一部が上記危険箇所又は警戒区域内であるが、区域外に避難場所あり  
「×」上記危険箇所又は警戒区域内
- ・洪水 「○」公表されている浸水想定区域外  
「△」上記浸水区域内で、浸水深以上に避難場所あり  
「×」上記浸水区域内

番号	場 所	住 所	災害種別			有効面積 (㎡)	収容人員 (人)	備考
			洪水	土砂	地震			
1	山之内集会所広場	東温市山之内1640番地	×	○	○	12,288	12,288	
2	いわがらこども館広場	〃 横河原1368番地1	×	○	○	1,084	1,084	
3	北吉井小学校グラウンド	〃 志津川131番地	×	○	○	9,565	9,565	
4	旧重信町庁舎跡	〃 志津川972番地	×	○	○	5,083	5,083	
5	重信中学校グラウンド	〃 志津川991番地	×	○	○	14,466	14,466	
6	八反地ふれあい広場	〃 志津川甲1327番地1	×	○	○	2,300	2,300	
7	踊田公園	〃 志津川南四丁目310番地	×	○	○	1,714	1,714	
8	総合公園	〃 西岡甲1284番地1	○	○	○	141,572	141,572	
9	松山刑務所駐車場	〃 見奈良1243番地2	×	○	○	1,000	1,000	
10	農林業者 トレーニングセンター駐車場	〃 田窪235番地	×	○	○	3,337	3,337	
11	農村環境改善センター駐車場	〃 田窪300番地	×	○	○	4,530	4,530	
12	南吉井小学校グラウンド	〃 田窪1100番地	×	○	○	11,519	11,519	
13	中央公民館駐車場	〃 田窪2370番地	×	○	○	4,311	4,311	
14	田窪水木公園	〃 田窪3007番地1	×	○	○	1,500	1,500	
15	牛淵横畑公園	〃 牛淵1093番地	×	○	○	400	400	
16	牛淵上野農村公園	〃 牛淵1625番地	×	○	○	4,900	4,900	
17	ゆるぎ公園	〃 野田一丁目19番地	×	○	○	6,800	6,800	
18	てんじん公園	〃 野田三丁目3番地	×	○	○	1,402	1,402	
19	下林八幡農村公園	〃 下林甲297番地1	○	○	○	1,000	1,000	
20	下林集会所	〃 下林甲1571番地	×	○	○	792	792	2階避難 スペース有
21	拝志小学校グラウンド	〃 下林甲1585番地	×	○	○	5,290	5,290	
22	上林小学校グラウンド	〃 上林甲2565番地	○	○	○	3,327	3,327	

番号	場 所	住 所	災害種別			有効面積 (㎡)	収容人員 (人)	備考
			洪水	土砂	地震			
23	川内健康センター駐車場	〃 南方262番地	×	○	○	1,682	1,682	
24	川内公民館駐車場	〃 南方264番地	×	○	○	3,115	3,115	
25	川内支所駐車場	〃 南方286番地	×	○	○	3,793	3,793	
26	川内中学校グラウンド	〃 南方467番地1	×	○	○	12,732	12,732	
27	南方東公園	〃 南方504番地8	×	○	○	2,200	2,200	
28	くぼの泉公園	〃 南方1166番地1	×	○	○	3,751	3,751	
29	ふるさと交流館さくらの湯広場	〃 北方甲2081番地1	○	○	○	4,724	4,724	
30	川内体育センター駐車場	〃 北方甲2314番地2	×	○	○	5,195	5,195	隣接広場含む
31	川上小学校グラウンド	〃 北方甲2655番地	×	○	○	11,183	11,183	
32	北方西公園	〃 北方甲3164番地1	×	○	○	2,200	2,200	
33	東谷小学校グラウンド	〃 則之内甲334番地	○	△	○	2,006	2,006	
34	西谷小学校グラウンド	〃 則之内乙835番地	×	○	○	3,644	3,644	
35	奥松瀬川公民館広場	〃 松瀬川乙80番地1	○	○	○	3,269	3,269	
36	土谷集会所広場	〃 河之内甲211番地1	○	×	○	1,420	1,420	
37	滑川生活改善センター広場	〃 滑川甲1422番地	○	○	○	1,240	1,240	

## (2) 指定避難所一覧（被災者が一定期間滞在する施設）

番号	場 所	住 所	電話番号	災害種別			有効面積 (㎡)	収容人員 (人)	備考
				洪水	土砂	地震			
1	山之内集会所	東温市山之内1640番地	—	×	○	○	96.39	48	
2	いわがらこども館	〃 横河原1368番地1	089-960-5003	△	○	○	408.43	204	
3	北吉井小学校	〃 志津川131番地	089-964-2119	△	○	○	980.00	490	
4	重信中学校	〃 志津川991番地	089-964-2007	△	○	○	1,461.15	730	
5	ツインドーム重信	〃 西岡甲1284番地1	089-955-5123	○	○	○	1,619.48	809	
6	松山刑務所	〃 見奈良1243番地2	089-964-3355	△	○	○	545.00	272	
7	農村環境改善センター	〃 田窪300番地2	089-964-9400	△	○	○	693.40	346	
8	よしいのこども館	〃 田窪1071番地10	089-955-2026	△	○	○	388.99	194	
9	南吉井小学校	〃 田窪1100番地	089-964-3504	△	○	○	826.80	413	
10	田窪団地集会所	〃 田窪197番地70	—	×	○	○	134.25	67	
11	中央公民館	〃 田窪2370番地	089-964-1500	△	○	○	1,447.28	723	
12	下林集会所	〃 下林甲1571番地	—	△	○	○	214.27	107	2階避難 スペース有
13	拝志小学校	〃 下林甲1585番地	089-964-2015	△	△	○	924.00	462	
14	上林小学校	〃 上林甲2565番地	089-964-3574	○	○	○	609.12	304	
15	川内健康センター	〃 南方262番地	089-966-2191	△	○	○	653.79	326	
16	川内公民館	〃 南方264番地	089-966-4721	△	○	○	1,103.10	551	
17	さくらこども館	〃 南方285番地1	089-966-6169	△	○	○	170.98	85	
18	川内中学校	〃 南方467番地1	089-966-2031	△	○	○	1,494.00	747	
19	川上小学校	〃 北方甲2655番地	089-966-2021	△	○	○	924.00	462	
20	東谷小学校	〃 則之内甲334番地	089-960-6711	○	△	○	432.00	216	
21	西谷小学校	〃 則之内乙835番地	089-960-6411	△	○	○	540.00	270	
22	奥松瀬川公民館	〃 松瀬川乙80番地1	—	○	○	○	133.57	66	

番号	場 所	住 所	電話番号	災害種別			有効面積 (㎡)	収容人員 (人)	備考
				洪水	土砂	地震			
23	土谷集会所	〃 河之内甲211番地1	—	○	×	○	82.80	41	
24	なめがわ清流の森	〃 滑川甲1422番地	—	○	○	○	123.88	61	
25	滑川生活改善センター	〃 滑川甲1422番地	—	○	○	○	104.61	52	
26	愛媛県立東温高等学校	〃 志津川960番地	089-964-2400	△	○	○	1,119.00	559	緊急消防援助隊等 宿泊施設
27	愛媛県農林水産研究所林業研究センター東温研修地	〃 田窪743番地	089-990-7017	△	○	○	—	—	

※収容人員については、国の算定基準に基づき2㎡で算定

### (3) 福祉避難所一覧

番号	施 設 名	所 在 地	電話番号	受入人数	受入対象
1	介護老人保健施設 長安	東温市志津川甲29番地1	089-964-7555	12人	高齢
2	グループホーム 菜の花	〃 志津川91番地3	089-960-0855	8人	高齢
3	グループホーム アンダンテ	〃 志津川1578番地1	089-955-5771	12人	高齢
4	さくらんぼ3号館	〃 西岡甲986番地5	089-968-1329	16人	障がい児
5	障がい者通所サービス事業所 アイセルブ	〃 西岡乙3番地58	089-955-0088	40人	身体障がい
6	特別養護老人ホーム ミュゲの里	〃 見奈良738番地	089-955-1133	12人	高齢
7	松山刑務所	〃 見奈良1243番地2	089-964-3355	52人	全般
8	多機能型事業所 愛キッズ東温	〃 見奈良1429番地20	089-961-4303	20人	障がい児
9	愛媛県立 みなら特別支援学校	〃 見奈良1545番地	089-964-2395	40人	知的障がい
10	介護付有料老人ホーム 笑歩会東温	〃 田窪332番地2	089-955-0788	12人	高齢
11	一般社団法人 みらい	〃 田窪2054番地6	089-964-2212	10人	身体障がい(聴覚) 知的障がい
12	総合福祉施設ほほえみの里 しげのぶ清愛園	〃 田窪2119番地1	089-964-2224	20人	知的障がい
13	総合福祉施設ほほえみの里 しげのぶ清流園	〃 田窪2119番地1	089-955-2501	20人	身体障がい
14	愛媛県立 しげのぶ特別支援学校	〃 田窪2135番地	089-964-2258	72人	身体障がい
15	老人福祉センター	〃 田窪2370番地	089-964-1597	48人	全般
16	高齢者総合福祉施設 ウエルケア重信	〃 北野田533番地1	089-955-0310	38人	高齢
17	飛鳥寮	〃 下林甲2279番地1	089-964-6251	10人	知的障がい
18	重信更生園	〃 下林甲2279番地5	089-964-5045	32人	知的障がい
19	福祉館	〃 南方281番地3	089-966-3306	24人	全般
20	高齢者総合福祉施設 ガリラヤ荘	〃 南方1766番地1	089-966-2293	27人	高齢
21	さくらんぼ2号館	〃 北方3051番地2	089-966-5717	8人	障がい児

22	介護老人保健施設 希望の館	〃 則之内甲2783番地1	089-960-6336	20人	高齢
23	障害者支援施設 三恵ホーム	〃 則之内甲2819番地	089-966-3555	24人	身体障がい
24	さくらんぼ本館	〃 北方3051番地2	089-966-5717	18人	障がい児
25	とんとこ村	〃 南方454番地	089-996-7030	8人	障がい
26	とんとこの里	〃 南方454番地	089-996-7030	66人	障がい
27	放課後等デイサービス ふあむ	〃 北方842番地2	089-993-6860	12人	障がい児

※受入人数は、要配慮者の他、付き添い人（要配慮者1人につき1人）を含む。

## 4-2 災害物資拠点一覧

災害物資を保管する施設及び災害時の物資拠点となる施設

番号	場 所	住 所	電話番号	災害種別			備考
				洪水	土砂	地震	
1	農林業者 トレーニングセンター	東温市田窪235番地	—	○	○	○	
2	川内体育センター	〃 北方甲2314番地2	—	○	○	○	

## 4-3 市内医療機関一覧

<病院>

名 称	所 在 地	電話番号
国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	089-964-5111(代)
独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	〃 横河原366番地	089-964-2411(代)
一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	〃 南方561番地	089-966-5011
愛媛県立子ども療育センター	〃 田窪2135番地	089-955-5533

<診療所>

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人石川小児科	東温市横河原337番地1	089-955-0333
医療法人藤本内科クリニック	〃 横河原1301番地3	089-960-5500
医療法人さくら会池川内科・神経内科	〃 志津川89番地3	089-964-7787
春香メンタルクリニック	〃 志津川179番地14	089-993-7710
医療法人財団重信クリニック	〃 志津川246番地6	089-964-1188
医療法人さとう耳鼻咽喉科クリニック	〃 志津川1560番地1	089-990-1133
医療法人中野クリニック	〃 志津川1577番地1	089-960-5800

医療法人いずみ内科循環器クリニック	〃 志津川南一丁目1番地2	089-961-1195
医療法人西本整形外科	〃 田窪303番地1	089-964-1611
医療法人辻井循環器科内科	〃 田窪2030番地	089-964-0013
医療法人千明会隻手薬師石川眼科	〃 田窪1495番地1	089-955-5558
いずみだ眼科	〃 田窪2228番地1	089-955-0080
医療法人赤燈訪問診療クリニック六花	〃 牛淵331番地1	089-948-4677
西野内科クリニック	〃 牛淵1073番地	089-964-2200
医療法人八木耳鼻咽喉科・皮膚科医院	〃 牛淵1156番地1	089-964-5400
医療法人遍会このはな脳とこころの診療所	〃 北野田820番地1	089-955-5087
医療法人パールレディースクリニック	〃 野田2丁目100番地1	089-955-0082
たけもと整形外科クリニック	〃 野田2丁目100番地2	089-955-5888
こばやし内科クリニック	〃 野田2丁目102番地2	089-960-5311
医療法人山椒慈庵生島眼科	〃 野田2丁目103番地3	089-960-5500
医療法人いのうえ小児科	〃 野田2丁目485番地1	089-955-0055
医療法人辻整形外科クリニック	〃 北方2880番地1	089-960-6555
医療法人山本内科胃腸科	〃 北方3205番地3	089-966-2066

## ＜歯科医院＞

名 称	所 在 地	電話番号
医療法人慈歯会駅前歯科医院	東温市横河原285番地1	089-964-8241
重信歯科医院	〃 志津川南三丁目2番地22	089-964-7474
医療法人ソレイユひまわり歯科	〃 志津川南七丁目3番地5	089-961-4700
菅原歯科医院	〃 見奈良1362番地2	089-964-0118
上田歯科医院	〃 田窪1546番地1	089-964-9955
オリーブ歯科クリニック	〃 田窪1193番地2	089-993-7676
医療法人日野歯科医院	〃 牛淵1952番地1	089-964-2201
近藤歯科クリニック	〃 北野田239番地	089-964-8807
河野歯科医院	〃 北野田562番地1	089-955-5505
にこデンタルクリニック	〃 南野田432番地3	089-909-4425
菅野歯科医院	〃 南方298番地1	089-966-3911
渡部祐子歯科	〃 南方592番地4	089-966-5950
さくら歯科	〃 北方2429番地1	089-966-1776

#### 4-4 災害（基幹）拠点病院等一覧

<災害（基幹）拠点病院（二次医療圏：松山）>

区 分	二次医療圏等	病 院 名
災害基幹拠点病院	全県	県立中央病院
災害拠点病院	松山	松山赤十字病院、愛媛大学医学部附属病院

<三次救急医療施設>

区 分	病 院 名
三次救急医療施設	東予救命救急センター（県立新居浜病院） 県立中央病院救命救急センター 南予救命救急センター（市立宇和島病院） 愛媛大学医学部附属病院

## [ 5 消防・水防関係]

## 5-1 地区別消防水利状況

地区名	防 火 水 槽		消 火 栓	
	40 t 以上	40 t 未満	配管 150mm以上	配管 150mm未満
山之内		2		9
樋口	4		19	21
横河原	5	9	9	23
志津川	9	7	31	26
志津川南	2		7	5
西岡	2		23	17
見奈良	10	2	10	27
田窪	8	4	43	60
牛湫	5	2	25	64
南野田	2	2	3	32
北野田	1	3	15	10
野田	7		9	18
上林	8	11	2	50
下林	11	9	12	60
上村	3	2		27
北方	16	18	19	26
南方	33	15	22	34
吉久		2		8
松瀬川	8	7	7	32
井内		7		26
則之内	14	15	14	60
河之内	4	12	2	41
滑川		3		
明河		2		
計	152	134	272	676

## 5-2 水防資機材保有状況一覧【地域防災・水防】

水防資機材の備蓄表			保 管 場 所			
			本 庁	消防署	川内支所	合 計
1	ビニール土のう袋	枚	2,500	2,600		5,100
2	杭・丸太1m	本			26	26
3	杭・丸太2m	〃	113			113
4	杭・丸太3m	〃				
5	一輪車	台	4		3	7
6	パール	本	8	2		11
7	なわ	巻				
8	鉄線	kg			10	10
9	ロープ	巻	6		1	7
10	照明灯	ケ	10		3	13
11	スコップ	丁	角 5 丸 18	角 6 丸 4	角 8 丸 8	角 19 丸 30
12	鎌	〃	10		4	14
13	鋸	〃	5			5
14	くわ	〃			4	4
15	雁爪	〃			8	8
16	掛矢	〃	1		4	5
17	ハンマー	〃	3	2	1	6
18	ペンチ	〃	7			7
19	おの	〃	2			2
20	ツルハシ	〃	2		1	3
21	羽口	〃			17	17
22	クリッパー	〃	4			4
23	助れん	〃			9	9
24	せつとう	本				
25	鉄杭	〃	71	15	4	90
26	しの	〃	5			5
27	発電機	台	15			15
28	コードリール	ケ	11			11
29	たたみ	枚				
30	ブルーシート	〃	64	15	31	110
31	チェンソー	台	5	5		10
32	ハンドマイク	〃	10			10
33	投光器	〃	10		3	13
34	チルホール	〃	3	7		10
35	とび	丁	2		3	5

## 5-3 水防危険箇所一覧

### 1 中予地方局建設部【地域防災・水防】

河川名	重要水防区域		特に危険な箇所及び対策					関係区域			避難		備考	
	左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所		収容能力(人)
内川	左右	240 240							北野田	21	60	南吉井小学校	2168	橋 1 堰 1
	左	280							西岡	24	60	北吉井小学校 ツイントーム重信	1684 1420	橋 2 堰 1

### 2 国土交通省松山河川国道事務所【地域防災・水防】

河川名	重要水防区域		特に危険な箇所及び対策					関係区域			避難		備考	
	左右岸	延長(m)	左右岸	延長(m)	危険な状態	水防対策工法	必要資材及び数量	担当消防団及び人員	集落名	戸数(戸)	人口(人)	避難場所		収容能力(人)
重信川	左	1600							上村 下林	630	1,860	拝志小学校 重信中学校	1162 2926	—
	左	300							上村	160	460	〃	1162 2926	—
	左	1,750							下林	470	1,400	〃	1162 2926	—
	左	400							〃	470	1,400	〃	1162 2926	—
	左	龍神用水樋管	左	龍神用水樋管	工作物	現状把握			〃	470	1,400	〃	1162 2926	—
	右	柳原堀貫樋管	右	柳原堀貫樋管	〃	〃			田窪	1,180	3,300	南吉井小学校 重信中学校	2167 2926	—
	左	森ノ木集水暗渠	左	森ノ木集水暗渠	〃	〃			下林	470	1,400	拝志小学校 重信中学校	1162 2926	—
	右	三ヶ村集水暗渠	右	三ヶ村集水暗渠	〃	〃			田窪	1,180	3,300	南吉井小学校 重信中学校	2167 2926	—

## 5-4 市内観測所一覧

### 1 一般雨量観測所

#### (1) 気象庁【地域防災・水防】

河川名	観測所名	位置	観測システム	水防本部との連絡方法	統計開始年月	統計開始以来の日最大降水量
重信川 (拝志川)	上林	東温市上林甲	アメダス	089-933-3610 (平日昼) 時間外は関係機関用電話番号 愛媛県地上系防災通信システム	S51.4	H29.9.17 260.5mm

#### (2) 国土交通省【地域防災・水防】

河川名	観測所名	位置	観測者	種別	水防本部との連絡方法	観測開始年月日	既往最大日雨量
重信川	木地	東温市山之内	松山河川国道事務所	テレメーター	マイクロ	S34.9.1 (S48.5.29)	H13.8.21 277.0mm
〃	山之内	〃 山之内	〃	〃	〃	(S53.3.15)	H29.9.17 216.0mm
表川	問屋	〃 河之内	〃	〃	〃	S29.6.16 (S48.5.29)	H23.9.2 348.0mm
〃	表川	〃 南方	〃	〃	〃	(S54.6.1)	H29.9.17 238.0mm

河川名	観測所名	位置	観測者	種別	水防本部との連絡方法	観測開始年月日	既往最大日雨量
本谷川	古屋	東温市松瀬川	松山河川国道事務所	テレメーター	マイクロ	S30.4.28 (S51.1.27)	H16.10.20 279.0mm
重信川	麓	〃 山之内	四国山地砂防事務所	〃	〃	(H10.2.24)	H13.8.21 221.0mm
〃	福見山	〃 山之内	〃	〃	〃	(H10.2.24)	H23.9.2 346.0mm
〃	神子野	〃 山之内	〃	〃	〃	(H10.5.26)	H13.8.21 257.0mm
表川	渋谷	〃 松瀬川	〃	〃	〃	(H10.2.24)	H29.10.22 243.0mm
〃	障子ヶ谷	〃 河之内	〃	〃	〃	(H10.5.26)	H23.9.2 423.0mm
〃	井内	〃 則之内	〃	〃	〃	(H10.5.26)	H29.9.17 283.0mm
井内川	惣田谷	〃 則之内	〃	〃	〃	(H10.5.26)	H29.9.17 295.0mm

※（ ）はテレメーター化

## (3) 市所管雨量観測所【水防】

河川名	観測署名	位置	種別	観測開始年月日	既往最大日雨量 ※
滑川	滑川生活改善センター	東温市滑川甲1422番地	テレメーター	H26.8	R3.8.7 95.0mm

※ 令和2年8月26日以降の既往最大日雨量

## 2 一般水位観測所

## 国土交通省（松山河川国道事務所）【地域防災・水防】

河川名	観測署名	位置	観測	種別	水防団待機水位(m)	はん濫注意水位(m)	観測開始年月日	既往最高水位(m)	地方局建設部土木事務所
重信川	山之内	東温市山之内	常時	テレメーター	-	-	S37.12.28	H11.9.15 (3.27)	中予地方局建設部
〃 (表川)	表川	〃 南方	〃	〃	-	-	S31.8.14	S48.8.21 (4.97)	〃
〃	船川樋門	〃 上村	洪水時	〃	-	-	-	-	〃
〃 (佐川川)	佐川川	〃 下林	〃	〃	-	-	-	-	〃
〃	四号床止	〃 田窪	〃	〃	-	-	-	-	〃
重信川	下林	〃 下林	〃	〃	-	-	-	-	〃

## 3 危機管理型水位計

## 愛媛県【地域防災・水防】

河川名	水位計名	位置	観測開始年月日
表川	法界門橋	南方	令和元年8月30日

## 5-5 予報及び警報一覧【水防】

特別警報の種類と概要（発表基準は別表1に示す）

特別警報の種類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けていない。

#### 警報の種類と概要（基準値は別表2、3、4に示す）

警報の種類	概 要
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
大雪警報	降雪積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

#### 注意報の種類と概要（基準値は別表2、3、4に示す）

注意報の種類	概 要
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
大雪注意報	降雪積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。
注意報の種類	概 要

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。強風による災害のおそれに加え、強風で「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------

## 【特別警報の種類と基準】（別表1）

特別警報の種類	基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合。
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合。

※ 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

## 【大雨警報・注意報発表基準】（別表2）

※令和6年5月23日 基準

警報・注意報	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
大雨警報	16	139
大雨注意報	10	97

【備考】

※ 基準値おける「…以上」の「以上」は省略した。

※ 土壌雨量指数  
土壌雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標であり、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。  
なお、土壌雨量指数基準は、1 km四方ごとに設定しているが、欄中の土壌雨量指数基準は市内における基準値の最小値を示している。

※ 表面雨量指数  
表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標であり、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。

## 【洪水警報・注意報発表基準】（別表3）

※令和6年5月23日 基準

警報・注意報	流域雨量指数基準	複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。	指定河川洪水予報による基準
洪水警報	内川流域= 7.2 表川流域=24.6 滑川流域=13.9	—	重信川 [出合]
洪水注意報	内川流域= 5.7 表川流域=19.6 滑川流域=11.1	内川流域=(8, 5.7) 表川流域=(8, 15.7)	重信川 [出合]

## 【備考】

※ 基準値おける「…以上」の「以上」は省略した。

## ※ 流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。

流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。

## 【暴風警報・強風注意報発表基準】（別表4）

警報・注意報（雪を伴う場合）	風 速
暴風警報（暴風雪警報）	陸上20m/s
強風注意報（風雪注意報）	陸上12m/s

## 【備考】

※ 基準値おける「…以上」の「以上」は省略した。

※ 風速はいずれも平均風速である。

## （大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は以下のとおりである。

種 類	内 容
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（1時間先までの表面雨量指数の予想を用いて常時10分毎に更新）。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて、常時10分毎に更新）。
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて示した情報（常時10分毎に更新）。

## （2）気象情報

気象の予報などについて、一般及び関係機関に対して発表する情報をいう場合と、気象庁が保有する情報を総称している場合とがある。予報に関する気象情報は目的別に以下のように分けられる。

- ① 注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの。（台風や大雨などに関する情報）

- ② 注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説するもの。
- ③ 記録的短時間大雨情報  
大雨警報発表中に数年に1回程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量が100mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合発表する 情報。具体的には、以下の条件に該当する場合に発表する。
- ④ 顕著な大雨に関する気象情報  
大雨による災害発生の危険発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って発表する。
- ⑤ 土砂災害警戒情報  
大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況になったときに、市長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町名を特定して警戒を呼びかける情報（愛媛県と松山地方気象台から共同で発表するものをいう。）
- ⑥ 少雨、長雨、低温など比較的長期にわたる現象について注意を喚起したり、解説するためのもの。
- ⑦ その他の気象情報の種類としては、潮位に関する情報、指定河川洪水予報、竜巻注意情報などがある。なお、対象とする予報区により全般、地方、府県気象情報に分けられる。  
※ 情報は文章形式と図形式の2種類がある。

## 5-6 水防工法一覧【水防】

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄製蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	表シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄製ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄製、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅い所)	土俵の代わりに土のう
深掘れ (洗堀)	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい	
	立てかご工	川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
(深掘れ 洗掘)	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うためくいを打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいをういて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端(天端)く居住側堤防斜面(裏のり)	控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金網、鉄線、土のう
居住側堤防斜面(裏のり)崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工(くい打ち)	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力くい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり)先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち 積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹くい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

## [ 6 食料、給水、備蓄物資等関係]

### 6-1 備蓄物資一覧

備蓄倉庫	整備済備蓄倉庫延床面積	内 訳	数 量
市備蓄倉庫 及び 地区防災倉庫	150.00㎡	アルファ米	5,100 食
		保存パン	4,860 食
		飲料水	12,446 ㍓
		毛布	2,207 枚
		小児用オムツ	2,744 枚
		大人用オムツ	1,308 枚
		生理用品	270 セット
		間仕切りテント	1,300 張
		ブルーシート	602 枚

### 6-2 救援物資集積所（地域内輸送拠点）

備蓄場所名	所在地	電話番号
農林業者トレーニングセンター	東温市田窪235	089-964-6037
川内体育センター	〃 北方甲2314-2	089-966-4882

### 6-3 水道施設の現況

水道事業区分	給水区域	給水予定人口	1日最大予定給水量
東温市水道事業	山之内、樋口、横河原、志津川、志津川南一丁目、志津川南二丁目、志津川南三丁目、志津川南四丁目、志津川南五丁目、志津川南六丁目、志津川南七丁目、西岡、見奈良、田窪、牛渕、南野田、北野田、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、上村、下林、上林、南方、吉久、北方、則之内、松瀬川、河之内及び井内の一部	31,810人	16,020立方メートル

## [ 7 齋場、廃棄物等関係]

### 7-1 齋場等施設状況

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東温市齋場（桜花苑）	東温市河之内乙826番甲ノ10	089-966-6623

### 7-2 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
東温市リサイクルセンター	〃 則之内乙969番地	089-966-4989

### 7-3 汚水処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
重信浄化センター	東温市南野田777	089-990-7790
川内浄化センター	〃 吉久334-1	089-966-6801
拝志地区浄化センター	〃 上村甲680-1	089-990-1270

### 7-4 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話 番 号
松山衛生ecoセンター	松山市北吉田町77-31	089-972-1933

## [ 8 輸送等関係]

## 8-1 市有車両一覧

No.	登録番号			車 種		分 類 (特徴)	配車場所	管理担当課	
車両運行管理システム安全君共有使用車両(23台)	1	580	の	4890	ダイハツ	ミライース	軽乗用	本庁(屋外)	企画財政課
	2	480	そ	3548	ホンダ	アクティバン	軽貨物(1BOX)	本庁(屋外)	企画財政課
	3	480	そ	4039	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物(トラック)	本庁(車庫)	企画財政課
	4	580	つ	3197	ダイハツ	ミラ	軽乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	5	580	ち	1485	ホンダ	ライフ	軽乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	6	480	き	9059	ホンダ	アクティバン	軽貨物(1BOX)	本庁(車庫)	企画財政課
	7	480	か	8088	スズキ	エブリ	軽貨物(1BOX)	本庁(車庫)	企画財政課
	8	580	せ	1168	スズキ	ワゴンR	軽乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	9	501	て	6925	ホンダ	フィット	小型乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	10	400	つ	3063	ニッサン	NV200バン	小型貨物(1BOX)	本庁(車庫)	企画財政課
	11	581	は	4735	ニッサン	サクラ	軽乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	12	501	そ	4255	ホンダ	インサイト	小型乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	13	880	あ	694	ダイハツ	テリオスキッド	特殊車両(オフロード)	本庁(車庫)	企画財政課
	14	580	よ	6789	スズキ	アルト	軽乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	15	501	と	3426	ホンダ	フィット	小型乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	16	480	さ	1992	スズキ	エブリ	軽貨物(1BOX)	本庁(車庫)	企画財政課
	17	580	の	4902	ダイハツ	ミライース	軽乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	18	480	せ	2860	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物(トラック)	本庁(車庫)	企画財政課
	19	400	つ	5085	ニッサン	ADバン	小型貨物(バン)	本庁(車庫)	企画財政課
	20	480	す	1915	スズキ	エブリ	軽貨物(1BOX)	本庁(車庫)	企画財政課
	21	480	さ	2604	スズキ	エブリ	軽貨物(1BOX)	本庁(車庫)	企画財政課
	22	480	そ	4039	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物(トラック)	本庁(車庫)	企画財政課
	23	880	あ	952	三菱	ミニキャブバン	特殊車両(1BOX)	本庁(車庫)	企画財政課
企画財政課(5台)	24	301	そ	7233	トヨタ	ハイエース	普通乗用(ステーションワゴン)	本庁(車庫)	企画財政課
	25	300	ま	8483	トヨタ	プリウスPHV	普通乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	26	300	ま	8484	トヨタ	プリウスPHV	普通乗用	本庁(車庫)	企画財政課
	27	22	や	546	日野	レインボー	大型車(中型バス)	本庁専用車庫	企画財政課
	28	200	は	70	日野	メルファ	大型車(中型バス)	本庁専用車庫	企画財政課

No.	登録番号			車 種		分 類 (特徴)	配車場所	管理担当課	
車 両	29	581	う	9093	スズキ	ワゴンR	軽乗用	本庁 (屋外)	地域活力創出課
	30	480	つ	4396	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物 (1BOX)	本庁 (屋外)	地域活力創出課
	31	480	て	2095	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物 (1BOX)	本庁 (屋外)	地域活力創出課
	32	581	た	6990	スズキ	ワゴンR	軽乗用	本庁 (屋外)	地域活力創出課
	33	581	ぬ	590	ダイハツ	ミライース	軽乗用	本庁 (屋外)	税務課
	34	480	す	1914	スズキ	エブリ	軽貨物 (1BOX)	川内支所	川内支所
	35	580	ち	2900	スズキ	ワゴンR	軽乗用	旧給食センター	長寿介護課
	36	580	ち	2901	スズキ	ワゴンR	軽乗用	旧給食センター	長寿介護課
	37	580	と	125	スズキ	アルト	軽乗用	旧給食センター	長寿介護課
	38	580	に	8214	三菱	ekワゴン	軽乗用	旧給食センター	長寿介護課
	39	480	さ	4226	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物 (1BOX)	旧給食センター	健康推進課
	40	580	ち	614	ダイハツ	ミラ	軽乗用	本庁 (西駐車場)	健康推進課
	41	580	は	53	ダイハツ	ミライース	軽乗用	旧給食センター	健康推進課
	42	400	つ	541	マツダ	ボンゴ	小型貨物 (1BOX)	旧給食センター	健康推進課
	43	480	え	3996	ホンダ	アクティバン	軽貨物 (1BOX)	本庁 (西駐車場)	健康推進課
	44	480	か	7626	スズキ	エブリイ	軽貨物 (1BOX)	川内健康センター	健康推進課
	45	580	す	9757	ダイハツ	エッセ	軽乗用	旧給食センター	健康推進課
	46	41	て	6993	ホンダ	アクティ	軽貨物 (トラック)	リサイクルセンター	環境保全課
	47	400	さ	8545	三菱	キャンター	小型貨物 (パワーゲート車2t)	リサイクルセンター	環境保全課
	48	400	て	4275	三菱	キャンター	小型貨物 (パワーゲート車2t)	リサイクルセンター	環境保全課
	49	300	め	3782	ニッサン	M I (E-NV200)	普通乗用 (電気ステーションワゴン)	本庁 (車庫)	地域活力創出課
	50	400	つ	85	トヨタ	レジアスエース	小型貨物	本庁 (車庫)	地域活力創出課
	51	480	そ	5844	スズキ	エブリ	軽貨物	さくらの湯観光物産センター	地域活力創出課
	52	830	ひ	20	トヨタ	ハイエース	医療防疫車	消防本部	地域活力創出課
	53	480	え	4281	スズキ	エブリ	軽貨物 (1BOX)	本庁 (屋外)	農林振興課
	54	480	え	4282	スズキ	エブリ	軽貨物 (1BOX)	本庁 (屋外)	建設課
	55	480	う	1617	スズキ	キャリー	軽貨物 (トラック)	川内健康センター	都市整備課
	56	480	ち	9165	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物 (1BOX)	本庁 (屋外)	上下水道課
	57	480	つ	4989	ダイハツ	ハイゼットトラック	軽貨物 (トラック)	本庁 (屋外)	上下水道課
	58	480	た	3366	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物 (1BOX)	南吉井浄水場	上下水道課
59	480	ぬ	2739	スズキ	エブリイ	軽貨物 (1BOX)	南吉井浄水場	上下水道課	
60	480	に	2779	スズキ	エブリイ	軽貨物 (1BOX)	南吉井浄水場	上下水道課	

No.	登録番号			車種		分類(特徴)	配車場所	管理担当課	
車両	61	480	ぬ	9347	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物(1BOX)	本庁(屋外)	上下水道課
	62	480	え	4283	スズキ	キャリー	軽貨物(トラック)	南吉井浄水場	上下水道課
	63	50	ゆ	7833	三菱	e kワゴン	軽乗用	旧給食センター	保育幼稚園課
	64	480	か	7625	スズキ	エブリ	軽貨物(1BOX)	旧給食センター	保育幼稚園課
	65	480	な	6940	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	軽貨物(1BOX)	認定こども園北吉井幼稚園	保育幼稚園課
	66	—	あ	202	—	スポーツトラクタ	小型特殊	総合公園	生涯学習課
	67	400	す	5078	ニッサン	ADバン	小型貨物(バン)	中央公民館	生涯学習課
	68	501	な	9725	ニッサン	セレナ	小型乗用(ステーションワゴン)	中央公民館	生涯学習課
	69	41	な	6858	スズキ	キャリイ	軽貨物(トラック)	中央公民館	生涯学習課
	70	400	ち	3450	ニッサン	アトラス	準中型貨物(1.5t)	中央公民館	生涯学習課
	71	400	す	5261	三菱	キャンター	小型貨物(1.5t幌付)	中央公民館	生涯学習課
	72	480	う	2169	ホンダ	アクティバン	軽貨物(1BOX)	川内公民館	生涯学習課
	73	800	す	3419	日野	デュトロ	特殊車両(図書館車)	図書館	生涯学習課
	74	400	す	652	マツダ	ボンゴ	小型貨物(1BOX)	歴史民俗資料館	生涯学習課
	75	100	す	1796	三菱	キャンター	準中型貨物(給食配送車)	学校給食センター	学校給食センター
	76	100	す	1797	三菱	キャンター	準中型貨物(給食配送車)	学校給食センター	学校給食センター
	77	100	す	1798	三菱	キャンター	準中型貨物(給食配送車)	学校給食センター	学校給食センター
	78	100	す	1799	三菱	キャンター	準中型貨物(給食配送車)	学校給食センター	学校給食センター
	79	480	か	7737	ダイハツ	ハイゼット	軽貨物(トラック)	学校給食センター	学校給食センター
	80	41	の	1907	スズキ	エブリ	軽貨物(トラック)	学校給食センター	学校給食センター
東温市消防本部管理車両52台(消防団37台)	81	800	す	108	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防積載車)	第1分団第1部(山之内)	総務予防課
	82	800	さ	2952	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防積載車)	第1分団第2部(樋口)	総務予防課
	83	800	さ	9283	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防積載車)	第1分団第3部(志津川)	総務予防課
	84	800	す	2977	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防積載車)	第1分団第4部(西岡)	総務予防課
	85	800	さ	8117	三菱	キャンター	特殊車両(消防ポンプ車)	第1分団第5部(横河原)	総務予防課
	86	800	す	904	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防積載車)	第1分団第6部(八反地)	総務予防課
	87	800	さ	4188	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防積載車)	第2分団第1部(見奈良)	総務予防課
	88	800	す	2273	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防積載車)	第2分団第2部(田窪)	総務予防課
	89	800	せ	1691	トヨタ	ダイナ	特殊車両(消防ポンプ車)	第2分団第3部(牛淵)	総務予防課
	90	800	す	3975	ニッサン	アトラス	特殊車両(消防積載車)	第2分団第4部(南野田)	総務予防課

No.	登録番号				車 種		分 類 (特徴)	配車場所	管理担当課
東 温 市 消 防 本 部 管 理 車 両 5 2 台 ( 消 防 団 3 7 台)	91	800	す	2796	トヨタ	ダイナ	特殊車両 (消防積載車)	第2分団5部 (新村)	総務予防課
	92	800	す	3564	トヨタ	ダイナ	特殊車両 (消防積 載車)	第2分団第6部 (北野田)	総務予防課
	93	800	す	2797	トヨタ	ダイナ	特殊車両 (消防積載車)	第2分団7部 (堀池)	総務予防課
	94	880	あ	3187	ダイハツ	ハイゼットカーゴ	特殊車両 (消防積載車)	第3分団第1部 (上林)	総務予防課
	95	800	す	1653	トヨタ	ダイナ	特殊車両 (消防積載車)	第3分団第2部 (下林上)	総務予防課
	96	830	せ	324	日野	デュトロ	特殊車両 (消防ポンプ車)	第3分団第2部 (下林中)	総務予防課
	97	880	あ	1330	スバル	サンバー	特殊車両 (消防積載車)	第3分団第2部 (下林下)	総務予防課
	98	800	さ	4189	トヨタ	ダイナ	特殊車両 (消防積載車)	第3分団第3部 (上村)	総務予防課
	99	880	あ	2778	スバル	サンバー	特殊車両 (消防積載車)	第4分団1部 (上古市)	総務予防課
	100	880	あ	2301	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第4分団1部 (原沖)	総務予防課
	101	830	ち	4	日野	デュトロ	特殊車両 (消防ポンプ車)	第4分団2部 (下沖)	総務予防課
	102	880	あ	2136	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第4分団3部 (北八幡)	総務予防課
	103	880	あ	2927	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第4分団3部 (森)	総務予防課
	104	880	あ	2779	スバル	サンバー	特殊車両 (消防積載車)	第5分団1部 (川東)	総務予防課
	105	880	あ	1331	スバル	サンバー	特殊車両 (消防積載車)	第5分団1部 (川西)	総務予防課
	106	800	す	1652	トヨタ	ダイナ	特殊車両 (消防積載車)	第5分団第2部 (保免)	総務予防課
	107	880	あ	2650	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第5分団2部 (惣田谷下)	総務予防課
	108	880	せ	35	いすゞ	エルフ	特殊車両 (消防ポンプ車)	第5分団3部 (川内支所)	総務予防課
109	80	あ	1889	スバル	サンバー	特殊車両 (消防積載車)	第5分団3部 (横灘)	総務予防課	
110	880	あ	1493	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第5分団4部 (檜皮)	総務予防課	
111	880	あ	2135	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第6分団1部 (則之内)	総務予防課	
112	880	あ	2648	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第6分団1部 (徳吉)	総務予防課	
113	880	あ	1974	スバル	サンバー	特殊車両 (消防積載車)	第6分団1部 (一ヶ谷)	総務予防課	
114	880	あ	328	スバル	サンバー	特殊車両 (消防積載車)	第6分団2部 (狩場)	総務予防課	
115	880	あ	2928	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第6分団2部 (音田)	総務予防課	
116	80	あ	510	三菱	ミニキャブ	特殊車両 (消防積載車)	第6分団第3部 (日浦)	総務予防課	
117	880	あ	2309	ダイハツ	ハイゼット	特殊車両 (消防積載車)	第6分団第3部 (土谷)	総務予防課	
118	800	す	6818	日野	デュトロ	特殊車両 (ポンプ車)	消防本部	警防課	

No.	登録番号			車 種		分 類 (特徴)	配車場所	管理担当課	
東 温 市 消 防 本 部 管 理 車 両 5 2 台 （ 消 防 本 部 1 5 台 ）	119	831	み	119	日野	レンジャー	特殊車両 (水槽車)	消防本部	警防課
	120	800	さ	8334	ニッサン	ステージア	特殊車両 (指令車)	消防本部	警防課
	121	800	す	5882	トヨタ	ダイナ	特殊車両 (積載車)	消防本部	警防課
	122	800	は	5541	日野	レンジャー	特殊車両 (タンク車)	消防本部	警防課
	123	800	は	5295	日野	レンジャー	特殊車両 (救助工作車)	消防本部	警防課
	124	800	す	6285	トヨタ	ハイエース	普通乗用 (消防団指令車)	消防本部	警防課
	125	800	は	5764	日野	プロフィア	特殊車両 (はしご車)	消防本部	警防課
	126	800	す	5759	トヨタ	ハイエース	特殊車両 (救急1号車)	消防本部	警防課
	127	800	す	7537	トヨタ	ハイエース	特殊車両 (救急2号車)	消防本部	警防課
	128	800	す	7538	トヨタ	ハイエース	特殊車両 (救急3号車)	消防本部	警防課
	129	300	む	8468	トヨタ	プリウス	普通乗用 (予防車)	消防本部	警防課
	130	880	あ	2472	スズキ	エブリ	特殊車両 (軽救急車)	消防本部	警防課
	131	800	す	6779	ニッサン	シビリアン	特殊車両 (救急啓発車)	消防本部	警防課
	132	41	ぬ	4264	三菱	ミニキャブ	軽貨物 (資機材搬送車)	消防本部	警防課

## 8-2 東温市消防本部・消防団等災害時出動車両一覧

### 1. 消防本部

災 害 種 別	出 場 車 両
火災出動（建物火災）	指令車・消防ポンプ自動車・水槽付消防ポンプ自動車 救助工作車・小型動力ポンプ付水槽車・はしご車
火災出動（山林火災）	指令車・消防ポンプ自動車・水槽付消防ポンプ自動車 小型動力ポンプ付積載車・救助工作車
警戒出動	消防ポンプ自動車・水槽付消防ポンプ自動車
救助出動	指令車・救助工作車・水槽付消防ポンプ自動車・救急車
救急出動	救急車
応援出動	救助工作車・消防ポンプ自動車・救急車
水防出動	消防ポンプ自動車
大規模災害出動	指令車・水槽付消防ポンプ自動車・消防ポンプ自動車・ 救助工作車・救急車
特殊化学災害出動	指令車・水槽付消防ポンプ自動車・救助工作車・ 小型動力ポンプ付水槽車・救急車
その他出動	災害種別により対応

### 2. 消防団

災 害 種 別	出 場 隊（第1次出場）
火災出動	消防ポンプ自動車 : 管轄方面隊ごとに出場 小型動力ポンプ付積載車 : 管轄分団
水防出動	消防ポンプ自動車 : 管轄方面隊ごとに出場 小型動力ポンプ付積載車 : 管轄分団
その他出動	災害種別により対応

### 8-3 市内緊急輸送道路一覧

管理区分	路線名	区間
一次緊急輸送道路	四国縦貫自動車道	東温市河之内～東温市南野田
	国道11号	東温市河之内～東温市北野田
	主要県道23号（伊予川内線）	東温市上村～東温市南方
	一般県道193号（森松重信線）	東温市牛湫～東温市横河原
	一般県道209号（美川松山線）	東温市下林～東温市田窪 東温市牛湫
	一般県道334号（松山川内線）	東温市西岡 東温市北方～東温市則之内
	一般県道152号（寺尾重信線）	東温市横河原～東温市横河原
	（市）志津川医大線	東温市志津川～東温市志津川
	（市）牛湫上村線	東温市牛湫字古屋敷～東温市上村字横田
二次緊急輸送道路	国道494号	東温市則之内～東温市河之内

(注) 1 一次緊急輸送道路

- (1) 主要な都市間及び他県と連絡する広域的な幹線道路
- (2) 諸活動の拠点と上記の道路を結ぶ道路及び拠点を相互に連絡する道路

2 二次緊急輸送道路

- (1) 一次緊急輸送道路を補完する道路

### 8-4 緊急通行車両の標章



備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 8-5 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知 事 <span style="float: right;">(印)</span>
		公安委員会 <span style="float: right;">(印)</span>
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所	( ) 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考：用紙は日本工業規格A5とする。

## 8-6 防災ヘリコプター飛行場外臨時離着陸場一覧

### 1 地域拠点飛行場外離着陸場（※1）

名 称	所 在 地	所有者又は管理者	電話番号	駐機数
東温市消防前	横河原1376番地先 (重信川河川敷)	中予地方局建設部管理課	089-909-8773	中型機：3
東温市総合公園	西岡甲1284番地1	東温市都市整備課	089-964-4412	中型機：1

### 2 緊急時離着陸場（※2）

名 称	所 在 地	所有者又は管理者	電話番号	駐機数
愛媛大学医学部運動場 [適]	志津川2154番地	愛媛大学医学部施設管理課	089-964-5163	中型機：2

## 3 孤立地区対策緊急時離着陸場（※3）

名 称	所 在 地	孤立想定地区	電話番号	所有者又は管理者
神子野グランド多目的 広場	山之内甲1640番地2	山之内	—	山之内区長
佐古ダム駐車場	下林丙945番地4	佐川	089-964-4412	東温市都市整備課
滑川生活改善センター	滑川甲1422番地	滑川下、滑川中、 滑川上	—	滑川区長
白猪の滝駐車場	河之内甲3270番地1	問屋、狩場、日 浦	089-964-4412	東温市都市整備課
東谷小学校	則之内甲334番地	音田、徳吉	089-960-6711	東温市教育委員会
西谷小学校	則之内乙835番地	惣田谷下、惣田 谷上、井内下、 井内西、井内 中、井内上	089-960-6411	東温市教育委員会
奥松瀬川公民館	松瀬川乙80番地1	川筋、添谷、檜 皮、音田、三軒屋	—	松瀬川区長

## ※1 地域拠点飛行場外離着陸場

航空法第79条ただし書きに基づき、国土交通大臣の許可を常時得た飛行場外離着陸場で、平時の訓練及び緊急患者搬送や災害時などに即応して、直ちに使用できる状態を確保している飛行場外離着陸場

## (1) 根拠法規

航空法第79条ただし書き（平時・有事を問わず離着陸が事前に許可された場所）

## (2) 場所の条件

- A ・離着陸が可能な場外
- ・必要地表面積／機 1 スポット（約50m×50m）の広さが確保できること。
  - ・離着陸侵入経路 1 又は2方向が確保でき障害物（15m以上）がないこと。
  - ・駐機可能数 1 又は2機程度
- B ・住民の避難場所と区別できること。
- C ・緊急車両等の進入が可能であること。

## ※2 緊急時離着陸場

事故若しくは災害発生時等緊急時に使用する離着陸場で、離着陸時に散水など地上支援の必要の有無等に基づき、[適]及び[準]に区分した離着陸場

## (1) 根拠法規

航空法第81条の2（特例により有事の際、事前許可なく離着陸が可能な場所）

## (2) 場所の条件

- A ・離着陸が可能な場外
- ・必要地表面積／機 1 スポット（約50m×50m）の広さが確保できること。
  - ・離着陸侵入経路 1 又は2方向が確保でき障害物（15m以上）がないこと。

- ・駐機可能数 1又は2機程度
- B ・住民の避難場所と区別できること。  
ただし、やむを得ず併用する場合は、避難場所マニュアルを作成し、避難住民等を離着陸場内に侵入させない処置をとること。
- C ・[適]：離着陸に関し散水の必要がない場所
- D ・[準]：離着陸に関し散水が必要な場所

### ※3 孤立地区対策緊急時離着陸場

各市町が孤立地区対策として指定する離着陸場で、事故若しくは災害発生時等に離着陸し、又は離着陸地積が不足する場合はホイストによりつり上げを行う緊急時の離着陸場

#### (1) 根拠法規

航空法第81条の2（特例により有事の際、事前許可なく離着陸が可能な場所）

#### (2) 場所の条件

特別な条件はなく、航空隊と調整のうえ、各市町があらかじめ指定した場所

《参考（航空法抜粋）》

（離着陸の場所）

第七十九条 航空機（国土交通省で定める航空機を除く。）は陸上にあつては空港等以外の場所において、水上にあつては、国土交通省令で定める場所において、離陸し、又は、着陸してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（飛行の禁止区域）

第八十条 航空機は、国土交通省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずる恐れがある区域の上空を飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（最低安全高度）

第八十一条 航空機は、離陸又は着陸を行う場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して国土交通省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、国土交通大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（捜索又は救助のための特例）

第八十一条の二 前三条の規定は、国土交通省令で定める航空機が航空機の事故、海難その他の事故に際し、捜索又は救助のために行なう航行には適用しない。

## 8-7 県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間	時	分
1 要請機関名	発信者 職名： 氏名：	
2 活動の種別	(1) 災害応急（偵察・広報・物資輸送等） (2) 救急 (3) 救助 (4) 火災防御 (5) その他（ ）	
3 活動内容	偵察、広報、物資輸送（品名数量 救急、救助、空中消火、その他（ ）	
4 発生場所及び 発生日時	市 地内 （発生日時） 年 月 日 午前・午後 時 分 （目標） （離着陸場所）	
5 現地の気象条件	天候 風向 風速 気温 視界 m 気象予警報（ 警報・注意報）	
6 現場指揮者	所属・職名・氏名	
7 現場との 連絡手段	無線種別（全国波、県内共通波、その他） 現場指揮本部（車） 呼出名（コールサイン）	
8 要請を必要とする理由	※ 災害状況、要請する活動の内容、受入体制を記述すること。 （救助の場合には、事故の原因、事故の状況、人員等も記述のこと。）	



## [ 9 自衛隊関係]

### 9-1 災害派遣要請

年 月 日

愛媛県知事 殿

東温市長

自衛隊の災害派遣要請依頼について

災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項
  - (1) 連絡場所
  - (2) 連絡責任者
  - (3) 気象状況等
  - (4) その他

## 9-2 救急患者空輸要請

年 月 日

愛媛県知事 殿

東温市長

自衛隊航空機の派遣要請依頼について

救急患者空輸のため、下記のとおり自衛隊航空機の派遣を要請します。

記

1 派遣要請の理由

2 派遣を要する日時

3 派遣を要する場所及び輸送場所

4 空輸を必要とする救急患者

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

5 同乗者（医師、親族）

氏名	血液型	生年月日
----	-----	------

〃	〃	〃
---	---	---

6 その他

医療機材、特記事項等

### 9-3 撤収要請

年 月 日

愛媛県知事 殿

東温市長

#### 自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣をうけましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

#### 記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日

2 派遣要請依頼日時

年 月 日

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

## 9-4 救急患者空輸撤収要請

年 月 日
愛媛県知事 殿
東温市長
自衛隊航空機の撤収要請依頼について
年 月 日 時 分要請した航空機等の出動については、目的地（ ）へ空輸できましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。
記
1 撤収要請依頼日時
年 月 日

## [10 自主防災組織等関係]

### 10-1 自主防災規約例

〇〇区自主防災会規約

(名称)

**第1条** この会は、〇〇区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(活動拠点の所在地)

**第2条** 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

- (1) 平常時は〇〇とする。
- (2) 災害時は〇〇とする。

(目的)

**第3条** 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

**第4条** 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 地震時に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

**第5条** 本会は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

**第6条** 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 若干名
- (5) 監査役 2名

2 役員は、会員の互選による。ただし、防災委員は、消防職員・団員OBなどをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 役員の任期は、防災委員は5年、その他の者は1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の責務)

**第7条** 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指示を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、各班活動の指示を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。

5 監査役は、本会の会計を監査する。

(会議)

**第8条** 本会に、総会及び幹事会を置く。

(総会)

**第9条** 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 防災計画の作成及び改正に関すること。

(3) 事業計画に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

**第10条** 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会により委任されたこと。

(3) その他幹事会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

**第11条** 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

(1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 災害危険の把握に関すること。

(4) 防災訓練の実施に関すること。

(5) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出・救護、給食・給水、災害時要援護者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関すること。

(6) その他必要な事項

(会費)

**第12条** 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

**第13条** 本会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

**第14条** 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

**第15条** 会計監査は、毎年1回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、○年○月○日から実施する。

## 10-2 東温市自主防災組織連絡協議会規約

(名称)

**第1条** この会の名称は、東温市自主防災組織連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

**第2条** この協議会は、自主防災組織の結成及び育成を図り、平常時から行政及び地域住民並びにその他諸団体と緊密な連携を保ち、災害発生時において地域住民が連帯して自主的な災害応急活動を行うことができるよう態勢を整え、「災害に強い安全・安心な東温市」のまちづくりに資することを目的とする。

(基本理念)

**第3条** この協議会は、自主防災組織を構築し、育成強化を図り、行政及び関係団体が連携し活動することにより、災害発生時においては隣保協同の精神をもって「住民の生命・身体の安全確保及び被害の防止と軽減」を図ることを基本理念とする。

(協議事項及び事業)

**第4条** この協議会の協議事項及び事業は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織相互及び行政その他関係機関並びに各種団体との意見交換・連絡調整に関すること。
- (2) 地震・火災・風水害その他の災害に対する災害対策に関すること。
- (3) 災害発生時における情報収集・伝達対策に関すること。
- (4) 自主防災組織の育成指導等に関すること。
- (5) 防災意識の啓発に関すること。
- (6) 防災訓練の実施に関すること。
- (7) 自主防災組織の防災資機材の整備に関すること。
- (8) その他必要と認める事業。

(構成)

**第5条** この協議会は、自主防災組織の会長をもって構成するものとする。

(役員)

**第6条** この協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名

2 会長、副会長は、自主防災組織の会長の互選により選出し、理事は、小学校区（南吉井、北吉井、拝志・上林統合、川上、東谷・西谷統合）の自主防災組織の会長の互選により選出する。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。

(役員の仕事)

**第7条** 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行するものとし、会長及び副会長に同時に事故あるときは、理事は会長代行1名を互選し、会長代行が会長の職務を行う。

(3) 役員は、役員会において協議会の運営に必要な事項を審議する。

(4) 役員は、役員会での協議事項等を、小学校区内の各自主防災組織の会長に周知する。

(役員任期)

**第8条** 役員任期は、総会の翌日から翌年の総会の日までとする。ただし、補充のために選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員再任は妨げない。

(会議)

**第9条** この協議会の会議は、総会及び役員会とする。

(役員会)

**第10条** 役員会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 役員会は、全役員会をもって構成する。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出すべきこと。

(2) 総会から委任されたこと。

(3) 防災教育、災害時の活動リーダーの育成等「自主防災組織」の活性化に関すること。

(4) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

4 会長は、必要があると認めたときは、役員以外の者を会議に参加させ意見を聞くことができる。

(役員会の成立・決議)

**第11条** 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を提出した役員は出席とみなす。

2 議事は、出席した役員過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

(総会)

**第12条** 総会は、自主防災組織の会長をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集し、議長となる。

4 総会は、自主防災組織の会長過半数の出席をもって成立する。

5 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

6 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

7 議事は、出席した自主防災組織の会長過半数をもって決し、賛否同数のときは議長がこれを決する。

(事務局)

**第13条** 協議会の事務局は、東温市役所総務部危機管理課に置く。

(その他)

**第14条** この規約に定めるもののほか、必要な事項については、協議会において定める。

附 則

(試行期日)

1 この規約は、平成24年5月13日から施行する。

(特例措置)

- 2 自主防災組織の会長が区長と異なる自治区においては、自主防災組織からの委任を受けて区長が代行する。
- 3 設立当初の役員の任期は、第8条の規定にかかわらず、設立総会の日から翌年の総会の日までとする。

附 則

(試行期日)

この規約は、平成27年5月13日から施行する。ただし、第13条の規定は平成27年4月1日から適用する。

◀ 付帯決議 ▶

東温市自主防災組織連絡協議会の設立に当たり、下記の事項を決議する。

1. 自主防災組織は1自治区に1組織とし、自治区の区長が自主防災組織の代表者となることを原則とする。

(理由)

- 市の災害対策本部は、設置の際は市長が本部長となって活動し、副市長以下、各部署各職員がそれぞれの役割を担う。

市の災害対策本部と同様に、自治区と自主防災組織は表裏一体の関係にあり、今後、自主防災組織が一層の組織充実を図り積極的な防災活動を進めるためには、自治区と一体の活動が求められる。

このため、一つの自治区が、一つの自主防災組織を組織し、活動することが望ましい。

2. 自主防災組織を未組織の自治区においては、1の趣旨に沿って、自主防災組織を早い時期に設置するものとする。
3. 自治区に複数の自主防災組織を設置している自治区は、早い時期に一つの自主防災組織に統合するものとする。
4. 既に自主防災組織を設置済みの自治区で、自主防災組織の会長が区長でない場合においては、区長が自主防災組織の会長の代行することができる。

但し、その場合において、区長は事前に地区自主防災組織から委任を受けるものとする。

5. 4に該当する自治区、自主防災組織は、相互に協力し、早い時期に1の趣旨に鑑み、自主防災組織の会長を区長が兼務する体制への移行を進めるものとする。

## 10-3 地区防災計画作成団体一覧表

No	組 織 名	策定年月	備 考
1	南方西区自主防災会	令和 2年 3月	
2	南方東区自主防災会	令和 6年 4月	
3	町西区自主防災会	令和 7年 3月	

## [11 条例、協定等関係]

### 11-1 東温市防災会議条例

(平成16年9月21日)  
(条例第12号)

改正 平成24年9月28日条例第23号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東温市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東温市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 愛媛県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (3) 愛媛県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20人とする。
- 7 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛媛県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成16年9月21日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 11-2 東温市防災会議委員名簿

		機 関 名	役 職
	会 長	東温市	市 長
1	1号委員	四国地方整備局 松山河川国道事務所	所 長
2	2号委員	愛媛県中予地方局 総務県民課	課 長
3	3号委員	松山南警察署	署 長
4	4号委員	東温市	副 市 長
5	4号委員	東温市	統 括 部 長
6	4号委員	東温市 教育委員会	事 務 局 長
7	5号委員	東温市 教育委員会	教 育 長
8	6号委員	東温市 消防本部	消 防 長
9	6号委員	東温市 消防団	団 長
10	7号委員	N T T 西日本株式会社 四国支店 設備部 災害対策室	室 長
11	7号委員	四国電力送配電株式会社 愛媛支社 業務部	部 長
12	8号委員	東温市自主防災組織連絡協議会兼区長会	会 長
13	9号委員	陸上自衛隊 松山駐屯地 中部方面特科連隊第4大隊	本部管理中隊長
14	9号委員	愛媛大学	教 授
15	9号委員	東温市医師会	会 長
16	9号委員	東温市建設業者組合	組 合 長
17	9号委員	東温市社会福祉協議会	会 長
18	9号委員	東温市婦人会	会 長

## 11-3 東温市災害対策本部条例

(平成16年9月21日)  
条例第13号

改正 平成24年9月28日条例第24号

(趣旨)

**第1条** この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、東温市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条** 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

**第4条** 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

**第5条** この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

### 附 則

この条例は、平成16年9月21日から施行する。

附 則(平成24年9月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 11-4 東温市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付要綱

(平成16年9月21日)  
告示第86号

(目的)

**第1条** この告示は、愛媛県建築基準法施行条例（昭和35年愛媛県条例第21号）第5条に規定するがけ地の崩壊等により、危険を及ぼすおそれのある区域にある危険住宅の住居者に対し、危険住宅の除去及び移転等を行う者に対して補助金を交付し、もってがけ地の崩壊等による危険から住民の生命と安全を確保することを目的とする。

(補助金及び補助対象経費)

**第2条** 補助金は、がけ地近接危険住宅移転事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で交付するものとし、補助金の交付の対象となる経費は別表に定めるところによる。

(交付の申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする者は、がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

**第4条** 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(事業の中止及び廃止)

**第5条** 申請者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

(実施状況報告)

**第6条** 申請者は、事業に着手したときは、がけ地近接危険住宅移転事業着工届（様式第2号）を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 申請者は、事業が完了したときは、がけ地近接危険住宅移転事業完了届（様式第3号）を速やかに市長に提出し、検査を受けなければならない。

(補助金の請求)

**第7条** 補助金の交付決定を受けた申請者は、前条第2項の検査完了後、がけ地近接危険住宅移転事業補助金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第8条** 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合は、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第9条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業に関し不正な行為があったとき。

(関係書類の保管)

**第10条** 補助事業者は、事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、事業終了の年度の翌年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

**第11条** この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成16年9月21日から施行する。

## 11-5 災害時における秋田県仙北市及び愛媛県東温市相互応援協定

(趣旨)

**第1条** 秋田県仙北市及び愛媛県東温市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号及び第67条の規定に基づき、いずれかの区域に災害（法第2条第1号に規定する内容をいう。）が発生した場合において、被災市の要請に応え、応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について協定する。

(応援の種類等)

**第2条** 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び資材の提供
- (4) 前三号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

**第3条** 災害の発生により応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前二号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

**第4条** 応援の要請を受けた市は、当該応援を要請に応じるものとする。ただし、被災市との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

(経費の負担)

**第5条** 応援に要した経費の負担については、原則として被災市の負担とする。

(連絡責任者)

**第6条** 第3条の規定による応援の手続を確実かつ円滑に行うため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

- (1) 仙北市総務部総務課長
- (2) 東温市総務部総務課長

(災害対策連絡会議の設置)

**第7条** 関係市は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

- 2 連絡会議は必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。
- 3 関係市は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他参考となる資料を相互に提供するものとする。

(その他)

**第8条** この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、関係市が協議して定めるものとする。

(適用日)

**第9条** この協定は、平成23年1月11日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成23年1月11日

締結者名 略

## 11-6 災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時における相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、市町において災害が発生し、被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援措置等を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

第2条 この協定による応援の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供
- (3) 救護活動に必要な車両等の提供
- (4) 応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災市町に代行しての情報の発信
- (7) 前各号に定めるもののほか、被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 応援を要請しようとする被災市町は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を求める項目（物資・資機材については数量等、人的応援については職種、人数等）
- (3) 応援を求める機関及び場所
- (4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に応援を要請するいとまがないときは、他の市町に直接要請できるものとし、事後において速やかに県に報告するものとする。

3 市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ、災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

4 前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨を通知するものとする。

（要請を受けた県及び市町の役割）

第4条 要請を受けた県は、被災市町の被害状況や応急措置に必要な物資等の把握を行い、速やかに市町間の連絡調整を行った上で、応援可能な市町に応援を要請するものとする。

2 要請を受けた市町は、速やかに、被災市町に応援を行うものとする。

（経費の負担等）

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町の負担とする。

- 2 被災市町において応援に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(補則)

第6条 この協定は、愛媛県消防広域相互応援協定その他の災害時の応援に関する協定を妨げるものではない。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び各市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成28年2月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が署名押印して、各自その1通を保有する。

平成28年2月17日

締結者名 略

## 11-7 災害時相互応援に関する協定書

愛媛県東温市と大阪府泉佐野市は、大規模な災害時における災害応急対策及び災害復旧に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの市域において、大規模な災害が発生し、応援を要請する市（以下「要請市」という。）が独自で十分な応急対策ができない場合において、一方の市（以下「応援市」という。）が要請市の要請を受けて実施する災害時相互応援業務を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 要請市の長は、次に掲げる事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は無線等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、業務内容及び人数
- (5) 前条第6号及び第7号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(応援の実施等)

第4条 応援市の長は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援市の長は、前条の要請に応じることができない場合には、その旨を速やかに要請市の長に通報するものとする。

## (経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。

2 要請市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

## (損害賠償等)

第6条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところにより行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請市への往復途中に生じたものを除き、要請市がその賠償の責めを負うものとする。

## (応援の自主出動)

第7条 災害が発生し、要請市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認められたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第5条の規定を準用する。

ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

## (連絡担当部局)

第8条 両市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この規定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

## (委任)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又はこの協定に定めのない事項は、その都度、両市が協議して定めるものとする。

## (適用)

第10条 この協定は、平成30年8月9日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市長が記名・押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年8月9日

締結者名 略

## 11-8 松山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、西条市、小松町、丹原町、川内町、周桑事務組合及び東温消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、協定区域において、火災、救急事故又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し、松山自動車道の安寧秩序を保持することを目的とする。

（応援）

**第2条** 前条の目的を達成するため、協定市町等は、協議により協定市町等の出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊又はその他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（担当区域）

**第3条** 協定市町等は、消防・救急業務について、別表に掲げる出動区域に基づき、応援を行うことを協定する。ただし、事故発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防本部の消防隊が同時出動する。

（特別応援）

**第4条** 協定市町等は、協定区域内に大災害が発生した場合は、別表によることなく災害発生地の消防長の要請により特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

**第5条** 協定市町等が特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生 の場所及び災害の概況
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（特別応援消防隊等の出動）

**第6条** この協定による特別応援消防隊等の出動は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に応じて特別応援を行う協定市町等の消防長が決定して行うものとする。

（応援消防隊等の指揮）

**第7条** 応援消防隊等に対する指揮は、受援地現場最高指揮者が応援消防隊等の長を通じて行うものとする。ただし、応援消防隊等の長を通じて行うことができがたい場合は、直接指揮することができるものとする。

（報告）

**第8条** 応援消防隊等の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告する

ものとする。

(経費の負担)

**第9条** 応援に要する経費等の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担する。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決定する。

(情報交換等)

**第10条** 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

(応援の実施及び委任)

**第11条** この協定による応援は、当該消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町等の消防長が協議決定する。

(協議)

**第12条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度関係者協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

**第13条** この協定は、平成6年11月16日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書6通を作成し、押印の上各1通を保有するものとする。

平成6年10月17日

締結者名 略

(別表)

応援消防本部	上下線別	応援区域	受援消防本部
西条市消防本部	上り		周桑事務組合周桑消防本部
	下り	小松インターチェンジ以東の小松町の区域	
周桑事務組合周桑消防本部	上り	西条インターチェンジ以西の西条市の区域	西条市消防本部
	下り	川内インターチェンジ以東の川内町の区域	東温消防等事務組合消防本部
東温消防等事務組合消防本部	上り	小松インターチェンジ以西の小松町及び丹原町の区域	周桑事務組合周桑消防本部
	下り		

## 松山自動車道消防相互応援協定書に基づく覚書

平成6年10月17日付けで、協定市町等の間で締結した松山自動車道消防相互応援協定（以下「協定」という。）の実施については、次の要領により行うこととし、この覚書を交換する。

- 1 この覚書における用語の意味は、特別の定めがあるもののほか、協定書の用語の例によるものとする。
- 2 協定書第2条に基づき、応援のため派遣する消防隊等は、原則として1隊とする。ただし、災害の規模により、災害発生地からの要請又は応援消防本部が必要と認めたときは、派遣消防隊等を増加することができるものとする。
- 3 協定書第2条又は第4条により、消防隊等を派遣したときは、その状況を災害発生地の消防長に即報するとともに、災害の処理後、その消防活動を第1号様式により、すみやかに管轄消防長に通報するものとする。
- 4 消防業務の事務処理は、発生地を管轄する消防本部が行う。ただし、救急事故の事務処理は、その救急事故を取り扱った消防本部が行う。
- 5 消防隊等が現場到着した際に、協定書第3条別表の出場区域外であった場合でも、自隊の責任区域と同様に活動を行うものとする。
- 6 協定市町等の消防長は、あらかじめ管轄区域内の医療機関のうちから協定区域における災害による傷病者を搬送する救急医療機関を選定しておくものとする。
- 7 前項により、救急医療機関を選定したときは、その所在地、経路、その他救急活動に必要な事項を関係消防長に通報するものとする。
- 8 前項の救急医療機関に関し変更を生じたときは、関係消防長に通報するものとする。
- 9 この協定は、平成6年11月16日から効力を発生するものとする。  
この協定を証するため、本書3通を作成し、押印の上各1通を保有するものとする。

平成6年10月17日

締結者名 略

## 11-9 松山自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、川内町、重信町、松山市、砥部町、伊予市、東温消防等事務組合及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、松山自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、協定区域において火災、救急その他災害（以下「災害等」という。）が発生したとき、協定市町等の消防力を相互に活用して、その被害を最小限度に防止することを目的とする。

（応援）

**第2条** 前条の目的を達成するため、協定市町等は出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊その他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（出動・応援区域）

**第3条** 協定市町等は、協定区域内の災害等について、別表に掲げる出動区域に基づき応援を行うものとする。ただし、災害等発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防機関の消防隊等が同時出動するものとする。

（特別応援）

**第4条** 協定区域内において大規模災害等が発生した場合の対応及び取扱要領は、中予地区広域消防相互応援協定又は愛媛県消防広域相互応援協定によるものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要する経費等の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担するものとする。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決

定するものとする。

(情報交換等)

**第6条** 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

(応援の実施及び委任)

**第7条** この協定による応援は、当該消防機関の長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議の上決定するものとする。

(協議)

**第8条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定者が協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

**第9条** この協定は、平成8年11月1日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成8年11月1日

締結者名 略

## 別表

出動 消防機関 応援	上下 線別	出 動 区 域	応 援 区 域	受援消防機関
東温消防等事務 組合消防本部	下り	川内 I. C から 松山 I. C の間	川内 I. C から 松山 I. C の間の 松山市の区域	松山市消防局
松山市消防局	上り	松山 I. C から 川内 I. C の間	松山 I. C から 川内 I. C の間の 重信町・川内町の区域	東温消防等 事務組合 消防本部
	下り	松山 I. C から 伊予 I. C の間	松山 I. C から 伊予 I. C の間の 砥部町・伊予市の区域	伊予消防等 事務組合 消防本部
伊予消防等 事務組合 消防本部	上り	伊予 I. C から 松山 I. C の間	伊予 I. C から 松山 I. C の間の 松山市の区域	松山市消防局

I. C : インターチェンジ

## 変更協定書

平成8年11月1日付けで川内町、重信町、松山市、砥部町、伊予市、東温消防事務組合及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）が締結した松山自動車道消防相互応援協定書（以下「原協定書」という。）の一部を改正することに等について、協定市町等は、以下のとおり合意した。

### 記

第1 「東温消防等事務組合」を「東温市消防本部」に、  
「東温消防等事務組合」を「東温市消防本部」に、

「川内I.Cの間の重信町・川内町の区域」を「東温スマートI.Cの間の東温市の区域」に改める。

第2 この協定は、令和6年3月23日から効力を生じる

本協定締結の証として、本協定5通を作成し、記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月1日

締結者名 略

## 11-10 今治小松自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、西条市、小松町、東予市、丹原町、川内町、周桑事務組合及び東温消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、協定市町等の行政区域のうち、今治小松自動車道及びその施設（以下「協定区域」という。）における消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、協定区域において、火災、救急事故又はその他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき協定市町等相互間の消防力を活用して災害による被害を最小限度に防止し、今治小松自動車道の安寧秩序を保持することを目的とする。

（応援）

**第2条** 前条の目的を達成するため、協定市町等は、協議により協定市町等の出動区域を定め、その属する消防隊、救急隊又はその他必要な人員（以下「消防隊等」という。）を出動させ、又は資機材を調達して応援を行うものとする。

（担当区域）

**第3条** 協定市町等は、消防・救急業務について、別表に掲げる出動区域に基づき、応援を行うことを協定する。ただし、事故発生場所及び内容等が不明確な場合は、別表の規定にかかわらず協定消防本部の消防隊が同時出動する。

（特別応援）

**第4条** 協定市町等は、協定区域内に大災害が発生した場合は、別表によることなく災害発生地の消防長の要請により特別応援を行うものとする。

（特別応援の要請）

**第5条** 協定市町等が特別応援の要請を行うときは、次の事項をできる限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害発生 の場所及び災害の概況
- (2) 応援を要する消防隊等の種類及び数
- (3) その他活動内容等必要な事項

（特別応援消防隊等の出動）

**第6条** この協定による特別応援消防隊等の出動は、通報又は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に応じて特別応援を行う協定市町等の消防長が決定して行うものとする。

（応援消防隊等の指揮）

**第7条** 応援消防隊等に対する指揮は、受援地現場最高指揮者が応援消防隊等の長を通じて行うものとする。ただし、応援消防隊等の長を通じて行うことができがたい場合は、直接指揮することができるものとする。

（報告）

**第8条** 応援消防隊等の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現場最高責任者に報告する

ものとする。

(経費の負担)

**第9条** 応援に要する経費等の負担は、法令その他に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 応援のため要した経常的経費は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、機器資材等（化学消火剤を含む。）で要請により調達し、又は立て替えたものについては、現物又はその経費を受援協定市町等が負担する。
- (2) 応援出動した消防隊等の活動が長時間にわたり、燃料、機器資材の補給又は給食等を必要とする場合は、受援協定市町等において現物により、又は経費を負担してこれを行うものとする。
- (3) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町等の負担とする。ただし、災害地において受けた救急治療の経費は、受援協定市町等の負担とする。
- (4) 応援隊員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、受援協定市町等がその賠償責任を負うものとする。ただし、災害地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (5) 前各号以外の経費については、協定市町等の間において、その都度協議の上負担区分を決定する。

(情報交換等)

**第10条** 協定市町等は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報を相互に交換するものとする。

(応援の実施及び委任)

**第11条** この協定による応援は、当該消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町等の消防長が協議決定する。

(協議)

**第12条** この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度関係者協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

**第13条** この協定は、平成11年7月2日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、押印の上各1通を保有するものとする。

平成11年7月2日

締結者名 略

(別表)

応援消防本部	上下線別	応援区域	受援消防本部
西条市消防本部	上り	小松ジャンクションから東予丹原インターチェンジまでの小松町、東予市及び丹原町の区域	周桑事務組合周桑消防本部
東温消防等事務組合消防本部			

## 11-11 今治小松自動車道消防相互応援協定書の一部を変更する協定書

西条市、小松町、東予市、丹原町、川内町、周桑事務組合及び東温消防等事務組合は、今治小松自動車道の小松北インターチェンジ開設に伴い、平成11年7月2日に締結した今治小松自動車道消防相互応援協定書（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（原協定の変更）

第1条 原協定の一部を次のように変更する。

別表中「小松ジャンクションから東予丹原インターチェンジまでの小松町、東予市及び丹原町の区域」を「小松ジャンクションから小松北インターチェンジまでの小松町の区域」とする。

（効力の発生）

第2条 この協定は平成13年7月9日から効力を発生するものとする。

この協定を証するため、本書7通を作成し、押印の上、原協定書とともに各自1通を保有するものとする。

平成13年6月8日

締結者名 略

## 11-12 愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条の3第2号の規定に基づき、愛媛県がその区域内の市町（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の要請に応じ、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いて当該市町の消防を支援（以下「支援」という。）する場合に必要事項を定めることを目的とする。

(支援の範囲)

**第2条** 愛媛県知事（以下「知事」という。）が行う支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動

(支援の要請)

**第3条** 支援を必要とする市町長（市町長の委任を受けた消防長を含む。以下同じ。）は、愛媛県防災航空事務所に対し、電話等により、次の事項を明らかにして要請を行うものとする。

- (1) 災害等の発生日時、場所
- (2) 活動種別、状況
- (3) 発生現場の気象状況
- (4) 航空機が離着陸できる場所の所在地及び地上支援体制
- (5) 現場最高指揮者の職氏名及び連絡手段
- (6) 支援に要する資機材の種別・数量
- (7) その他必要な事項

(支援の実施)

**第4条** 知事は、市町長の要請に基づき、航空機が活動可能な場合で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、航空機を活用する必要があると認められる場合には、消防防災航空隊を派遣する。

2 市町長の要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町長に連絡するものとする。

(支援の始期及び終期並びに消防防災航空隊員の指揮)

**第5条** 支援は、市町長の要請により、航空機が定置場を出発したときに始まり、定置場に帰着したときに終わるものとする。ただし、航空機が定置場以外の場所にある場合に、市町長の要請により活動目的を変更すべき命令があったときは、そのときから支援が始まり、支援活動中に愛媛県の業務に復帰する命令があったときは、そのときをもって支援が終わるものとする。

2 前条第1項の規定により支援する場合において、被災地における消防防災航空隊員の指揮は、要請市町長の定める現場最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している消防防災航空隊長（消防防災航空隊長が航空機に搭乗していないときにあつては、当該航空機に搭乗する消防防災航空隊の副隊長又は隊員のうちから選任された者）が、航空機の活動に重大な支障があると認めるときは、その旨現場最高指揮者に通告するものとする。

（経費負担）

**第6条** この協定に基づく航空機の運航経費は、愛媛県が負担するものとする。

（市町の職員派遣）

**第7条** 消防防災航空隊を編成するため、市町は、別に定める職員派遣計画に基づき、市町の消防職員を県に派遣するものとする。

2 派遣職員に係る人件費（航空手当、休日給及び超過勤務手当を除く。）については、別に定める職員派遣に関する協定書に基づき、派遣元の市町が負担するものとする。

（活動補助要員の確保等）

**第8条** 知事に支援要請を行った市町長は、消防防災航空隊と緊密な連携をとるとともに、次の事項を処理するものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院への搬送手段の確保
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他航空機の活動に必要な事項

2 航空機の活動が長期間にわたり、また、長期間にわたることが予想される場合には、消防防災航空隊員の疲労を軽減するため、知事は、支援要請を行った市町長に対し、活動補助要員の確保を要請することができる。

3 知事からの要請を受けた市町長は、愛媛県消防広域相互応援協定（以下「応援協定」という。）に基づき、他の市町長に対し、消防防災航空隊員の経験を有する職員等の派遣を要請することができる。

4 派遣要請を受けた市町長は、業務に特段の支障がない限り、職員を派遣しなければならない。

5 前項の派遣に要する経費の負担については、応援協定の定めるところによる。

（協定市町の変更に伴う取扱い）

**第9条** 市町の合併、消防体制の変更等により協定市町に変更が生じた場合においても、特段の申し出がない限り、変更後の市町がこの協定を継承するものとする。

（協定の改廃及び疑義）

**第10条** この協定の改廃、あるいは協定に関する疑義については、その都度、愛媛県及び市町が協議のうえ決定するものとする。

## 附 則

1 この協定は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成8年10月1日付けで締結した「愛媛県消防防災ヘリコプター応援協定」は、平成18年3月

31日をもって廃止する。

- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、知事及び市町長が記名押印のうえ、各自その1通を保持する。

平成18年3月1日

締結者名 略

## 11-13 渇水等緊急時における相互応援協定書

松山市、伊予市、東温市、松前町及び砥部町（以下「関係市町」という。）は、緊急時における応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（関係市町の責務）

第1条 関係市町は、当該地域の広域的な水資源開発の促進を目的に、日頃から節水対策、水道用水の安全管理並びに水資源の保全及び有効利用等に最大限の努力をするものとする。

（応援活動の区域）

第2条 応援活動の区域は、関係市町の行政区域とする。

（緊急時における応援活動）

第3条 緊急時における応援活動は、給水ができない事態が発生した場合において、人道的な見地から、次のとおり実施するものとする。

- (1) 異常渇水時における応急給水
- (2) 水質汚染等の事故時における応急給水及び水道用水の補給
- (3) 水道施設等の事故並びに地震及び台風等の自然災害時における応急給水、水道用水の補給及び水道施設等の復旧
- (4) 前3号の活動に係る物資、資機材及び情報の提供
- (5) その他特に要請のあった事項

（応援要請）

第4条 応援要請市町（以下「要請市町」という。）は、別記様式第1号により、事務局（事務局は、松山市に置く。）への応援を要請するものとする。ただし、急を要する場合は、後日、速やかに処理するものとする。

- 2 応援要請を受けた事務局は、直ちに要請市町以外の関係市町に対して連絡するものとする。
- 3 応援を要請された関係市町は、極力これに応じるものとする。

（経費負担）

第5条 前条の応援活動に要した経費は、応援職員に係わる人件費等を除くほか、要請市町が負担するものとする。

- 2 法令の特別の定めその他特別の措置により、応援市町に対して、応援活動に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による要請市町の負担額から控除するものとする。
- 3 応援市町の職員の派遣に要する旅費は、応援市町の諸規程に基づき、要請市町が負担するものとする。
- 4 応援市町の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。
- 5 応援市町の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務従事中に生

じたときは要請市町が、要請市町への往復途中に生じたときは応援市町が、それぞれ賠償の責に任ずるものとする。

- 6 前各号以外の経費については、応援及び要請市町間でその都度協議の上、負担を決定するものとする。

(情報交換)

第6条 関係市町は、この協定の円滑な運用を図るため、常に情報交換を行うとともに、別記様式第2号により、応援活動に必要な資機材の保有状況を相互に交換するものとする。なお、資機材の保有状況に変更があった場合は、速やかに事務局へ連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほか、必要な事項及び疑義が生じた場合については、関係市町が協議して別に定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は平成20年4月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本書5通を作成し、関係市町長記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成20年4月1日

締結者名 略

## 11-14 ヘリテレ映像の提供に関する協定書

災害発生時における迅速かつ的確な災害応援対策に資するため、愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「乙」という。）との間で、愛媛県警察ヘリコプターテレビ伝送システム映像（以下「ヘリテレ映像」という。）の提供に関し、次のとおり協定する。

### （映像の提供）

第1条 甲は、災害発生時に、愛媛県警察本部からヘリテレ映像の提供を受けている場合において、乙のいずれかの機関から当該ヘリテレ映像の提供の要請があり、かつ、これを甲が愛媛県警察本部の承認を得たうえで必要と認めたときは、提供の要請があった機関（以下「要請機関」という。）に対し、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

2 甲は、前項の規定により、要請機関に対し、ヘリテレ映像を提供する場合において、配信手段のシステム仕様上の制約等により要請機関のみへの配信が困難なとき、又は災害が広域にわたるときには、乙の要請機関以外の機関に対しても、当該ヘリテレ映像を提供するものとする。

3 甲は、ヘリテレ映像を提供する施設、設備、機器等に異常を認めたときは、前2項の規定による映像の提供を停止し、又は中断することができるものとする。

### （映像の取扱い要件）

第2条 乙は、前条の規定により、甲より提供を受けたヘリテレ映像（ビデオテープその他の映像記録媒体によるものも含む。）を報道機関その他の機関に提供してはならない。

2 乙は、前項の規定に反した場合、そのことにより発生する一切の責任を負うものとする。

### （協議）

第3条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成23年3月1日

締結者名 略

## 11-15 中予地区広域消防相互応援協定書

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づく消防の相互の応援（以下「消防相互応援」という。）に関して、次の協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害（法第1条に規定する災害であつて協定市町等の応援活動を必要とするものをいう。以下同じ。）の発生に際し、当該災害の発生地（以下「発生地」という。）以外の協定市町等（以下「応援協定市町等」という。）の消防力を活用して、発生地の属する協定市町等（以下「被災協定市町等」という。）の被害を最小限に抑えることを目的として、消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊 消防隊、救急隊その他災害対応に必要な人員をいう。
- (2) 応援活動 応援協定市町等が、その応援隊を派遣し、又は資機材を調達して被災協定市町等の災害対応を応援する活動をいう。
- (3) 普通応援（火災） 隣接する協定市町等が、災害のうち、本協定に基づき覚書で定める区域で発生した火災を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前又は要請時に行う応援活動をいう。
- (4) 普通応援（災害） 隣接する協定市町等が、協定市町等の境界周辺部において、前号の火災を除く災害を覚知した場合に、被災市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。
- (5) 特別応援（要請） 協定市町等の区域内に大規模な災害が発生し、又は前2号に規定する応援以外の応援（はしご付消防ポンプ自動車の整備に伴う消防力の補完を含む。）を必要とする場合で、応援協定市町等が、被災協定市町等の長の要請時に行う応援活動をいう。
- (6) 特別応援（自動） 協定市町等の区域内に災害が発生したことを応援協定市町等が覚知した場合で、当該災害の規定等に照らし、緊急を要するとともに、前号の要請を待ついとまがないと認められる場合に、応援協定市町等の長が、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。

（応援の要請）

**第3条** 普通応援（火災）及び特別応援（要請）の要請は、被災協定市町等の長が応援協定市町等の長に対し、電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、災害による被害の状況を把握した時点で速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別及び概況
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要請する応援活動の種類及び数
- (4) 集結（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

(応援活動の実施)

**第4条** 応援の要請を受けた応援協定市町等の長は、当該協定市町等の区域内の警備に支障のない範囲において、次の各号に掲げるところに従って応援活動を実施するものとする。

(1) 普通応援（火災）及び普通応援（災害）については、原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災その他の災害の規模により適宜応援活動を増強する。

(2) 特別応援（要請）及び特別応援（自動）については、被災協定市町等の長からの要請内容、保有消防力等を検討の上、応援活動の規模を決定するものとする。

2 応援活動を開始した応援協定市町等の長は、応援を受けた被災協定市町等の長に電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を報告するとともに、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 応援隊の長

(2) 応援活動の規模

(3) 出発時刻及び到着予定時刻

(応援隊の指揮)

**第5条** 応援隊の指揮は、応援を受けた被災協定市町等の消防長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の人員に対して行うことができるものとする。

(報告)

**第6条** 応援隊の長は、現場到着、応援活動及び引揚げの状況を応援を受けた被災協定市町等の消防長に報告するものとする。

2 応援活動を実施した応援協定市町等の長は、応援に従事した応援隊の最終帰署後、派遣期間中の応援活動の内容を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

**第7条** 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援協定市町等が負担する経費

ア 出動した人員の手当及び旅費

イ 車両及び資機材の燃料費（現地における補給燃料を除く。）

ウ 車両及び資機材の修理費

エ 出動した人員の公務災害補償費

オ 災害発生地への出動又は帰路途上において第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 被災協定市町等が負担する経費

ア 現地における車両及び機械器具の燃料費

イ 現地における宿泊費

ウ 要請により調達又は立替えた資機材及び燃料費

エ 出動した人員が応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償費（出動した人員の重大な過失等に基づく損害賠償費は除く。）

(3) 前2号以外の経費及び重要事案が生じた場合には、関係する協定市町等の間において、その都度協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報の交換)

**第8条** 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する情報を交換するものとする。

(協議)

**第9条** この協定の実施のために必要な事項及びこの協定の改廃については、協定市町等の長が協議して定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上決定するものとする。

(附 則)

1 この協定は平成31年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各1通を保管する。

3 中予地区広域消防相互応援協定書（平成2年8月1日締結）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

平成31年3月29日

記名押印 〔略〕

## 中予地区広域消防相互応援協定書

松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町及び伊予消防等事務組合（以下「協定市町等」という。）は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づく消防の相互の応援（以下「消防相互応援」という。）に関して、次のように協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 この協定は、災害（法第 1 条に規定する災害であって協定市町等の応援活動を必要とするものをいう。以下同じ。）の発生に際し、当該災害の発生地（以下「発生地」という。）以外の協定市町等（以下「応援協定市町等」という。）の消防力を活用して、発生地の属する協定市町等（以下「被災協定市町等」という。）の被害を最小限に抑えることその他必要な対応をすることを目的として、消防相互応援に関して必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第 2 条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応援隊、消防隊、救急隊その他災害対応に必要な人員をいう。
- (2) 応援活動 応援協定市町等が、その応援隊を派遣し、資機材を調達し、及び活用して被災協定市町等の災害対応を応援する活動（火災に対応する場合は、火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を含む。）をいう。
- (3) 普通応援（火災）隣接する協定市町等が、災害のうち、本協定に基づき覚書で定める区域で発生した火災を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前又は要請時に行う応援活動をいう。
- (4) 普通応援（災害）隣接する協定市町等が、協定市町等の境界周辺部において、前号の火災を除く災害を覚知した場合に、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。
- (5) 特別応援（要請） 協定市町等の区域内に大規模な災害が発生し、又は前 2 号に規定する応援以外の応援（はしご付消防ポンプ自動車の整備に伴う消防力の補完を含む。）を必要とする場合で、応援協定市町等が、被災協定市町等の長の要請時に行う応援活動をいう。
- (6) 特別応援（自動） 協定市町等の区域内に災害が発生したことを応援協定市町等が覚知した場合で、当該災害の規模等に照らし、緊急を要するとともに前号の要請を待ついとまがないと認められる場合に、応援協定市町等の長が、被災協定市町等の長の要請前に行う応援活動をいう。
- (7) その他応援（調査） 被災協定市町等の長の要請に基づいて行う、松山市が保有する火災調査用資機材（以下「調査用資機材」という。）を活用した応援活動（火災調査に限る。）をいう。

### （応援の要請）

第 3 条 普通応援（火災）及び特別応援（要請）の要請は、被災協定市町等の長が応援協定市町等の長に対し、電話その他の方法により次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、災害

による被害の状況を把握した時点で速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別及び概況
- (2) 災害発生場所
- (3) 応援を要請する応援活動の種類及び数
- (4) 集結（誘導員配置）場所
- (5) その他必要事項

2 その他応援（調査）の要請は、被災協定市町等の長が、火災調査において調査用資機材を用いた鑑定等が必要と認められる場合に、松山市長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとし、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 依頼物件
- (2) 依頼事項
- (3) 火災の概要
- (4) その他必要事項  
(応援活動の実施)

第4条 応援の要請を受けた応援協定市町等の長は、当該協定市町等の区域内の警備に支障のない範囲において、次の各号に掲げるところに従って応援活動を実施するものとする。

- (1) 普通応援（火災）及び普通応援（災害）については、原則として1隊（消防ポンプ車等1台）とする。ただし、火災その他の災害の規模により適宜応援活動を増強する。
- (2) 特別応援（要請）及び特別応援（自動）については、被災協定市町等の長からの要請内容、保有消防力等を検討の上、応援活動の規模を決定するものとする。
- (3) その他応援（調査）については、被災協定市町等の長からの要請内容、松山市消防局が保有する調査用資機材での対応を検討の上、応援活動の実施を決定するものとする。

2 応援活動を開始した応援協定市町等の長は、応援を受けた被災協定市町等の長に電話その他の方法により、次の各号に掲げる事項を報告するとともに、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応援隊の長
- (2) 応援活動の規模
- (3) 出発時刻及び到着予定時刻
- (4) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第5条 普通応援（火災）、普通応援（災害）、特別応援（要請）及び特別応援（自動）（以下これらを「災害応援」という。）における応援隊の指揮は、応援を受けた被災協定市町等の消防長が、応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の人員に対して行うことができるものとする。

(応援活動の報告等)

第6条 災害応援における応援隊の長は、現場到着、応援活動及び引揚げの状況を応援を受けた被災協定市町等の消防長に報告するものとする。

2 災害応援における応援活動を実施した応援協定市町等の長は、応援に従事した応援隊の最終

帰署後、派遣期間中の応援活動の内容を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。

- 3 その他応援（調査）における応援活動を実施した応援協定市町等の長は、調査・鑑定結果を応援を受けた被災協定市町等の長に報告するものとする。

（経費の負担）

第7条 応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりにする。

(1) 応援協定市町等が負担する経費

- ア 出動した人員の手当及び旅費
- イ 車両及び資機材の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- ウ 車両及び資機材の修理費
- エ 出動した人員の公務災害補償費
- オ 災害発生地への出動又は帰路途中において第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 被災協定市町等が負担する経費

- ア 現地における車両及び機械器具の燃料費
- イ 現地における宿泊費
- ウ 要請により調達又は立替えた資機材及び燃料費
- エ 出動した人員が応援活動の遂行中に第三者に損害を与えた場合の賠償費（出動した人員の重大な過失等に基づく損害賠償費は除く。）

- (3) 前2号以外の経費及び重要事案が生じた場合には、関係する協定市町等の間において、その都度協議の上、負担区分を決定するものとする。

（情報の交換）

第8条 協定市町等は、毎年4月1日現在の消防力に関する情報を交換するものとする。

（訓練・研修等）

第9条 協定市町等は、協定区域における災害への対応能力の向上を図るため、定期的に合同訓練・研修等を実施するよう努めるものとする。

（協議）

第10条 この協定の実施のために必要な事項及びこの協定の改廃については、協定市町等の長が協議して定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度関係する協定市町等の長が協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町等の長が記名押印の上、各1通を保管する。
- 3 中予地区広域消防相互応援協定書（平成2年8月1日締結）は、平成31年3月31日をもって廃止する。

附 則

この協定は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月27日

締結者名 略

## 11-16 愛媛県消防広域相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛媛県内の消防広域相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内の市町及び消防一部事務組合（以下「市町等」という。）における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域及び対象）

**第2条** この協定の実施区域は、愛媛県全域とする。

（災害の種別及び規模）

**第3条** この協定の対象とする災害は、被災地の市町等の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模で、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする特殊な災害事故等

（応援要請）

**第4条** 前条各号に掲げる災害が発生した場合、被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）は、他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に応援消防隊、救助隊、救急隊、化学隊その他必要な部隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請を受けた応援側の長は、その管轄する地域の消防業務に支障のない範囲内において、要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

3 応援側の市町等の長が、近隣市町等の境界付近に発生した火災、救急救助事故等（以下「近隣火災等」という。）を覚知し、応援隊を派遣した場合は、これを第1項の規定による要請に基づく応援とみなす。

4 前項に規定する場合において、応援側の市町等の長が派遣する応援隊の数は、原則1隊（消防ポンプ自動車等1台及び必要な資機材）とする。ただし、近隣火災等の規模により適宜応援隊を増強することができるものとする。

（応援要請方法等）

**第5条** 応援要請方法等は、愛媛県消防広域相互応援計画に基づくものとする。

（応援の体制）

**第6条** 応援の体制は、次に掲げるものとする。

- (1) 第1次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね30分以内に被災地に到着できるもの
- (2) 第2次広域応援体制 第3条各号に掲げる災害が発生した場合に、応援隊がおおむね60分

以内に被災地に到着できるもの

- (3) その他の広域応援体制 その他前2号に掲げるもののほか、被害の状況に応じ、その都度要請に基づき派遣するもの

(応援隊の派遣)

**第7条** 応援側の長は、受援側の長から第1次広域応援、第2次広域応援等の要請を受けたときは、第13条に定める消防力に基づき直ちに必要な応援隊を派遣しなければならない。この場合において、応援側の長は、次に掲げる事項を明確にして受援側の長に通報するものとする。

- (1) 応援隊の長（職・氏名）
- (2) 応援隊の出発日時及び到着（予定）日時
- (3) 応援隊の出動場所
- (4) 応援隊の人員、車両及び資機材の種別及び数量
- (5) その他必要な事項

2 応援隊を派遣した応援側の長は、事後、速やかに前項各号に掲げる事項を明記した文書を受援側の長に提出しなければならない。

(応援隊の指揮)

**第8条** 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

(報告)

**第9条** 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

(経費の負担)

**第10条** 応援隊の応援に要する経費の負担は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した人件費（応援隊員の手当、旅費、日当、宿泊費等）、車両及び資機材の燃料、機械器具の破損修理費、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立替えたもののほか、応援活動中の食料、燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。
- (2) 応援隊員の公務災害補償費、事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。
- (3) 応援隊員が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
- (4) 応援隊員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。
- (5) 前各号に定めるもののほか、応援に要する経費については、その都度当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報等の交換)

**第11条** 市町等は、この協定の効率的な運用を図るため、毎年4月1日現在の消防力に関する必

要な情報等を別に定める様式に取りまとめ、同月20日までに他の市町等と相互に交換するものとする。

(改廃)

**第12条** この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上行うものとする。

(運用)

**第13条** この協定に定めるもののほか、応援隊の消防力等必要な事項については、愛媛県消防長会において協議の上決定する。

#### 付 則

- 1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで締結した愛媛県消防広域相互応援協定書は令和2年3月31日をもって廃止する。
- 3 この協定の締結を証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町等の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年3月31日

締結者名 略

## 11-17 愛媛県消防団広域相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、愛媛県内消防団の広域相互応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、愛媛県内消防団の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定等の運用）

第2条 被災地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）及び他の市町等の長（以下「応援側の長」という。）は、次の各号の段階ごとに災害の規模、態様、危険性等を勘案し、この協定のほか、別に市町間で定める応援協定等の効果的な運用を図るものとする。

(1) 第1段階 近隣市町の応援

- ア 別に市町間で定める協定等
- イ 第4条第2項に定める応援隊の派遣

(2) 第2段階 東予・中予・南予各ブロック内の応援

- ア 別に各ブロック内で定める協定等
- イ 第4条に定める応援隊の派遣

(3) 第3段階 東予・中予・南予各ブロック間の応援

- ア 第4条に定める応援隊の派遣

（応援・受援の要件及び対象等）

第3条 消防団の応援・受援は、次の各号に掲げる要件を全て満たした場合に行うものとする。

- (1) 受援側の長において、管内消防力及び常備消防等の応援をもってもなお消防力の不足が見込まれるとき。
- (2) 応援側の長において、要請内容が公務として認められること。
- (3) 応援側消防団において、対応可能であり、かつ、日帰りを基本とする活動であること。

2 応援対象とする災害は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故
- (4) その他応援を要する特殊な災害事故等

（応援要請）

第4条 受援側の長は、応援側の長に次の各号に基づき、人員・車両・装備等の応援消防団（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

- (1) 応援隊は、応援隊の車両に搭乗可能な人数で編成し、そのうち1人は応援隊の指揮が可能な者とする。
- (2) 応援隊の車両は、消防ポンプ自動車若しくは小型動力ポンプ付積載車又はその他市町等の管理の下で運用する車両とする。

(3) 携行する装備・資機材は、操作に必要な資格等を有する応援隊の消防団員（以下「応援消防団員」という。）が、安全かつ有効に操作できるものとする。

2 応援側の長が、近隣市町の境界付近に発生した火災等を覚知し応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援（以下「みなし緊急応援」という。）とみなす。

（応援要請方法）

第5条 受援側の長が、この協定による応援を受ける必要があると判断したときは、みなし緊急応援の場合を除き、別記様式1により愛媛県知事（以下「知事」という。）に連絡し、知事は応援側の長に対し別記様式1-1により応援を要請するものとする。

（応援の通知）

第6条 応援側の長は、みなし緊急応援の場合を除き、被害の状況に応じて、その都度この協定に基づく応援隊派遣の可否を判断し、派遣する場合には別記様式2により知事及び受援側の長に通知するものとする。

（応援隊の派遣）

第7条 応援側の長は、消防団長、消防長等と協議し、管轄する地域の消防の任務を果たすために必要な体制の確保に留意した上で、応援隊を派遣するものとする。

2 愛媛県消防広域相互応援協定に基づく愛媛県消防広域相互応援計画（以下「県応援計画」という。）に定める愛媛県消防広域応援調整本部は、被災の規模及び応援活動の状況に応じ、受援側の長、応援側の長、県応援計画に定めるブロック幹事等と連携し、計画的な応援の実施に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、被災地の現場最高指揮者が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、被災地の現場最高指揮者は、直接応援隊を指揮することができるものとする。

（報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を、被災地の現場最高指揮者又は現場指揮本部に報告するものとする。

（経費の負担）

第10条 応援隊の応援に要する費用の負担は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 応援に要した人件費（報酬・手当・旅費・日当・宿泊費等）、車両・資機材の燃料、機械器具の破損修理、被服の補修等の経費は、応援側の長の負担とする。ただし、資機材等（消火薬剤を含む。）で、受援側の要請により調達又は立て替えたもののほか、応援活動中の燃料補給等の経費は、受援側の長の負担とする。

(2) 応援消防団員の公務災害補償費、賞じゅつ金及び事故等により生じた経費は、応援側の長の負担とする。ただし、被災地において行った救急治療費は、受援側の長の負担とする。

(3) 応援消防団員が、応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、受援側の長が、その賠償の責に任ずる。ただし、被災地への出動又は帰路途上において発生したのものについてはこの限りではない。

(4) 応援消防団員の重大な過失により発生した事故に要する損害は、応援側の長の負担とする。

(5) 前各号以外の経費については、その都度、当事者間において協議の上、負担区分を決定するものとする。

(情報交換及び訓練)

第11条 愛媛県、市町及び消防一部事務組合は、この協定の実施に必要な情報交換及び訓練に関し、相互に協力するものとする。

(改廃)

第12条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、協定者が協議の上、行うものとする。

(雑則)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、当事者間の協議により決定する。

(付則)

1 この協定は、令和2年4月1日から施行する。

2 この協定を締結したことを証するため、本書25通を作成し、愛媛県知事、市町長及び消防一部事務組合長が記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年3月31日

締結者名 略

(別記様式1)

第 号  
年 月 日

## 応援出動要請書

愛媛県知事 殿

受援側の長

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故等
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類 及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他、地域の実情に応じて必要とされる業務  ( )
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

(別記様式1-1)

第 号  
年 月 日

## 応援出動要請書

受援側の長

殿

愛媛県知事

愛媛県消防団広域相互応援協定第5条に定める応援を要請します。

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害発生場所	
災害の種類	<input type="checkbox"/> 大規模な地震、風水害等の自然災害 <input type="checkbox"/> 林野火災、高層建築物火災、危険物施設火災等の大規模な火災 <input type="checkbox"/> 航空機災害、列車事故等の集団救急救助事故 <input type="checkbox"/> その他応援を要する特殊な災害事故等
＜要請したい内容＞	
所要人数	
機械器具等の種類 及び数量	
到着希望日時	年 月 日 時 分
集結場所	
＜その他＞	
主として応援を求めたい活動	<input type="checkbox"/> 火災の鎮圧に関する業務 <input type="checkbox"/> 火災の予防及び警戒に関する業務 <input type="checkbox"/> 救助に関する業務 <input type="checkbox"/> 災害時における住民の避難誘導等に関する業務 <input type="checkbox"/> 地域住民等に対する指導・協力・支援 <input type="checkbox"/> その他、地域の実情に応じて必要とされる業務  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin: 0 auto;"></div>
担当部署（氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話
その他 （対応状況等）	

(別記様式2)

第 号  
年 月 日

## 応援出動（自主・要請）通知書

愛媛県知事 殿  
受援側の長

殿

応援側の長

愛媛県知事の要請を受け、愛媛県消防団広域相互応援協定第6条に定める応援出動を通知します。

＜災害等の覚知＞	
方法	1 要 請                      2 その他（                      ）
日時	年    月    日    時    分
覚知場所等	
＜出動した応援隊＞	
人員	指揮者（                      ）以下    人
機械器具等の種類及び数量	
出発日時	年    月    日    時    分
現地到着日時	年    月    日    時    分
現地引揚日時	年    月    日    時    分
帰着日時	年    月    日    時    分
その他 必要事項	※使用無線機の種類（チャンネル）：  ※指揮者の携帯電話番号（任意）：
担当部署 （氏名）	
連絡方法	固定電話 携帯電話

## 11-18 災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の救護班の要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 事項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

**第5条** 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

**第8条** 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判断
- (2) 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- (3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産活動
- (6) 死体の検案
- (7) 医療救護活動の記録及び市町村災害対策本部への収容状況等の報告

(薬剤等の供給)

**第9条** 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第11条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用了もの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護活動に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にか

かり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従いその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成8年2月1日から同年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 市町村と郡市医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結している場合は、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書72通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年2月1日

締結者名 略

## 11-19 災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛看護協会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要が生じた場合は、丙に対し医療救護のための看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者の派遣の方法)

**第5条** 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

**第8条** 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急看護及び看護
- (2) 傷病者の救護所、救護病院等への収容
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

**第9条** 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第11条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

締結者名 略

## 11-20 災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県歯科医師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ救護班を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の救護班派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 救護班の編成計画
- (2) 救護班の医療救護活動計画
- (3) 郡市歯科医師会その他関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（救護班の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき救護班の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 救護班の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する班数
- (5) 救護班の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで救護班の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班の派遣の方法)

**第5条** 第2条の規定に基づく救護班の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない救護班の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで救護班を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(救護班に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、救護班に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(救護班の業務)

**第8条** 救護班は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への移送の要否及び移送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

**第9条** 救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該救護班が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(救護班の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

**第11条** 救護所における医療費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が救護班を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 救護班が携行した薬剤及び治療材料で使用したもの並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した救護班（第6条の規定による報告に係るものを含む。）の班員として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 乙と丙又は郡市歯科医師会との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

締結者名 略

## 11-21 災害時の医療救護に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と市町村（以下「乙」という。）と社団法人愛媛県薬剤師会（以下「丙」という。）とは、災害時において被災者の救助として行う医療及び助産（以下「医療救護」という。）の実施について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による愛媛県地域防災計画及び同法第42条第1項の規定による市町村地域防災計画に基づき、甲又は乙が行う医療救護に対する丙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（医療従事者の派遣）

**第2条** 甲又は乙は、医療救護を実施する必要がある場合は、丙に対し医療救護のための薬剤師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請するものとし、丙は、甲又は乙の要請に応じ医療従事者を派遣するものとする。

（医療救護計画）

**第3条** 丙は、甲又は乙の医療従事者派遣要請に対し、迅速かつ的確に対応するため、医療救護の計画（以下「医療救護計画」という。）を策定し、これを、甲が指定する期日までに、甲に提出するものとする。

2 医療救護計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 医療従事者の編成計画
- (2) 医療従事者の医療救護活動計画
- (3) 関係機関との連絡体制
- (4) 医療救護訓練の計画
- (5) その他必要な事項

3 甲は、第1項の規定により提出された医療救護計画を乙に送付するものとする。

（医療従事者の派遣要請の手続）

**第4条** 甲又は乙は、第2条の規定に基づき医療従事者の派遣を丙に要請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を、乙にあっては甲を経由して、丙に提出しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法により行うことができる。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 医療従事者の派遣先の場所
- (4) 派遣を要する医療従事者数
- (5) 医療従事者の派遣期間
- (6) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、緊急やむを得ない事情により、甲を経由しないで医療従事者の派遣を要請したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者の派遣の方法)

**第5条** 第2条の規定に基づく医療従事者の派遣は、医療救護計画に基づいて行うものとする。

(要請によらない医療従事者の派遣)

**第6条** 丙は、緊急やむを得ない事情により、甲又は乙の要請によらないで医療従事者を派遣したときは、速やかに、その旨を甲に報告するものとする。

(医療従事者に対する指揮)

**第7条** 医療救護活動の総合調整を図るため、医療従事者に対する指揮は、甲がその派遣を要請した場合にあっては甲が指定する者が、乙がその派遣を要請した場合にあっては乙が指定する者が行うものとする。

(医療従事者の業務)

**第8条** 医療従事者は、原則として、甲又は乙が避難所、災害現場等に設置する救護所（以下「救護所」という。）において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 救護所における医薬品等の管理
- (3) その他状況に応じた必要な措置

(薬剤等の供給)

**第9条** 医療従事者が使用する薬剤、治療材料及び医療器具は、当該医療従事者が携行するもののほか、甲又は乙が供給するものとする。

(医療従事者の輸送)

**第10条** 甲及び乙は、医療救護が円滑に実施できるよう、医療従事者の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

(調剤費)

**第11条** 救護所における調剤費は、無料とする。

(費用の弁償)

**第12条** 法令に定めがあるもののほか、甲又は乙の要請に基づき丙が医療従事者を派遣した場合（第6条の規定による報告があった場合を含む。）における次の費用は、別に定める基準に従い、甲又は乙が負担するものとする。

- (1) 医療従事者が携行した薬剤及び治療材料で使用したものと並びに医療器具の破損等に係る費用
- (2) 医療従事者の編成及び派遣に要する費用
- (3) 前2号に掲げる費用以外の費用で、この協定の実施のために要するもの

(医療救護に従事した者に対する損害補償)

**第13条** 甲又は乙の要請に基づき丙が派遣した医療従事者（第6条の規定による報告に係るものを含む。）として医療救護に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、甲又は乙は、別に定める基準に従い、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

(細則)

**第14条** この協定に別に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(協議)

**第15条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

**第16条** この協定の有効期間は、平成15年4月9日から平成16年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも何らの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後もまた同様とする。

(雑則)

**第17条** 乙と丙との間において、別に医療救護に関する協定を締結した場合、当該協定は、この協定に優先するものとする。

この協定の締結を証するため、本書71通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成15年4月9日

締結者名 略

## 11-22 アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と東温市災害ボランティア・アマチュア無線の会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、市内及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集及び伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（ボランティア活動）

**第3条** この協定に基づき行う会員の活動は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第1項第4号に規定する非常通信の範囲内で行うアマチュア無線通信で、自己の郷土愛に基づくボランティア活動とする。

（要請）

**第4条** 甲は、災害発生時において、防災行政無線、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、災害情報の収集及び伝達上必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集・伝達について協力を要請することができる。

（業務の内容）

**第5条** 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 住民の避難状況
- (5) ライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) その他必要と認められる事項

（名簿の提出）

**第6条** 甲は、必要に応じ、乙に会員名簿の提出を求めることができる。

（名簿の利用）

**第7条** 甲は、前条により取得した会員名簿の利用にあたっては、東温市個人情報保護条例（平成17年条例第10号）の規定に基づくものとする。

（便宜供与）

**第8条** 甲は、乙がこの協定に基づく活動を行うためアマチュア無線局を開局する場合には、施設の提供その他必要な便宜を図るものとする。

(訓練への参加)

**第9条** 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項、または規定している事項に疑義が生じた場合には、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定は平成18年4月12日からこの効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年4月12日

締結者名 略

## 11-23 災害時における水道施設の応急対策に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と東温市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模な地震災害等（以下「災害」という。）が発生した場合の、応急対策に係る業務（以下「応急対策」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲の管理する水道施設における、災害時の応急対策の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定め、もって災害の拡大防止と災害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（協力要請手続等）

**第2条** 甲は、災害発生時に、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 甲は、乙に協力を要請する場合は、次の事項を明らかにして、文章をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文章を交付するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及びその状況
- (2) 応急対策の内容
- (3) 必要な資機材及び人員
- (4) その他必要と認められる事項

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、特別な理由がない限り協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員及び所属員は、甲の指示により応急対策に従事するものとする。

（報告）

**第3条** 乙は、応急対策を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、業務内容等を記載した報告書を、甲へ提出するものとする。

（費用負担）

**第4条** 第2条の要請に基づき、乙が実施した応急対策に要した費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。

（補償）

**第5条** 第2条の規定により、応急対策に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）を適用し補償する。

（有効期間）

**第6条** この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

**第7条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年4月12日

締結者名 略

## 11-24 災害時における応急対策業務に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と東温市建設業者組合（以下「乙」という。）は、地震・風水害等（以下「災害」という。）が発生した場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定め、もって災害の拡大防止と災害施設の早期復旧に期することを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害発生時に、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別な理由がない限り協力するものとする。

（応急対策業務）

**第3条** 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告。
- (2) 障害物の除去及び応急復旧。
- (3) その他甲が必要とする業務。

（応急対策業務施工者）

**第4条** 乙は、応急対策業務を実施する必要がある区域又は区間について、あらかじめ応急対策業務施工者（以下「応急業務施工者」という。）を選定しておくものとする。

（応急対策業務の指示）

**第5条** 応急業務施工者は、応急対策業務の施工箇所を所管する甲の指示を受けて業務を行うものとする。ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

（応急対策業務の報告）

**第6条** 応急業務施工者が応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに業務内容等を記載した報告書を甲へ提出するものとする。

（費用負担）

**第7条** 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

（補償）

**第8条** 第2条の規定により、応急対策業務に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、愛媛県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第14号）を適用し補償する。

(有効期間)

**第9条** この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年4月12日

締結者名 略

## 11-25 災害時における物資の供給協力に関する協定書（生活協同組合コープえひめ）

東温市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープえひめ（以下「乙」という。）は、東温市において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時に相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

**第3条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

**第4条** 甲が乙に供給を要請する物資は、食料品及び日用品等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

**第5条** 第2条の要請は、供給協力要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文章を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

**第6条** 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

**第7条** 乙が供給した商品及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

**第8条** 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

（報告）

**第9条** 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

（その他必要な支援）

**第10条** この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙

協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

**第11条** この協定の施行に当っては、関係法令を遵守するものとする。

(協議)

**第12条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

**第13条** この協定は、平成18年4月12日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月12日

締結者名 略



## 11—26 災害時における救援物資提供に関する協定書

東温市長 高須賀 功（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社専務取締役 大内 喬東温市長 高須賀 功（以下「甲」という。）は、本市での災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 市内に震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の供給について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を調えるなど万全を期するものとする。この場合において、道路の不通及び停電等により、供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（要請手続き等）

第4条 甲は、この協定による要請を行なうときは、救援物資提供要請書（別紙様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り、同一内容をもって更に1年間継続する。また、次年度以降についてもこれに同じ。

2 前項の解消の申出は、1ヶ月前までに相手方に書面で申し出るものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年9月5日

締結者名 略

別紙様式

## 救 援 物 資 提 供 要 請 書

第 号  
年 月 日

(法人名)

(代表者名)

殿

東温市長

災害時における救援物資提供要請について

「災害時における救援物資提供に関する協定」第4条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

設置場所	要請日／開始希望日	開始予定日	備 考
東温市役所	年 月 日	午 前 ・ 午 後 時 から	
	年 月 日		
	年 月 日	午 前 ・ 午 後 時 から	
	年 月 日		
	年 月 日	午 前 ・ 午 後 時 から	
	年 月 日		
	年 月 日	午 前 ・ 午 後 時 から	
	年 月 日		
	年 月 日	午 前 ・ 午 後 時 から	
	年 月 日		

(災害対策本部設置日時 年 月 日 時 分)

## 覚書

東温市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、平成18年9月5日付で締結した災害時における救援物資提供に関する協定書（以下「原案」という。）の一部について、次のとおり、覚書を締結する。

### 記

1. 協定書原案第3条に記載されている、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）を、地域貢献型自動販売機（災害対応機）に変更する。
2. その他の事項については、原案のとおりとする。

この覚書の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年 8月 1日

締結者名 略

## 11-27 農業集落排水施設に関する災害対策応援に関する協定

(趣旨)

第1条 本協定は、協定参加者である地方自治体の農業集落排水施設が自然災害により被害を受けた場合に、他の協定参加者が人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行い、災害対策の応援を行うことを取り決めたものである。

(協定者)

第2条 本協定の参加者は、社団法人地域資源循環技術センター(以下「センター」という。)の会員である、都道府県、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会、全国土地改良事業団体連合会及びセンターのうち、この協定の趣旨に資同した者とする。

(重要事項の変更)

第3条 本協定に関する次に掲げる事項については、協定参加者の2分の1以上の同意を要するものとする。

- (1) 本協定の変更
- (2) 次条に定める運営会議の会議員の選任
- (3) その他重要な事項

(運営会議)

第4条 本協定に基づく業務を行うため、15名以上25名以内の会議員で構成する運営会議を設け、毎年度一回以上開催する。

- 2 会議員は協定参加者及び有識者とし、任期は2年で、再任は妨げないものとする。
- 3 会議員の互選により会議長を定める
- 4 運営会議は、次の事項を議決する。

- (1) 協定への新規参加
- (2) 業務の執行に関すること
- (3) その他運営会議で必要と認める事項

(ブロック会議)

第5条 必要に応じ、各ブロック(農林水産省の各地方農政局管内ごとをいい、北海道は東北農政局ブロックに、沖縄県は九州農政局ブロックに含める。)に当該ブロック内の情報連絡及び運営会議との情報交換等を行うため幹事を置くものとし、原則としてブロック内の代表県(以下「幹事県」という。)を当てるものとする。

(事務局)

第6条 運営会議の事務及び災害対策の応援に係る事務を処理するため、事務局をセンターに置く。

- 2 事務局は、毎年度、次に掲げる資料を作成する。
  - (1) 派遣可能者リスト
  - (2) 調達可能資機材リスト
- 3 次条に掲げる災害対策の応援の要請があったときには、応援に係る所要の業務を行うほか、第

8 条に定める中央応援本部が設置された場合にあつては、その事務を行うものとする。

(応援の要請)

第7条 被災市町村又は被災市町村が所在する都道府県が、本協定による災害対策の応援を受けたいときには、事務局に要請するものとする。この場合に、被災市町村は原則として都道府県を經由して要請するものとする。

(中央応援本部の設置)

第8条 前条の要請を受けた事務局は、運営会議の会議長にその旨の報告を行い、会議長が広域的な応援体制が必要と認めた場合には、中央応援本部を設置する。

2 中央応援本部の構成員はセンター理事長のほか、東京及びその近隣の運営会議の会議員とし、あらかじめ会議長が指名しておくものとする。

3 中央応援本部はセンター理事長を本部長として運営するものとするが、農林水産省農村振興局整備部地域整備課及びその他必要と認める者の指導助言を求めることができる。

(中央応援本部の業務)

第9条 中央応援本部は、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、被災市町村の属するブロックの幹事県と密接な連絡調整を行い、以下に掲げる業務を行う。

- (1) 情報収集、整理、広報等
- (2) 先遣隊の派遣
- (3) 応急対策、災害調査、本格復旧、設計、査定等の応援計画の策定
- (4) 応援部隊の編成、資機材の調達
- (5) その他の応援

(応援の求め)

第10条 中央応援本部が、被災市町村、被災市町村が所在する都道府県、本協定の参加者等の意向を確認し調整した上、前条の業務を具体化し、職員の派遣又は所有若しくは管理する資機材の提供を求めることとなった場合においては、求められた本協定の参加者は、極力、これに協力するものとする。

(センター賛助員の協力)

第11条 中央応援本部が、第7条に掲げる要請に応じる場合において、必要があるときには、センター理事長は、センターの賛助員の協力を得られるようにするものとする。

(費用負担)

第12条 応援者が要した費用は、応援者と被応援者と間で災害の応援に係る費用負担について別途に協定を交わしている場合には、それによるものとし、その他の場合にあつては両者で協議するものとする。

附 則

- 1 この協定は平成18年11月14日より施行する。
- 2 本協定の施行当初の運営会議の会議員の任期は、平成20年5月までとする。

## 11-28 災害時における応急物資（LPガス等資機材）の供給に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部（以下「乙」という。）は、東温市において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）甲が行う応急対策（LPガス等の供給及び搬送）に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能なLPガス等資機材の供給を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、資機材発注書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

**第3条** 乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。ただし、数量の上限については、乙が定めるものとする。

(1) 避難所に対し、必要なLPガスボンベの供給。

(2) 避難所に対し、乙が所有する炊き出し用資機材の貸出。

(3) その他、甲が必要とする業務で、乙が可能な支援協力。

（応急対策業務の報告）

**第4条** 前条の要請に基づき、乙は、応急対策を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに業務内容を記載した措置状況報告書（様式2）により、甲に提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

**第5条** LPガス等資機材の引渡し場所及び運搬については、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの運搬は原則として、乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。その場合において甲は、当該場所に職員を派遣し、LPガス等資機材を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用負担）

**第6条** 乙が供給したLPガスの対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙が所有する炊き出し用資機材の貸出しは無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するもの

とする。

(費用の支払い)

**第7条** 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

**第8条** 乙は、この協定に係る災害時の連絡先又は担当者について本協定を締結後、担当者連絡先報告書(様式3)により速やかに甲に報告するとともに、変更が生じた場合についても同様とする。

(法令の遵守)

**第9条** この協定の施行に当っては、関係法令を遵守するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年2月12日

締結者名 略

## 様式 1

## 資 機 材 発 注 書

東 温 総 危 第 号  
年 月 日

社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部  
支部長 様

東温市長

## 災害時における資機材要請について

災害時における応急物資（LPガス等資機材）の供給に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

## 記

## 1 要請場所

## 2 要請する応急資機材（資機材名にレ点を付け、詳細を記載する）

資機材要請期間	資機材名・要請数量等	引渡し希望場所
年 月 日から	<input type="checkbox"/> LPガスボンベ（ ）	
	<input type="checkbox"/> ガスコンロ調整器（ ）	
	<input type="checkbox"/> ゴム管（ ）	
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 炊き出し用資機材（ ）	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

## 3 その他必要事項

（注）LPガス等資機材要請数量は、避難所あたりの数量とする。

## 様式2

## 措置状況報告書

年 月 日

東温市長 様

社団法人愛媛県エルピーガス協会松山支部  
支部長

年 月 日付け東温総危第 号により要請のあった件につき、災害時における応急物資（LPガス等資機材）の供給に関する協定第4条の規定に基づき、当社の措置の状況を下記のとおり報告します。

## 記

- 1 担当業者・氏名
- 2 措置対応場所
- 3 応急物資使用資機材状況（資機材名にレ点を付け、詳細を記載する）

資機材使用期間	資機材名・使用数量
年 月 日から	<input type="checkbox"/> LPガスボンベ（ ）
	<input type="checkbox"/> ガスコンロ調整器（ ）
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> ゴム管（ ）
	<input type="checkbox"/> 炊き出し用資機材（ ）
	<input type="checkbox"/> その他（ ）

- 4 資機材の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

- ① 東温市の引渡し希望場所まで当社が搬入した。
- ② 当社が指定する場所で東温市に引き渡した。
- ③ その他

運搬方法（陸路・空路）

- 5 その他必要事項

## 様式3

## 担当者連絡先報告書

年 月 日

東温市長 様

災害時における応急物資（LPガス等資機材）の供給に関する協定第8条の規定に基づき、災害時の連絡先及び担当者名を下記のとおり報告します。

## 記

地区代表業者	担当業者	担当者	緊急連絡先・FAX等
			TEL FAX 携帯等

(注) 電話・FAX・携帯等については、緊急時に連絡使用するものです。

## 11-29 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と えひめ中央農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

- (1) 避難所への食料品、日用品等の供給に関すること。
- (2) ガソリン、灯油等の供給に関すること。
- (3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請に基づく措置）

第4条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が供給した物資等の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

（費用の支払い）

第6条 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都

度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成21年9月5日

締結者名 略

## 11-30 愛媛県立中央病院ドクターカーに関わる相互応援協定書

愛媛県公営企業管理者（以下「管理者」という。）と東温市長（以下「東温市」という。）との間において、愛媛県立中央病院（以下「中央病院」という。）が運用する道路交通法施行令（昭和35年政令第270条）第13条第1項第1号の5の規定の基づく緊急自動車（以下「ドクターカー」という。）に関し必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定書は、救命救急を要する事態が発生した場合において、中央病院が所有するドクターカーの運用について、管理者と東温市（以下「協定者」という。）との相互応援を円滑迅速に実施し、多くの傷病者を究明することを目的とする。

### （協定区域）

第2条 この協定は、原則として東温市消防本部（以下「消防本部」という。）管内の区域において適用する。ただし、ドクターカーの運用上必要な場合はこの限りではない。

### （ドクターカー出動の要請）

第3条 消防本部は、災害、事故、重篤疾患等その他事態の種類に関わらず、必要と判断した場合は、ドクターカー出動を要請することができる。

2 ドクターカー出動要請の決定については、消防本部の判断によるものとする。

### （要請の方法）

第4条 出動の要請は、原則として中央病院ホットラインにより行うものとする。

### （現場の指揮）

第5条 災害、事故等の現場における指揮は、消防本部の現場指揮本部の長が行い、ドクターカーを利用した医療行為は、その指揮下に置かれる。

2 現場指揮本部の長は、ドクターカーを利用して医療行為を行う医師及び看護師等（以下「医師等」という。）の安全を確保したうえで、現場の医療行為については速やかに医師等に全権を委ねるものとする。

### （医療行為）

第6条 医師等による医療行為は、原則として現場及び患者の搬送途上において行うものとする。

### （経費の負担）

第7条 ドクターカー出動に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

#### （1）病院側が負担する経費

- ア 医師等の給与、旅費等の人件費
- イ ドクターカー車両の運行委託費及び燃料費
- ウ ドクターカー車両及び装備・積載機械器具の維持管理費
- エ ドクターカー車両の自動車保険

#### （2）消防本部が負担する経費

消防本部職員の給与、旅費等の人件費

2 経費の負担について、疑義ある場合は、協定者において協議のうえ決定するものとする。

(公務災害補償)

第8条 ドクターカー出動に際し、活動中の事故における公務災害補償については、医師等については病院側において補償し、消防本部職員については東温市において補償するものとする。

(他協定との関係)

第9条 この協定は、東温市が別に締結した消防組織法に基づく協定を妨げるものではない。

(実施細部)

第10条 この協定の実施細部については、別に規定する「愛媛県立中央病院ドクターカー運行要領」(以下「運行要領」という。)によるものとする。なお、運行要領は運用に際し疑義が生じた場合には、変更することができるものとする。

(改廃)

第11条 この協定の改廃は、協定者の協議により行うものとする。

(疑義等の決定)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた事項については、協定者の協議の上決定するものとする。

#### 附 則

この協定は、平成22年3月24日から施行する。

平成22年3月8日

締結者名 略

## 11-31 災害時における応急物資（医療用ガス等資機材）の供給に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と大和酸素工業株式会社（以下「乙」という。）は、東温市において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、調達可能な医療用ガス等資機材の供給を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、資機材発注書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

**第3条** 乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が供給可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 避難所及び災害現場、並びに甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）に対し、必要な医療用ガス等の供給。

(2) 救護所等に対し、乙が所有する医療用資機材の貸出。

(3) その他、甲が必要とする業務で、乙が可能な支援協力。

（応急対策業務の報告）

**第4条** 前条の要請に基づき、乙は、応急対策を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに業務内容を記載した措置状況報告書（様式2）により、甲に提出するものとする。

（運搬及び引渡し）

**第5条** 医療用ガス等資機材の引渡し場所及び運搬については、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。その場合において甲は、当該場所に職員を派遣し、医療用ガス等資機材を確認のうえ、引き取るものとする。

（費用負担）

**第6条** 乙が供給した医療用ガス等の対価については、甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上、決定するものとする。ただし、乙が所有する医療用資機材の貸出しは無償とする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の配送業務とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担するものとする。

とする。

(費用の支払い)

**第7条** 甲は、乙からの請求に基づき、前条の規定により定められた費用を速やかに支払うものとする。

(担当者等の報告)

**第8条** 乙は、この協定に係る災害時の連絡先又は担当者について本協定を締結後、担当者連絡先報告書(様式3)により速やかに甲に報告するとともに、変更が生じた場合についても同様とする。

(法令の遵守)

**第9条** この協定の施行に当っては、関係法令を遵守するものとする。

(協議)

**第10条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月18日

締結者名 略

## 様式 1

## 資 機 材 発 注 書

東 温 総 危 第 号  
年 月 日大和酸素工業株式会社  
代表取締役

様

東温市長

㊟

## 災害時における資機材要請について

災害時における応急物資（医療用ガス等資機材）の供給に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第4条に定める措置状況報告書により報告願います。

## 記

## 1 要請場所

## 2 要請する応急資機材（資機材名にレ点を付け、詳細を記載する）

資機材要請期間	資機材名・要請数量等	引渡し希望場所
	医療用ガス <input type="checkbox"/> 酸素ガス <input type="checkbox"/> 窒素ガス <input type="checkbox"/> 二酸化炭素ガス <input type="checkbox"/> 亜酸化窒素ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	産業用ガス <input type="checkbox"/> 酸素 <input type="checkbox"/> アセチレン <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	ドライアイス	
	その他供給機器	

（注）医療用ガス等資機材要請数量は、別紙のとおりとする。

## 3 その他必要事項

様式2

## 措置状況報告書

年 月 日

東温市長 様

大和酸素工業株式会社

代表取締役

⑩

年 月 日付け東温総危第 号により要請のあった件につき、災害時における  
 応急物資（医療用ガス等資機材）の供給に関する協定第4条の規定に基づき、当社の措置の状況を  
 下記のとおり報告します。

## 記

- 1 担当者・氏名
- 2 措置対応場所
- 3 応急物資使用資機材状況（資機材名にレ点を付け、詳細を記載する）

資機材使用期間	資機材名・使用数量
	医療用ガス <input type="checkbox"/> 酸素ガス <input type="checkbox"/> 窒素ガス <input type="checkbox"/> 二酸化炭素ガス <input type="checkbox"/> 亜酸化窒素ガス <input type="checkbox"/> その他（ ）
	産業用ガス <input type="checkbox"/> 酸素 <input type="checkbox"/> アセチレン <input type="checkbox"/> その他（ ）
	ドライアイス
	その他供給機器

（注）医療用ガス等資機材使用数量は、別紙のとおりとする。

- 4 資機材の引渡し場所及び方法（いずれかに○をつける）

## （1）引渡し場所

- ア 東温市の引渡し希望場所まで当社が搬入した。
- イ 当社が指定する場所で東温市に引き渡した。
- ウ その他

## （2）運搬方法

- ア 陸路
- イ 空路

- 5 その他必要事項

## 様式 3

## 担 当 者 連 絡 先 報 告 書

年 月 日

東温市長 様

大和酸素工業株式会社  
代表取締役

災害時における応急物資（医療用ガス等資機材）の供給に関する協定第8条の規定に基づき、災害時の担当者名及び連絡先を下記のとおり報告します。

## 記

担当部署名	担当業務名	担当者氏名	緊急連絡先・FAX等
			TEL FAX 携帯等

(注) 電話・FAX・携帯等については、緊急時に連絡使用するものです。

## 11-32 災害時におけるボランティア活動等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 東温市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における東温市災害救援ボランティア支援本部（以下「東温市支援本部」という。）及びボランティアに関する事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、東温市地域防災計画に基づき甲が設置する東温市支援本部並びに東温市支援本部の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

（東温市支援本部）

**第2条** 甲は、東温市災害対策本部の設置の必要を認めたときは、乙と連携し災害時の効率的なボランティア活動を推進するため東温市支援本部を設置し、乙は設置された東温市支援本部を運営する。

（東温市支援本部の業務）

**第3条** 東温市支援本部が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティア活動に関する情報収集
- (2) ボランティア・被災住民等に対する情報提供窓口の開設
- (3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制に整備
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) ボランティアの斡旋要請
- (6) その他、東温市支援本部の運営及びボランティア活動に関する事項

（東温市支援本部の設置場所）

**第4条** 東温市支援本部は乙の事務所に設置するものとする。ただし、設置が困難な場合は、甲が別に定める場所に設置する。

2 甲は、必要に応じて支部を設置する。

（設置の通知等）

**第5条** 甲は、東温市支援本部を設置するときは、日時、設置場所、その他設置に必要な事項を明記し、文書により乙に通知するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により通知するものとする。

2 乙は、東温市支援本部の運営を開始したときは、その旨を文書により甲に報告するものとする。

（関係団体との協力体制）

**第6条** 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平時からこれらの団体等との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

**第7条** 甲と乙は、協力して東温市支援本部設置に必要な資機材並びに災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

(費用負担)

**第8条** 第5条各号に規定する業務に関し必要な費用は、甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、前条に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

3 第1項に規定する費用の支払い方法は別に定める。

(損害賠償等)

**第9条** 東温市支援本部の業務によるボランティアが被った損害に対する賠償等は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 乙は、前項に規定する費用の内訳について甲から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 第1項に規定する費用の支払い方法は、別に定める。

(報告)

**第10条** 甲は、乙に東温市支援本部の運営状況について報告を求めることができる。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及び協定に関する疑義については、甲乙協議の上で決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成22年6月11日

締結者名 略

## 11-33 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と愛媛県電設業協会（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

**第3条** 乙は、第2条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 避難場所に対する、乙が所有する電設資機材等の提供。

(2) 避難所の電気設備の応急点検に関すること。

(3) その他甲が必要と認める、乙の可能な応急対策業務に関すること。

（費用負担）

**第4条** 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

（災害補償）

**第5条** 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用する。

（協議及び情報の交換）

**第6条** この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

（有効期間）

**第7条** この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1ヵ月前までに相手方に申し出るものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成23年 5 月 30 日

締結者名 略

## 覚書

東温市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛媛県電設業協会（以下「乙」という。）は、平成23年5月30日付で締結した「災害時における応急対策業務に関する協定書（以下「協定」という。）」の一部を変更することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（費用負担）

第1条 協定第4条を次のように改める。

前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

（協議）

第2条 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第3条 この覚書は、協定の有効期間中有効に存続するものとし、協定の終了と同時にその効力を失うものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和5年10月20日

締結者名 略

## 11-34 災害時における障害物除去等の協力に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と、田井能自動車株式会社（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う障害物除去等の業務（以下「障害物除去業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における障害物除去業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他障害物除去業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害協力支援要請書を送付するものとする。

（要請する業務内容）

**第3条** 甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 人命救助のための障害物の除去作業
- (2) 道路交通確保のための障害物の除去作業
- (3) 前2号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

（業務の実施）

**第4条** 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、乙が所有する車両、装備等の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき協力を実施した場合は、災害協力実施報告書（様式2）をもって、速やかに甲に対し内容を報告するものとする。

（経費の負担）

**第5条** 前条に規定する障害物除去業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

（災害補償）

**第6条** 本協定で定める業務に際して、交通事故等により、乙の当該業務に従事する者及び車両、装備等に損害が生じた場合は、乙の責任において処理するものとする。

（協議及び情報の交換）

**第7条** この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

（有効期間）

**第8条** この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月

前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって更新するものとする。

2 前項の解消の申し出は、文書によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年8月12日

締結者名 略

様式 1

災 害 支 援 協 力 要 請 書

第 号  
年 月 日

(宛先) 様

東温市長

災害時における協力要請について

災害時における物資供給協力に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

2 協力を要請する内容、数量、場所等

(1) 協力内容及び予定期間

(2) 物資、数量等

(3) 協力及び活動の場所

(4) その他

3 連絡先及び担当者

(注) 支援協力要請は、一箇所あたりの要請内容とする。

様式2

## 措 置 状 況 報 告 書

年 月 日

(宛先) 東温市長 様

所 在  
名 称  
代表者

災害時における物資供給協力に関する協定第5条の規定に基づき、措置の状況を下記のとおり報告します。

記

## 1 災害状況

## 2 措置内容及び場所

(1) 措置内容 (物資、数量等)

(2) 場所

(3) その他

## 3 連絡先及び報告担当者

## 様式1

## 災 害 協 力 支 援 要 請 書

第 号  
年 月 日

田井能自動車株式会社 様

東温市長

## 災害時における障害物除去等の業務の協力要請について

「災害時における障害物除去等の業務の協定に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

## 記

災害発生日時	年 月 日 時 分
災害の状況	
業務要請の場所	
業務要請の内容	
撤去物等の搬送先	
現場担当者	所属 職 氏名 TEL FAX
その他	

## 様式2

## 災 害 協 力 実 施 報 告 書

年 月 日

あて先（東温市長）

田井能自動車株式会社

## 災害時における障害物除去等の業務の協力実施報告について

「災害時における障害物除去等の業務の協定に関する協定書」第4条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

実 施 日 時	～ 年 月 日 時 分
実 施 場 所	
実 施 内 容	
撤去物等の搬送先	
そ の 他	

## 11-35 災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）と東温市長（以下「乙」という。）は、東温市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、東温市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第3条 災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握及び提供
- (2) 情報連絡網の構築
- (3) 被害応急措置
- (4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第4条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、東温市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第5条 東温市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は甲に支援要請を行うものとする。なお、乙は、現地情報連絡員を經由して甲に支援要請が行えるものとする。

（支援の実施）

第6条 甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙にその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。なお、甲は、現地情報連絡員を通じて調整内容を乙に伝える場合がある。

（平常時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年10月26日

締結者名 略

## 11-36 災害時における宿泊場所の提供に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と、愛媛県立みなら特別支援学校（以下「乙」という。）は、東温市において地震、風水害等による大規模災害又は特殊災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の宿泊場所の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して緊急消防援助隊（以下「援助隊」という。）が円滑に活動できる体制を確保することを目的に、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において援助隊を要請した場合、乙に対し、宿泊場所の協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合は、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは災害協力要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに災害協力要請書を送付するものとする。

### （提供場所）

第3条 乙が甲に提供する場所は、次に掲げるものとする。

(1) 援助隊員の宿泊場所（体育館）の提供

(2) 援助隊車両の駐車場所（運動場）の提供

### （協力実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲内で協力を行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、関係機関との連絡調整を行うとともに、援助隊の活動支援を行う。

### （災害補償）

第5条 援助隊が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、甲が、その賠償の責に任ずる。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヵ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同一内容をもって更新するものとする。

2 前項の解消の申し出は、文書によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月22日

締結者名 略

## 11-37 災害時における宿泊場所の提供協力に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と、愛媛県立東温高等学校（以下「乙」という。）は、東温市において地震、風水害等による大規模災害又は特殊災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の宿泊場所の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して緊急消防援助隊（以下「援助隊」という。）が円滑に活動できる体制を確保することを目的に、乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において援助隊を要請した場合、乙に対し、宿泊場所の協力を要請することができる。

2 前項の要請があった場合は、乙は可能な範囲内において、これに協力するものとする。

3 甲は、この協定による要請を行うときは災害協力要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請ができるものとし、後日速やかに災害協力要請書を送付するものとする。

### （提供場所）

第4条 乙が甲に提供する場所は、次に掲げるものとする。

(3) 援助隊員の宿泊場所（体育館）の提供

(4) 援助隊車両の駐車場所（運動場）の提供

### （協力実施）

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲内で協力を行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、関係機関との連絡調整を行うとともに、援助隊の活動支援を行う。

### （災害補償）

第6条 援助隊が応援活動中に第三者又は土地・建物等に損害を与えた場合においては、甲が、その賠償の責に任ずる。

### （協議）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

### （有効期間）

第7条 この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヵ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同一内容をもって更新するものとする。

2 前項の解消の申し出は、文書によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月22日

締結者名 略

## 11-38 災害時における応急対策業務の協力に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と、社団法人愛媛県自動車整備振興会（以下「乙」という。）は、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における応急対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合、その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 甲は、この協定による要請を行うときは、災害協力支援要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害協力支援要請書を送付するものとする。

（要請する業務内容）

**第3条** 甲が乙に要請する業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 障害物の除去
- (2) 緊急自動車等の整備
- (3) オープンスペース等の提供
- (4) 前3号に定めるもののほか甲が必要と認める応急作業

（業務の実施）

**第4条** 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、乙の会員及び会員が所有する車両、機材等の範囲内で可能な限りの協力を実施するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき協力を実施した場合は、災害協力実施報告書（様式2）をもって、速やかに甲に対し内容を報告するものとする。

（経費の負担）

**第5条** 前条に規定する応急対策業務の実施に要した費用は、乙が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙協議の上、費用負担について決定するものとする。

（災害補償）

**第6条** 第4条第1項の規定に基づく乙の協力により、乙の会員が業務を実施した際に、交通事故等により、業務実施者及び車両、機材等に損害が生じた場合の補償については、乙の会員各自の責任において行うことを原則とする。

（協議及び情報の交換）

**第7条** この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するとともに、必要に応じて情報の交換をすることができる。

(有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって更新するものとする。

2 前項の解消の申し出は、文書によるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年8月12日

締結者名 略

## 11-39 災害時における物資提供協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と愛媛県森林組合連合会、松山流域森林組合、伊予森林組合並びに砥部町森林組合（以下「乙」という。）は、東温市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び復旧・復興対策に係る業務（以下「復旧・復興対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における応急対策業務及び復旧・復興対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

**第3条** 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

- (1) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木質資材の供給に関すること。
- (2) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木材（素材）の供給に関すること。
- (3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（復旧・復興対策業務の内容）

**第4条** 乙は、災害復旧・復興時に物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図るため、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

- (1) 庁舎等建設に必要な木質資材の供給に関すること。
- (2) 庁舎等建設資材として必要な木材（素材）の供給に関すること。
- (3) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請に基づく措置）

**第5条** 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

**第6条** 乙が供給した物資等の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

**第7条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月9日

締結者名 略

## 11-40 災害時における物資供給協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と社団法人 愛媛県木材協会（以下「乙」という。）は、東温市域に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）及び復旧・復興対策に係る業務（以下「復旧・復興対策業務」という。）の実施に関する乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害時における応急対策業務及び復旧・復興対策業務について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（要請）

**第2条** 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請があった場合において、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

3 甲は、第1項の規定により協力を要請するときは、災害支援協力要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに災害支援協力要請書を提出するものとする。

（応急対策業務の内容）

**第3条** 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 応急仮設住宅の設置及び被災住宅の応急修理に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（復旧・復興対策業務の内容）

**第4条** 乙は、災害復旧・復興時に物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図るため、次に掲げる事項に関し、乙が可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 庁舎等建設に必要な木質資材の供給に関すること。

(2) その他甲が必要とする業務で乙が協力可能な業務に関すること。

（要請に基づく措置）

**第5条** 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を措置状況報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

**第6条** 乙が供給した物資等の対価については、甲が負担するものとし、価格は災害発生時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

**第7条** この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

**第8条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年10月9日

締結者名 略

様式1

災害支援協力要請書

第 号  
年 月 日

社団法人 愛媛県木材協会  
会長 様

東温市長

災害時における協力要請について

災害時における物資供給協力に関する協定第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する措置の状況を、同協定第5条に定める措置状況報告書により報告願います。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

2 協力を要請する内容、数量、場所等

(1) 協力内容及び予定期間

(2) 物資、数量等

(3) 協力及び活動の場所

(4) その他

3 連絡先及び担当者

(注) 支援協力要請は、一箇所あたりの要請内容とする。

様式2

措 置 状 況 報 告 書

年 月 日

東温市長

様

社団法人 愛媛県木材協会  
会長

災害時における物資供給協力に関する協定第5条の規定に基づき、措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1 災害状況

2 措置内容及び場所

(1) 措置内容（物資、数量等）

(2) 場所

(3) その他

3 連絡先及び報告担当者

## 11-41 災害時等における家屋被害認定調査に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と愛媛県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査（以下「認定調査」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（認定調査への協力）

**第1条** 甲は、東温市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査の実施について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査を実施する。

（認定調査の内容）

**第2条** 認定調査の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）に基づき、甲の職員と連携して、東温市内の家屋を調査すること。

(2) 甲が発行したり災証明について、市民からの相談の補助をすること。

（費用の負担）

**第3条** 甲は、第1条第2項の規定により派遣された会員の人件費を負担しない。

2 甲は、認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会への参加）

**第4条** 甲又は乙は、認定調査に必要な知識を提供するため、必要に応じて研修会を開催するものとし、甲の職員又は乙の会員は、当該研修会に参加することができる。

（秘密の保持）

**第5条** 乙及び乙の会員は、認定調査の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らすてはならない。認定調査の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

**第6条** 乙は、認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（有効期間）

**第7条** この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

**第8条** この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（東温市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成25年 2月25日  
締結者名 略

## 11-42 避難所等における公衆無線LANの設置・運営に係る協定書

愛媛県（以下「甲」という。）とソフトバンクモバイル株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法に規定する災害、武力攻撃事態対策法に規定する武力攻撃事態等その他重大な事件及び事故等により、愛媛県内で大規模な災害等（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合における県内の市町（以下「市町」という。）が定める地域防災計画にて指定される避難所及び災害時に拠点となる庁舎（以下「避難所等」という。）において、甲及び市町並びに避難住民等が必要とする通信手段の確保を目的とする。

（市町の同意）

第2条 甲は、この協定を締結するに当たり、次条、第5条及び第6条において市町に求める事項について、別添の同意書を取得して市町の同意を得るものとする。

（設置）

第3条 乙は、甲乙協議の上、避難所等に公衆無線LANの設備を設置するものとする。この場合において、当該避難所等が、甲が所有する施設である場合は、甲は、法令に基づき当該施設を管理する権限を有する者をして、乙にその使用を許可し、又は貸し付けるものとする。

2 前条の規定は、当該避難所等が、甲以外が所有する施設である場合に準用する。

（適用）

第4条 乙は、前条に基づき設置した公衆無線LANの設備について日常的な保守及び点検を行い、その機能維持に努めるものとする。

2 乙は、甲の区域内において大規模災害等が発生した場合は、甲の依頼により、設置した公衆無線LANへの接続を速やかに無料開放するものとする。ただし、設備上若しくは運用上、その他やむを得ない理由により無料開放ができないときは、この限りではない。

3 前項の規定にかかわらず、甲の依頼がなくとも乙が必要と判断した時は、乙は、設置した公衆無線LANへの接続を速やかに無料開放するよう努めるものとする。

4 乙は、この協定の締結前に乙が避難所等に設置している公衆無線LANの設備についても、同様に扱うものとする。

5 甲は、乙が、設備上若しくは運用上、その他やむを得ない理由により無料開放ができないと判断し、第2項ただし書きにより無料開放しなかった場合は、乙に対し、その責を問わないものとする。

（費用の負担）

第5条 乙は、公衆無線LAN設備の設置及び維持管理に要する費用を負担するものとする。

2 当該避難所等が、甲が所有する施設である場合は、甲は、乙に対して公衆無線LAN設備の設置に係る使用料を免除するものとする。

3 甲は、当該避難所等が、市町が管理又は所有する施設である場合、前項と同様の費用負担が発

生しない措置を当該市町が講ずることについて、あらかじめ当該市町の同意を得るものとする。

- 4 甲は、当該避難所等が、甲及び市町以外の者が管理又は所有する施設である場合、第2項と同様の費用負担が発生しない措置を当該施設管理者又は施設所有者が講ずることについて、あらかじめ当該施設管理者の同意を得るものとする。このため、甲は、当該避難所等の所在する市町に対して、甲とともに当該施設管理者又は施設所有者に協力を求め、その同意を得るよう努めるものとする。

(訓練)

第6条 甲及び乙は、平時より、甲又は市町が実施する総合防災訓練等において、本協議に基づく大規模災害等を想定した通信手段の確保に係る訓練を実施する。

(協議)

第7条 本協定の履行に当たり疑義を生じた事項又は本協議に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円滑にその解決を図るものとする。

(協定の有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月までに甲及び乙のいずれからも内容の変更の申し出又は継続しない旨の申出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有する。

平成25年7月22日

締結者名 略

## 11-43 災害時に備えた東温市指定施設のくみとり等に関する協定書

東温市長 高須賀 功（以下「甲」という。）と 東温市一般廃棄物収集運搬業並びに浄化槽清掃業許可業者 株式会社カトウ 代表取締役 加藤正之（以下「乙」という。）及び 松山衛生事業協同組合 代表理事 加藤正之（以下「丙」という。）は、緊急性を要する汚水、汚泥等のくみ取り及び収集運搬作業が発生した場合（以下「災害時」という。）の応急対策に係る業務に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲が指定する施設における災害時の応急対策に係る業務の実施に関し、甲が、乙及び丙に対して協力を求める場合に必要な事項を定め、もって公共用水域の水質汚濁の防止と市民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

### （協力の要請）

第2条 甲は、災害時に応急対策に係る業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は、特別な理由がない限り速やかに協力体制を整え、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、自社のみでの対応が客観的に困難なときは、丙に協力を要請し、丙は、特別な理由がない限り乙に協力するものとする。

### （応急対策に係る業務）

第3条 甲が、乙に対し、協力を要請する応急対策に係る業務は、次のとおりとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥のくみ取り及び収集運搬
- (2) 農業集落排水施設の汚水、汚泥のくみ取り及び収集運搬
- (3) 公共下水道施設の汚水、汚泥のくみ取り及び収集運搬
- (4) 避難所トイレのくみ取り及び収集運搬
- (5) その他、甲が必要とする業務

### （費用負担）

第4条 前条に規定する応急対策に係る業務の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項以外の費用は、乙及び丙の負担とする。

### （補償）

第5条 この協定に基づき協力業務に従事した乙及び丙の会員業者の作業員等が、本協力業務中に負傷し、若しくは罹患し、又は死亡した場合の補償については、乙及び丙の責任において解決するものとする。

### （連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

### （有効期限）

第7条 この協定は、協定契約締結の日からその効力を有するものとし、甲、乙及び丙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年7月29日

締結者名 略

## 11-44 災害時の協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** 甲、乙は、大規模地震および台風等の災害（以下、「災害」という。）の発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

**第2条** 甲、乙は、相互に、迅速に災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

**第3条** 乙は、災害により大規模な停電が発生した場合、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関（総合病院など）、災害復旧対策の中核となる官公署、避難所等への電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

**第4条** 甲は、災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

2 甲は、乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置することを承認する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

3 甲は、災害により緊急に電力復旧作業を要する場合において、甲の許認可が必要なとき、申請書類の提出に先立ち、乙が口頭などの簡易な方法により許認可申請を行うことを認める。この場合、乙は事後、可能な限り速やかに申請書類を提出するものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

**第5条** 甲は、災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、乙の要請に協力するよう努める。

（協議）

**第6条** 本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合、甲、乙は誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

（有効期間）

**第7条** この協定は、平成26年2月1日からその効力を有するものとし、甲、乙いずれからも文章による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年1月30日

締結者名 略

## 覚 書

東温市（以下「甲」という。）並びに四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成26年1月30日に締結した「災害時の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（復旧作業に対する協力）

第1条 協定書第4条第1項に関し、乙及び丙は、災害対策基本法（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく、電力供給設備の復旧作業に係る応急措置等に支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙及び丙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を依頼することができる。

2 乙及び丙は、災害等の状況により、応急措置を早期に実施するに当たってやむを得ない場合に限り、甲の依頼を待たず、除去作業を実施することができる。この場合において、乙及び丙は、除去作業の実施後、甲に報告を行うものとする。

（協力体制）

第2条 乙及び丙は、前条第1項のただし書の依頼に対して、乙及び丙の業務に支障のない限りにおいて、速やかに除去作業を実施するものとする。

2 乙及び丙は、あらかじめ、甲と協議の上、乙及び丙の担当業務を定めるなど協力体制を構築するものとする。

3 乙及び丙は、前項の協力体制を構築したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも同様とする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第3条 乙及び丙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

2 乙及び丙は、応急措置が必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第64条第1項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を可能とする。

（完了報告）

第4条 乙及び丙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 本覚書に基づき、乙及び丙が甲から依頼された除去作業に要した費用は、乙及び丙からの請求に基づき、甲が負担するものとする。

（損失補償）

第6条 乙及び丙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙及び丙の責任において処理解決に当たるものとする。

2 除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙及び丙の責めに

帰するもの以外は、甲、乙及び丙が協議の上、解決に当たるものとする。

(乙の権利義務の承継)

第7条 甲は、協定書に定める乙の権利義務の一部が丙に承継され、協定書は甲並びに乙及び丙の間の協定書となることを承諾する。この場合において、協定書中「乙」とあるのは、全て「乙及び丙」と読み替えることとする。

(協議事項)

第8条 本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

(有効期間)

第9条 本覚書は、協定書の有効期間中は有効に存続し、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年4月1日

締結者名 略

## 11-45 災害時の物資等の輸送に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができるものとし、乙は、特別な理由がない限り、協力するものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容、期間等を指定して文章で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で協力を要請し、その後速やかに文章を送付するものとする。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- ・災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- ・災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- ・その他甲が必要とする応急対策業務

（事故等）

第4条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに当該車両を交換してその輸送を維持しなければならない。

（業務報告）

第5条 乙は、第3条の業務を実施したときは、当該業務の終了後、速やかに様式第2号により業務実施内容を報告する。ただし、緊急を要する場合は、口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条の業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、乙の組合員が届け出ている運賃及び料金を基準として、甲乙双方が協議して定める。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（災害補償）

第8条 第3条に掲げる業務に従事した者が、交通事故等により、業務実施者及び車両、装備等に損害が生じた場合の補償については、乙の会員各自の責任において行うことを原則とする。

(組合員名簿の提出)

第9条 乙は、毎年、甲に組合員名簿を提出するとともに、車両の台数を報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要を認めた場合は、随時乙に対して報告等を求めることができるものとする。

(雑則)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの規定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成26年 月 日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通をを保有する。

平成26年3月3日

締結者名 略

様式第1号

第 年 月 日 号

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合  
理事長 様

東温市長 ⑩

## 災害時における物資等の輸送業務協力要請書

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第2条第2項の規定により、次のとおり協力を要請します。

なお、協力要請業務終了後、速やかにその実施状況を様式第2号により報告願います。

## 記

1 災害の状況及び協力を必要とする理由

2 協力を必要とする車両台数及び人員

車両台数 台 従事人員 人

3 輸送業務内容

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		年 月 日から 年 月 日から	地先から 地先まで	

4 その他必要な事項

(市担当者 所属 \_\_\_\_\_ 担当者氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_)

様式第2号

第 号  
年 月 日

東温市長 様

赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合  
理事長 ⑩

## 災害時における物資等の輸送業務実施報告書

このことについて、災害時の物資等の輸送に関する協定書第6条の規定により、次のとおり報告します。

## 記

## 1 輸送業務内容

輸送業務期日 年 月 日	輸送物資	数量	輸送区間 地先から	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備 考

## 2 その他必要な事項

(担当者) 氏 名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

## 11-46 災害時における医療救護活動についての協定書

東温市（以下「甲」という。）と一般社団法人東温市医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東温市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

- （1） 医療救護班の編成体制
- （2） 医師の活動指針
- （3） 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要があるときは、防災計画等に基づき、乙に対し、医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し、甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第4条 乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

2 前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（医療救護班の活動内容）

第5条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その内容は、次に掲げるものとする。

- （1） 被災傷病者の傷病程度の診断
- （2） 被災傷病者に対する応急処置及び医療
- （3） 被災傷病者の受入機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （4） 救護所での死亡確認及び検案
- （5） 助産活動
- （6） 前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（医療救護班に対する指揮、命令等）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙双方の緊密な連携のもとに乙が行うものとする。

(医薬品等)

第7条 医療救護活動に必要な医療品、医療材料等は、可能な範囲内において乙が携行するものとし、乙が携行することができない場合は、甲が調達するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償)

第10条 第3条第1項及び前条の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動等における次の費用は、乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用
- (3) 医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加するために要した費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用

(扶助金)

第11条 甲は、乙が実施した医療救護活動等の従事者が、当該活動等において負傷し、傷病に罹り、又は死亡した場合は、乙からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意を持って解決のための適切な措置を講じるものとする。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動等を実施した場合は、当該活動等に関する実績を甲に報告するものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けたときは、本協定は、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協

議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成26年5月15日

締結者名 略

## 11-47 災害時における医療救護活動についての協定書

東温市（以下「甲」という。）と東温市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東温市地域防災計画等（以下「防災計画等」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画の策定）

第2条 乙は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、次に掲げる事項について計画を策定するものとする。

- (1) 医療救護班の編成体制
- (2) 歯科医師の活動指針
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

（医療救護班の派遣協力）

第3条 甲は、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、防災計画等に基づき、乙に対し、医療救護班の派遣協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、速やかに前条の計画に基づき医療救護班を編成し、甲が避難所等に設置する医療救護所（以下「救護所」という。）において医療救護活動を実施するものとする。

（要請によらない医療救護班の派遣）

第4条 乙は、緊急その他やむを得ない理由により、甲の要請によらないで医療救護活動を行う必要があると判断したときは、前条の規定にかかわらず自ら医療救護班を派遣することができる。

2 前項の規定により乙が医療救護班を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

3 前項の承認を得た場合は、第1項の規定による派遣は、甲の要請に基づくものとみなすものとする。

（医療救護班の活動内容）

第5条 医療救護班は、救護所において医療救護活動を実施するものとし、その内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び歯科医療・歯科保健活動
- (2) 歯科医療を必要とする傷病者の受入医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 災害時における死体の個別判別、検案等への協力
- (4) 前各号に掲げるもののほか状況に応じた必要な措置

（医療救護班に対する指揮、命令等）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮、命令等は、甲、乙双方の緊密な連携のもとに乙が行うものとする。

(医薬品等)

第7条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、可能な範囲内において乙が携行するものとし、乙が携行することができない場合は、甲が調達するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲から要請を受けたときは、甲が実施する防災訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償)

第10条 第3条第1項の規定による甲の要請に基づき乙が実施した医療救護活動における次の費用は、乙からの請求に基づき甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護活動に要した費用（医療救護班の編成から救護所において医療救護活動を開始するまでに要した費用を含む。）
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の当該医薬品等の費用
- (3) 医療救護班の私用備品が損傷を受けた場合の原状回復に要する費用
- (4) 甲が実施する防災訓練に参加するために要した費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める費用

(扶助金)

第11条 甲は、乙が実施した医療救護活動の従事者が、当該活動において負傷し、傷病に罹り、又は死亡した場合は、乙からの申請に基づき扶助金を支給するものとする。

(医事紛争の処理)

第12条 医療救護班が医療救護活動を行うに際し、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の規定による連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって解決のための適切な措置を講じるものとする。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動を実施した場合は、当該活動に関する実績を甲に報告するものとする。

(災害救助法との関係)

第14条 災害救助法（昭和22年法律第118号）による指定を受けたときは、本協定は、当該指定の日から災害救助法の定めるところによる。

(協定期間)

第15条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれからも何ら意思表示のないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(実施細目)

第16条 この協定に定めるもののほかこの協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成26年5月15日

締結者名 略

## 11-48 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と松山電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関する乙及び丙の協力について、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時等における応急対策業務について、甲が乙及び丙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、次に掲げる業務に関し乙に協力を要請することができる。

- (1) 避難場所に対する電気関係資機材等の提供
- (2) 避難所の電気設備の応急点検
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする応急対策業務

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲内においてこれに協力するものとする。この場合において、乙のみで業務を実施する事が困難なときは、乙は、丙に連絡し、協力を要請することができる。

3 丙は、前項後段の要請を受けたときは、乙と協力して業務を実施するものとする。

4 第1項の要請は、災害支援協力要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに要請書を提出するものとする。

### （費用負担）

第3条 前条第1項の規定により甲が要請した応急対策業務の実施に要した費用は、乙（同条第3項の規定により乙及び丙が協力して業務を実施した場合にあっては、乙及び丙）が負担するものとする。ただし、特異な事象が生じた場合は甲乙丙協議の上、費用負担について決定するものとする。

### （災害補償）

第4条 第2条第1項の規定により甲が要請した業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、「労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）」を適用する。

### （協議及び情報の交換）

第5条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙協議して決定するものとする。

2 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、連絡体制の確立に努めるものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、甲乙丙いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1ヵ月前までに、文書にて他の2者に通知するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の3者が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年10月27日

締結者名 略

## 様式 1

## 災 害 支 援 協 力 要 請 書

第 号  
年 月 日

松山電気工事協同組合  
理事長 様

東温市長

災害時における応急対策業務の協力要請について

「災害時における応急対策業務の協力に関する協定書」第2条第1項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 要請内容

2 要請場所

要請予定期間	要請資機材	要請数量	要請人員
年 月 日 から 年 月 日 まで			

3 その他の必要事項

※要請数量は、要請場所あたりの数量とする。

## 覚書

東温市（以下「甲」という。）と松山電気工事協同組合（以下「乙」という。）及び愛媛県電気工事工業組合（以下「丙」という。）は、平成26年10月27日に締結した「災害時における応急対策業務の協力に関する協定」（以下「協定」という。）に関し、以下のとおり覚書を締結する。

### （費用負担）

第1条 協定第3条の費用負担に関し、「乙（同条第3項の規定により乙及び丙が協力して業務を実施した場合にあっては、乙及び丙）が負担するものとする。」を「甲、乙（同条第3項の規定により乙及び丙が協力して業務を実施した場合にあっては、乙及び丙）協議のうえ決定し、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲が負担するものとする。」に変更するものとする。

### （協議事項）

第2条 本覚書に定めのない事項、又はこの覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

### （有効期間）

第3条 本覚書は、協定の有効期間中は有効に存続するものとし、協定の終了と同時にその効力を失うものとする。

本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月20日

締結者名 略

## 11-49 災害時における応急物資の供給等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と株式会社ダイキアクシス（以下「乙」という。）は、甲において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）に対する乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、応急対策業務を迅速かつ的確に実施できるよう、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害対策本部を設置した場合その他応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合、可能な範囲内において協力するものとする。

3 甲は、文書をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

### （協力の内容）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる事項に関し、協力するものとする。

(1) 学校給食センター内貯蔵タンクその他甲が指定する場所へのバイオディーゼル燃料の供給

(2) 市内避難所その他甲が指定する場所への飲料水の供給およびウォーターサーバーの設置

(3) その他甲が必要と認める業務で、乙が可能な支援協力

### （協力内容の報告）

第4条 乙は、前条に規定する協力（以下「応急物資の供給等」という。）を実施したときは、当該業務の完了後、速やかに、業務内容を記載した文書により、甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第5条 乙が供給した応急物資の供給等の対価については、甲が負担する。

2 乙が行った物資の運搬は、通常の配送業務とみなし、運搬に掛かる費用は、原則として乙が負担する。ただし、乙の通常業務から著しく逸脱すると認められる場合は、甲が負担する。

### （情報交換）

第6条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制、応急物資の供給等についての情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

### （協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様に継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成26年10月27日

締結者名 略

## 覚 書

東温市（以下「甲」という。）と株式会社ダイキアクシス（以下「乙」という。）は、平成26年10月27日付で締結した「災害時における応急物資の供給等に関する協定書（以下「協定書」という。）の一部を変更することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（協力の内容）

第1条 協定第3条第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3）被災した下水道施設の点検調査・応急復旧に必要な資機材及び人員その他の応急対策の協力  
（費用負担）

第2条 協定第5条に次の1項を加える。

3 前項の場合において、特異な事象が生じた場合は、甲、乙協議して費用の負担を決定するものとする。

（協議）

第3条 この覚書はに定めのない事項又はこの覚書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この覚書は、特定の有効期間中有効に存続するものとし、協定の終了と同時にその効力を失うものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月6日

締結者名 略

## 11-50 災害時における物資の供給協力等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）とDCMダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、東温市において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の供給協力が円滑に行えるよう、平時においても、乙に対し防災訓練等への協力を要請することができる。

3 甲は、乙が東温市域に有する店舗の駐車場を被災者の一時避難場所として必要とするときは、乙に対して無償提供の協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、食料品及び日用品等とし、乙が保有する物資とする。

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、供給協力等要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した商品及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

(報告)

第9条 甲は、乙が保有する物資の在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(その他必要な支援)

第10条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(法令の遵守)

第11条 この協定の施行に当っては、関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成27年6月15日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(前協定の取扱い)

第14条 甲と乙が平成18年4月12日付けで締結した災害時における物資の供給協力に関する協定は、この協定の締結により効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年6月15日

締結者名 略

(別紙様式)

年 月 日

様

東温市長

## 災害時における物資の供給協力等要請書

次のとおり、物資の供給協力等を要請します。

## 1. 物資の供給への協力要請

品 目	数 量	場 所	納 期

## 2. 防災訓練等への協力要請

訓 練	実施日時	実施場所等	要請内容

## 3. 駐車場の無償提供への協力要請

駐 車 場	期 間	備 考

担当 東温市  
担当者氏名

印

## 11-51 災害発生時における東温市と東温市内等郵便局の協力に関する協定書

愛媛県東温市（以下「甲」という。）と東温市内等郵便局（別紙に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、東温市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、東温市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む必要な事項

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 東温市 総務部 危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 重信郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年7月1日から2016年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

2015年7月1日

締結者名 略

## 11-52 地域協働事業に関する連携協定書

東温市（以下「甲」という。）と株式会社フジ（以下「乙」という。）は、地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定による地域協働事業は、甲と乙が多方面にわたる連携のもと、互いの資源や能力を活かした新たな取組を行うことにより、地域経済の活性化、住民サービスの向上を目的として実施するものである。

（事業内容）

第2条 地域協働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 乙運営の店舗内で実施する甲の観光PR、特産品等の販売に関すること。
- (2) 甲職員の研修に関すること。
- (3) 災害時の物資供給等への協力に関すること。
- (4) 災害時の一時避難場所の提供に関すること。
- (5) 甲が実施する防災訓練等への協力に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、事業の詳細について別途協議を行うものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方自治体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲、乙協議の上、この協定を変更するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも解消の意思表示がなされないときは、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

2 甲または乙は、前項の有効期間中に係わらず、解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（前協定の取扱い）

第6条 甲と乙が平成18年4月12日付けで締結した災害時における物資の供給協力に関する協定は、この協定の締結により効力を失う。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成27年 7月 1日

締結者名 略

## 11-53 大規模災害時における農業用水施設を活用した防災活動に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と道後平野土地改良区（以下「乙」という。）は、災害発生時において、乙が管理する農業用水を防災活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、火災等大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙が協力して、農業用水を有効に活用した防災、減災対策を行い、もって地域住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

（協定の発動条件）

第2条 この協定に定める災害発生時の協力事項は、甲が実施する防災活動に際し、原則として甲が乙に要請を行ったときから発動する。

（農業用水供給の協力要請）

第3条 災害時等において、甲が農業用水を必要とするときは、甲は、乙に対し乙の管理する農業用水の供給について協力を要請することができる。

（協力業務の内容）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するために甲が行う次の各号に掲げる業務に協力するものとする。

- (1) 災害時等の農業用水の優先的な供給
- (2) その他防災活動の実施に関すること

（要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、書面をもって行うこととする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請することができる。

（必要な措置）

第6条 この協定に関し、甲は必要な施設整備等のついて別途調査するものとし、乙と協議の上、必要な措置を講ずるものとする。

（農業用水施設の損傷）

第7条 甲が第1条の目的を遂行するために、農業用施設に損害を与えた場合、又は第三者に損害を与えた場合は、甲、乙が協議して処理する。

（協議）

第8条 この協定に定める事項へ疑義又は定めのない事項については、必要に応じて甲、乙が、協議するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年1月25日

締結者名 略

## 11-54 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）とオオノ開発株式会社（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等大規模災害が発生した場合、（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処理・処分等に関し、甲が乙に協力を求める場合に必要な事項を定め、もって災害時における廃棄物の処理体制を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地震等大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 災害時に倒壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等及びこれらの混合物並びに災害時における生活ごみその他災害に伴い緊急に処理する必要がある生じた廃棄物（し尿を除く。）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、乙に協力を要請することができるものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処理・処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

2 甲は、災害廃棄物の処理等協力要請書（様式第1号）に次の事項を記載して、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急性を要し、書面によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに災害廃棄物の処理等の協力要請書を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物の処理等の場所
- (3) 災害廃棄物の処理等の内容
- (4) 災害廃棄物の処理等の機関
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を可能な限り実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 実施した災害廃棄物の処理等の内容
- (3) 災害廃棄物の処理等に従事した機関
- (4) 災害廃棄物の処理等に従事した人員、車両及び資機材等
- (5) その他必要な事項  
(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、原則として甲が負担するものとし、その金額は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定により、災害廃棄物の処理等に要した費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、費用の支払いの時期についてはこの限りではない。

(補償)

第8条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡した場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他関係法令等によるものとする。

(防災訓練等への協力)

第9条 乙は、災害時における廃棄物の処理等が円滑に遂行できるよう、東温市地域防災計画に基づき、甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有するものとする。

平成28年3月23日

締結者名 略

## 11-55 災害時における物資の供給協力等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社松山工場（以下「乙」という。）は、東温市において地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の物資供給の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に相互に協力して物資の安定供給を行うことにより、市民生活の早期安定を図ることを目的とする

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、前項の供給協力が円滑に行えるよう、平時においても、乙に対し防災訓練等への協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有物資の優先供給等に対する協力を積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請することができる物資は次に掲げるとおりとする。

- (1) 段ボール製シート
- (2) 段ボール製間仕切り
- (3) 段ボール製簡易ベット
- (4) その他乙の取り扱う商品

（要請手続等）

第5条 第2条の要請は、供給協力等要請書（別紙様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引き取るものとする。

（費用負担）

第7条 乙が供給した物資及び運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の供給及び運搬終了後、乙の提出する納品書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金の支払)

第8条 甲が引き取った物資の代金は、乙から請求の後、速やかに支払うものとする。

(連絡体制)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要な情報の交換を行うとともに、連絡体制の整備に努めるものとする。

(法令の遵守)

第10条 この協定の施行に当っては、関係法令を遵守するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成28年3月25日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月25日

締結者名 略

## 11-56 地域経済の持続的な発展に向けた連携・協力協定

東温市（以下「甲」という。）と日本政策金融公庫松山支店（以下「乙」という。）とは、地域経済の持続的な発展を目的に、次のとおり、連携・協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、経済のグローバル化等を踏まえ、相互の資源を有効に活用しながら地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、環境に配慮した地域経済の持続的な発展に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次の事項について連携・協力する。

- (1) 東温市内の中小零細企業の振興に関すること。
- (2) 起業・創業・融資等及び経営支援に関すること。
- (3) 東温市製品の販路開拓・拡大及び販売促進の支援に関すること。
- (4) 東温ブランドの魅力向上と発信に関すること。
- (5) 企業間及び産業間のビジネスマッチング支援に関すること。
- (6) 福祉・健康・医療等の情報に関すること。
- (7) 子育て支援等の情報に関すること。
- (8) 観光振興に関すること。
- (9) 環境に配慮したまちづくりへの取組に関すること。
- (10) 災害等における地域支援に関すること。
- (11) 東温市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (12) その他、地域の活性化に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力を円滑かつ効率的に進めるため、連絡調整や情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催する。

（確認事項）

第4条 甲及び乙は、本協定の締結により、乙が甲以外の地方公共団体等と連携・協力すること及び甲が乙以外の民間企業と連携・協力することを妨げるものではないことを相互に確認する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期限は、締結の日から平成 年3月31日までとする。ただし、有効期限の1月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により有効期限の延長を拒絶する旨の通知をしない限り、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき提供された情報については、第1条の目的のためにのみ使用することとし、情報を開示した相手方の許諾を事前に得ることなく他の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定に基づき提供された情報を秘密として保持し、事前に情報を開示した相手方の許諾を得ることなく自己の役職員、及び弁護士、公認会計士等契約関係にある専門家のうち、法律上当然にまたは契約により守秘義務を負う者並びに情報開示を求めるにつき法律上の権限を有するものを除き、第三者に開示し、又は漏洩しない。

3 甲及び乙は、本協定が第5条に規定する有効期限の到来により効力を失った後も前2項の規定を順守する義務を負うものとする。

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関する疑義については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成28年 3月28日

締結者名 略

## 11-57 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用者等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、東温市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、東温市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するもの

とする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める機関及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成28年7月15日

締結者名 略

## 11-58 災害時における被災者支援に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と愛媛県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東温市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のため、行政書士が関与できる業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行することを目的とする。

（行政書士業務の範囲）

第2条 この協定において「行政書士業務」とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 罹災証明書申請書類に関する相談
- (2) 相続関係書類に関する相談
- (3) 許認可申請書類に関する相談
- (4) 自動車登録申請書類に関する相談
- (5) その他行政書士法に定める業務に関する相談
- (6) その他甲が必要と認める業務

2 前項に規定する業務のほか、同業務の実施に必要な次に掲げる事項を行う。

- (1) 乙による被災支援相談窓口の設置
- (2) 東温市への乙の会員の派遣

（支援業務の要請）

第3条 甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条第1項に規定する行政書士業務の実施及び同条第2項に規定する同業務の実施に必要な事項を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、原則として別に定める災害時支援要請書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第5条 甲は、災害時において乙に協力を要請する際には、行政書士業務を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務相談の件数、対象者及び相談内容について、随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

(災害時の体制整備等)

第7条 乙は、災害時又は東温市内で地震、風水害その他の災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第3条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め、業務に支障をきたさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に係る連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(費用負担)

第9条 行政書士業務は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。ただし、実費が必要な場合は、被災者が負担するものとする。

2 行政書士業務の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

3 特別な経費が必要となる場合は、甲乙双方で協議し、決定するものとする。

(損害への対応)

第10条 この協定に基づく業務の実施において、乙又は乙の会員に損害が生じた場合、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、乙の責任において対処するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため、平時から情報を交換するとともに、必要に応じて協議を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからもなんらの意思表示がないときは、更に1年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月10日

締結者名 略

## 11-59 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

東温市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域に通信不能が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 甲は、特設公衆電話の設置に際し、甲が所有する屋内配線が利用可能な場合においては、乙に対し利用を認めることとする。

3 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。

なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に別紙2に定める様式にて報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよ

う、別紙3に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者もしくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙の連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年 7月26日

締結者名 略

## 11-60 地域協働事業に関する連携協定

東温市（以下「甲」という。）とパナソニックヘルスケア株式会社（以下「乙」という。）は、地域協働事業の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定による地域協働事業は、経済のグローバル化を踏まえ、甲及び乙が多方面にわたる連携のもと、相互の資源を有効に活用しながら、新たな取組を行うことにより、地域経済の活性化、住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（事業内容）

第2条 地域協働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 観光の振興に関すること。
- (2) 産業の振興に関すること。
- (3) 健康・福祉・医療等の増進によるまちづくりに関すること。
- (4) 子育て支援に関すること。
- (5) 環境に配慮したまちづくりへの取組みに関すること。
- (6) 災害等における地域支援に関すること。
- (7) 災害時の一時避難場所の提供に関すること。
- (8) 甲が実施する防災訓練等への協力に関すること。
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、事業の詳細について別途協議を行うものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方自治体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、この協定を変更するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定が締結された日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも解消の意思表示がなされないときは、自動的に1年延長されるものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間中にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解消することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年2月23日

締結者名 略

## 11-61 災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）【各福祉施設】（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、要配慮者等への避難生活支援を行うため、甲が乙の管理する施設内に福祉避難所を設置するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における福祉避難所の利用対象者（以下「福祉避難所利用対象者」という。）は、福祉避難所等に入所又は医療機関に入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所生活が困難と判断された者及び付添者（家族等）をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時等において、前条の福祉避難所利用対象者の存在を把握した場合は、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

（使用施設）

第4条 福祉避難所として使用できる施設は、別表のとおりとする。

（手続）

第5条 第3条第1項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 福祉避難所設置要請書
- (2) 福祉避難所利用対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (3) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（設置期間）

第6条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の設置期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（対象者の移送）

第7条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への福祉避難所利用対象者の移送は、原則として当該福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあっては、甲が行うものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で協力するものとする。

（福祉避難所の運営）

第8条 乙は、福祉避難所利用対象者を受け入れた福祉避難所の職員により、福祉避難所利用対象者の介護及び生活に必要な援助を行うものとする。ただし、介助員等に不足を生じると判断し

たときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定先等に対し協力要請を行い、介助員等の確保に努めるものとする。

2 甲は、福祉避難所に必要な日常生活用品、食料物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 福祉避難所として、乙が管理運営に要した次に掲げるものの費用については、甲が負担する。

(1) 介助員に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

(2) 福祉避難所利用対象者に要する食費

(3) その他乙が直接支払いを行ったものに要した費用

2 前項各号に掲げるもののほか、乙が必要とする費用については、別途甲と協議するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第10条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(防災訓練等への参加)

第11条 乙は、福祉避難所の設置運営を円滑に行うため、甲が実施する訓練等に、参加、協力するものとする。

(守秘義務)

第12条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第14条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年2月15日・平成30年6月4日・令和4年1月26日・令和7年8月1日、令和7年11月12日

締結者名 略

## 協定先

	施設名	所在地	電話番号
1	介護老人保健施設長安	東温市志津川甲 29 番地 1	(089) 964-7555
2	グループホーム菜の花	東温市志津川 9 1 番地 3	(089) 960-0855
3	グループホーム アンダンテ	東温市志津川 1 5 7 8 番地 1	(089) 955-5771
4	さくらんぼ 3 号館	東温市西岡甲 9 8 6 番地 5	(089) 968-1329
5	障がい者通所サービス事業所 アイセルプ	東温市西岡乙 3 番地 5 8	(089) 955-0088
6	特別養護老人ホーム ミュゲの里	東温市見奈良 7 3 8 番地	(089) 955-1133
7	多機能型事業所 愛キッズ東温	東温市見奈良 1 4 2 9 番地 2 0	(089) 961-4303
8	介護付有料老人ホーム 笑歩会 東温	東温市田窪 3 3 2 番地 2	(089) 955-0788
9	一般社団法人 みらい	東温市田窪 2 0 5 4 番地 6	(089) 964-2212
10	総合福祉施設ほほえみの里 しげのぶ清流園	東温市田窪 2 1 1 9 番地 1	(089) 955-2501
11	総合福祉施設ほほえみの里 しげのぶ清愛園	東温市田窪 2 1 1 9 番地 1	(089) 964-2224
12	高齢者総合福祉施設 ウェルケア重信	東温市北野田 5 3 3 番地 1	(089) 955-0310
13	飛鳥寮	東温市下林甲 2 2 7 9 番地 1	(089) 964-6251
14	重信更生園	東温市下林甲 2 2 7 9 番地 5	(089) 964-5045
15	高齢者総合福祉施設 ガリラヤ荘	東温市南方 1 7 6 6 番地 1	(089) 966-2293
16	さくらんぼ 2 号館	東温市北方 3 0 5 1 番地 2	(089) 966-5717
17	介護老人保健施設 希望の館	東温市則之内甲 2 7 8 3 番地 1	(098) 960-6336
18	障害者支援施設 三恵ホーム	東温市則之内甲 2 8 1 9 番地	(089) 966-3555
19	さくらんぼ本館	東温市北方 3 0 5 1 番地 2	(089) 966-5717
20	とんどこ村	東温市南方 4 5 4 番地	(089) 996-7030
21	とんこの里	東温市南方 4 5 4 番地	(089) 996-7030
22	放課後等デイサービス ふあむ	東温市北方 8 4 2 番地 2	(089) 993-6860

## 11-62 災害時等における福祉避難所としての使用に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）愛媛県立みなら特別支援学校（以下「乙」という。）とは、災害時における乙が管理する施設の福祉避難所としての使用に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、要配慮者等への避難生活支援を行うため、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として使用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における福祉避難所の利用対象者（以下「福祉避難所利用対象者」という。）は、原則として知的障がい者（児）又は発達障がい者（児）で、一般の避難所では生活が困難と判断された者及び付添者（家族等）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、前条の福祉避難所利用対象者の存在を把握し、乙施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（使用施設）

第4条 福祉避難所として使用できる施設は、別表のとおりとする。ただし、平成24年3月22日付けで甲と乙が締結した「災害時における宿泊場所の提供協力に関する協定」により、乙が提供した場所を除く。

（手続）

第5条 第3条第1項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 福祉避難所設置要請書
- (2) 福祉避難所利用対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (3) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（設置期間）

第6条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の設置期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は乙が乙の教育活動に支障がないと判断した場合において、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（現状変更の制限）

第7条 甲は、乙施設を使用するにあたっては乙の承諾を得なければ乙施設の現状を変更することができないものとする。

(許可の取り消し)

第8条 乙は、甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(現状回復の義務)

第9条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは乙施設を現状に復するものとする。

(対象者の移送)

第10条 甲の要請に基づき、乙が使用を許可した場合、福祉避難所への福祉避難所利用対象者の移送は、当該福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、甲が行うものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があつた場合は、可能な範囲で協力するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 甲は、福祉避難所の運営、福祉避難所利用対象者の介護及び生活に必要な援助を行うため、職員、介助員、ボランティア等の確保に努める。

2 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所利用対象者の介助等に協力するものとする。

3 甲は、日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第12条 甲は、福祉避難所として管理運営に要した費用について負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第13条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう最大限努力するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(連絡調整)

第14条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡部署及び連絡担当者を定め、協議会を開催する等の連絡調整を行うものとする。

(防災訓練等への協力)

第15条 乙は、福祉避難所の設置運営を円滑に行うため、甲が実施する訓練等に協力するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第18条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1

年間効果を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月12日

締結者名 略

## 11-63 災害時等における福祉避難所としての使用に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）愛媛県立しげのぶ特別支援学校（以下「乙」という。）とは、災害時における乙が管理する施設の福祉避難所としての使用に際し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、要配慮者等への避難生活支援を行うため、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として使用するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この協定における福祉避難所の利用対象者（以下「福祉避難所利用対象者」という。）は、原則として身体障がい者（児）で、一般の避難所では生活が困難と判断された者及び付添者（家族等）をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において、前条の福祉避難所利用対象者の存在を把握し、乙施設を福祉避難所として使用しようとする際、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（使用施設）

第4条 福祉避難所として使用できる施設は、別表のとおりとする。

（手続）

第5条 第3条第1項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 福祉避難所設置要請書
- (2) 福祉避難所利用対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (3) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（設置期間）

第6条 第3条第1項の要請に基づく福祉避難所の設置期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は乙が乙の教育活動に支障がないと判断した場合において、甲乙協議の上、延長することができるものとする。

（現状変更の制限）

第7条 甲は、乙施設を使用するにあたっては乙の承諾を得なければ乙施設の現状を変更することができないものとする。

（許可の取り消し）

第8条 乙は、甲にこの協定に違反する行為があると認めるときは、使用許可を取り消すことができる。

(現状回復の義務)

第9条 甲は、使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは乙施設を現状に復するものとする。

(対象者の移送)

第10条 甲の要請に基づき、乙が使用を許可した場合、福祉避難所への福祉避難所利用対象者の移送は、当該福祉避難所利用対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、甲が行うものとする。

2 乙は、甲から移送に関する協力の要請があつた場合は、可能な範囲で協力するものとする。

(福祉避難所の運営)

第11条 甲は、福祉避難所の運営、福祉避難所利用対象者の介護及び生活に必要な援助を行うため、職員、介助員、ボランティア等の確保に努める。

2 乙は、乙施設の本来業務に支障をきたさない範囲で、福祉避難所利用対象者の介助等に協力するものとする。

3 甲は、日常生活用品、食料等物資の調達に努めるものとする。

(費用の負担)

第12条 甲は、福祉避難所として管理運営に要した費用について負担するものとし、その経費の額は甲乙協議の上、決定するものとする。

(福祉避難所の早期閉鎖への努力)

第13条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう最大限努力するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(連絡調整)

第14条 甲及び乙は、この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、平時より連絡部署及び連絡担当者を定め、協議会を開催する等の連絡調整を行うものとする。

(防災訓練等への協力)

第15条 乙は、福祉避難所の設置運営を円滑に行うため、甲が実施する訓練等に協力するものとする。

(守秘義務)

第16条 乙は、福祉避難所の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第18条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効果を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成30年3月12日

締結者名 略

## 11-64 災害時における東温市社会福祉協議会の協力活動に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 東温市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における協力活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東温市内に大規模な災害等が発生した場合において、東温市地域防災計画に基づき、甲が行う避難支援対策や応援対策業務等に対する乙の協力活動に関し、必要な対応を円滑に実施するために必要な事項を定める。

（協力内容）

第2条 甲が乙に協力依頼する事項は、次のとおりとする。

- (1) 東温市災害救援ボランティア支援本部（以下「支援本部」という。）の設置・運営
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営
- (3) 甲が行う地域住民の避難支援及び安否確認に関する業務
- (4) 被災者への相談支援
- (5) 避難所、福祉避難所の開設支援及び運営支援
- (6) 被災地域における地域支えあい活動支援
- (7) その他、甲及び乙が協議のうえ定めた協力事項

（支援本部及び災害ボランティアセンターの設置・運営）

第3条 乙は、活動拠点として支援本部を乙の事務所に設置する。ただし、設置が困難な場合や支部の設置が必要な場合は、甲が別に定める場所に設置する。

2 乙は、甲と連携・協力をしながら、支援本部及び災害ボランティアセンターの設置・運営に必要な業務を実施する。

（避難行動要支援者名簿の提供）

第4条 甲は、東温市避難行動要支援者支援プランに基づき、災害時の避難行動要支援者の避難支援及び安否確認等のため、甲が作成する避難行動要支援者名簿を乙に提供する。

2 乙は、甲から提供を受けた避難行動要支援者名簿を、災害時の協力活動及び平常時における支部活動の推進に活用する。

3 乙は、避難行動要支援者名簿情報漏えいの防止に必要な措置を講じ、厳重に管理しなければならない。

（協力依頼）

第5条 甲は、乙に協力を依頼する場合は、日時、協力内容、その他必要な事項を明記し、文書により乙に通知するものとする。ただし、緊急時においては、口頭により行い、後日文書を送付する。

2 乙は、支援本部及び災害ボランティアセンターを設置したときは、その旨を文書により甲に報告する。

（関係団体との協力体制）

第6条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民、自主防災組織、民生児童委員、消防及び警察等関係団体と情報交換や災害訓練等を行い、平時からこれらの団体等との連携に努める。

(資機材等の確保)

第7条 甲及び乙は、協力して東温市災害ボランティアセンター設置に必要な資機材、災害ボランティア活動に必要な物資及び活動場所等を確保する。

(費用負担)

第8条 第2条各号に規定する活動に際し、乙が支出した費用のうち甲が認めたものは活動の終了後、乙の請求により甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てる。

2 乙は、前条に規定する費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

(損害補償)

第9条 活動におけるボランティアが被った損害に対する補償等は、ボランティア活動保険により対応する。

(報告)

第10条 乙は活動が終了したときは、速やかにその活動状況について甲に報告する。ただし、甲は、活動中においても必要に応じ乙に報告を求めることができる。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成30年9月28日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び協定に関する疑義については、甲乙協議の上で決定する。

上記、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成30年9月28日

締結者名 略

## 11-65 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）及び県内17市町（乙1から乙17まで）（以下、乙1から乙17までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部（以下「丙」という。）は、乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が地震等の災害により被災した場合又は被災すると明らかに予見された場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における丙の技術支援協力に関する基本的事項を定め、被害の拡大防止と被災した下水道施設の早期復旧を行うことを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、災害とは、地震、津波、豪雨、洪水、その他異常な自然現象によるものとする。

（技術支援協力の範囲）

第3条 丙の技術支援協力の範囲は、災害時における被害状況の調査、応急復旧方法の検討、災害査定資料の作成等、乙が要請する業務とする。

（技術支援協力の要請）

第4条 乙の丙に対する技術支援協力の要請は、様式第1により第10条に規定する甲の事務局を経由して行うこととし、甲の事務局は、乙の要請をとりまとめた上で、様式第2により第10条に規定する丙の事務局へ要請することとする。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、乙自らが丙の事務局へ要請することができることとする。

2 丙は、前項による要請があった場合、速やかに丙を構成する会員の中から、支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）を様式第3により甲又は乙へ通知することとする。

3 甲及び乙は、前項による通知があった場合、支援協力者の中から業務を実施する会員（以下「業務実施者」という。）を協議により選任し、甲は、様式第4により丙へ通知することとする。

4 丙が会員に協力要請する際に、大規模災害等により相当の時間を要すると認められる場合は、技術支援協力の実施は甲、乙及び丙による協議の上で決定することとする。

（費用）

第5条 乙と業務実施者は、前条第3項による通知後、業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結することとする。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受けた乙の個々による負担とし、個々に業務実施者と協議することとする。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を乙へ請求することとし、乙は、業務実施者の請求に応じて、所定の手続により費用を支払うこととする。

## (業務の実施)

第6条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

- 2 甲及び乙は、業務実施者に不備がある場合、支援協力者の中から新たな業務実施者を選定することができることとし、第4条第3項に準じて丙へ通知することとする。

## (報告)

第7条 業務実施者は、技術支援協力終了後、速やかに様式第5及び6により乙へ報告することとする。

## (広域の被災)

第8条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定することとする。

## (労災及び損害補償など)

第9条 支援業務において労務災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用することとする。

- 2 業務実施者は、技術支援協力の実施に伴い、甲、乙及び業務実施者の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲及び乙へ報告しなければならない。
- 3 甲及び乙は、前項による報告を受けた場合、その措置について業務実施者と協議し、決定することとする。
- 4 甲又は乙は、業務実施者が行った技術支援協力において瑕疵があった場合、業務実施者へ修補等を請求することができることとする。
- 5 前項の請求は、乙と業務実施者が締結した委託契約における契約約款等の瑕疵担保条項に基づくこととし、瑕疵担保条項によらない場合は、甲、乙及び業務実施者が協議して定めることとする。

## (事務局及び連絡体制)

第10条 技術支援に係る甲及び丙の事務局及び連絡先は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛媛県土木部道路都市局都市整備課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中国・四国支部とする。
- (3) 甲、乙及び丙の連絡先は、別表に掲げるとおりとする。
- (4) 連絡先に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は別表を変更して、乙及び丙へ伝えることとする。

## (情報の共有と保護)

第11条 甲、乙及び丙は、この協定による活動を円滑に行うために必要な連絡先等の情報を、相互に共有することとする。

- 2 業務の実施にあたっては、公益社団法人日本下水道協会、公益社団法人日本下水道管路管理業協会及び日本下水道事業団とも災害支援に関する情報を共有することがある。
- 3 甲、乙及び丙は、個人情報及び行政情報を取り扱う場合、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第 12 条 甲、乙及び丙は、必要に応じて情報伝達訓練等の合同訓練を行うこととする。

2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

(協定の有効期間)

第 13 条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有することとし、有効期間は令和 2 年 3 月 31 日までとする。

2 この協定の終了 1 か月前までに、甲、乙又は丙から書面による協定終了の意思表示がない場合は、さらに 1 年間その効力を継続することとし、その後においても同様とする。

(相互協力)

第 14 条 この協定に基づく支援の実施にあたっては、県内の被災状況を踏まえて、甲、乙及び丙が相互に協力して対応することとする。

(その他)

第 15 条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙の協議により定めることとする。

2 甲、乙及び丙は、いずれかがこの協定に違反した場合、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができることとする。

本協定の締結を証するため、本書 19 通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和元年 5 月 22 日

締結者名 略

## 11-66 災害時における復旧支援協力に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）
- (2) その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は東温市産業建設部上下水道課とし、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部愛媛県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により乙の連絡窓口へ要請する。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項による甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、第2条により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙へ提供する。

2 乙は提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第6条 乙は、支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた必要な電

子データを開示することができる。

2 乙及び支援出動した乙の会員は、提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前2項を準用する。

(広域被災)

第7条 愛媛県において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年5月22日

締結者名 略

## 11-67 災害時における応急対策業務の協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と東温市造園建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時において甲が行う応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定め、もって応急対策業務の迅速かつ的確な実施に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 前項の要請があった場合、乙は特別な理由がない限り協力するものとする。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 障害物の除去及び応急復旧
- (3) その他甲が必要とする業務

（応急業務施工者）

第4条 乙は、第2条の要請を受けたときは、対応可能な業者（以下「応急業務施工者」という。）を選定し、甲へ報告及び対応をするものとする。

（応急対策業務の指示及び報告）

第5条 前条に規定する応急業務施工者は、甲の指示を受けて、業務を行うものとする。ただし、必要な場合は、応急業務施工者の自主的判断により実施することができるものとする。

2 応急業務施工者は、前項の業務完了後、速やかに業務内容等を記載した報告書を甲へ提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した費用のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

（災害補償）

第7条 第2条の規定により、応急対策業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。

（協議及び情報の交換）

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとし、必要に応じて情報の交換をすることができるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、有効期間満了日の1月前までに相手方に申し出るものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月2日

締結者名 略

## 11-68 災害時における協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と松山刑務所（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、乙が甲に対して、第2条に定める事項の協力について円滑に遂行することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる業務について協力を要請することができる。

- (1) 乙が管理する鍛錬場及び待機所（別図）の指定緊急避難場所、指定避難所又は福祉避難所（以下「避難所等」という。）としての提供
- (2) 乙が管理する職員駐車場（別図）の指定緊急避難場所としての提供
- (3) 上記(1)及び(2)における避難所等の運営の協力
- (4) 福祉避難所への福祉避難所利用対象者の移送
- (5) 市保有物資の事前一時保管
- (6) 被災者に対する法務技官又は法務教官による心理的支援活動
- (7) その他甲が必要と認める業務の協力

（福祉避難所対象者）

第3条 この協定における福祉避難所の利用対象者（以下「福祉避難所利用対象者」という）は、福祉施設等に入所又は医療機関に入院するに至らない要配慮者で、一般の避難所生活が困難と判断された者及び付添者（家族等）をいう。

（支援の実施）

第4条 甲は、災害時等において、第2条に定める事項の業務について協力の必要があると判断した場合は、乙に対し被害状況及び利用状況を確認の上、協力を要請するものとする。

- 2 乙は、甲からの要請を受けたときは、乙の運営に支障のない範囲で支援を実施するものとする。ただし、乙は、通信の途絶等により甲が乙に要請できないとみられるときは、甲の要請を待たずに、第2条に掲げる業務を実施するよう努めるものとする。

（手続）

第5条 甲は、乙に対し第2条第1号、同第2号及び同第5号の協力を要請するときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請することができるものとし、事後において、速やかに同申請書を提出するものとする。

- 2 甲は、乙に対し第2条第3号、同第4号、同第6号の協力を要請するときは、任意の書面をもって前項に準じて行うものとする。

- 3 乙が、前条2項の規定に基づき避難者を受け入れたときは、甲から第1項に基づく要請が

あったものとみなす。

(施設の使用許可等)

第6条 乙は、前条の規定に基づく要請により乙が管理する施設、設備等（以下「施設等」という。）の使用を許可する場合は、国有財産使用許可書（別紙様式2）を交付するものとする。なお、使用を許可した施設等の使用料は、国有財産放題19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、無償とする。

2 前項により許可された施設等の使用期間は、甲、乙協議して定めるものとする。

3 甲は、使用期間が終了した場合又は次条に基づき、その使用許可が取り消された場合は、甲の負担により、乙が指定する期間までに、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

4 前項の原状回復の範囲は、甲、乙の協議により決定する。

5 開設した避難所等の運用は、甲が行うこととする。

(許可の取消し又は変更)

第7条 乙は、次の各号に該当する場合は、前条第2項において定められた使用期間にかかわらず、第2条に定める施設等の使用許可を取消し、又は変更することができるものとする。この場合において、甲に損害が生じても、乙は、その補償は行わないものとする。

(1) 乙の運営に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められたとき。

(2) 甲にこの協定に反する行為があると認められるとき。

(周知)

第8条 甲は、第2条第1項及び同第2号の施設等について、指定緊急避難場所であることを公示するほか、必要な場合、乙の敷地内に「指定緊急避難場所」「指定避難所」「福祉避難所」と明示した案内板を設置するとともに、協定の内容について、事前に広報誌への掲載等により市民に周知することとする。

(費用の負担)

第9条 第2条に規定する協力を行った場合における経費は、甲と乙の協議によって負担者を決定するものとする。ただし、法令並びにその他特段の定めがあるものについてはこの限りでない。

(損害の負担)

第10条 第2条に規定する業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

2 余震、土砂崩れその他の二次災害により、第2条に定める施設等に損壊が生じ、避難した住民等の生命及び財産等に損害が生じた場合、乙は、その責任を負わない。

(災害補償)

第11条 第2条の規定により甲が要請した業務に従事した職員が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になった場合、乙は、法令の定めに基づき、その補償に係る対応を行うものとする。

(避難所等の早期閉鎖への努力)

第12条 甲は、乙が早期に本来の目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、避難所等の早期閉鎖に努めるものとする。

(体制整備)

第13条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に行うため、共同での防災訓練等を通じて必要な体制の整備に努めるものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、避難所等の設置運営を行う場合において知り得た情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(効力)

第16条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和2年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がないときは、なお1年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年10月31日

締結者名 略

## 11-69 災害に係る情報発信等に関する協定

東温市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1条（本協定の目的）

本協定は、東温市内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、東温市が東温市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ東温市の行政機能の低下を軽減させるため、東温市とヤフーがお互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

### 第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、東温市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、東温市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、東温市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 東温市が、東温市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般的に広く周知すること。
  - (3) 東温市が、東温市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 東温市が、災害発生時の東温市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 東温市が、東温市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) 東温市が、東温市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 東温市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、東温市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

### 第3条（費用）

前条に基づく東温市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる費用・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

### 第4条（情報の周知）

ヤフーは、東温市から提供を受ける情報について、東温市が特段の留保を付さない限り、本

協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

#### 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、東温市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

#### 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、東温市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、東温市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年11月1日

締結者名 略

## 11-70 災害時の動物救護活動に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛媛県獣医師会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、地域住民が飼育する犬及び猫等が被災した際の治療をはじめ、飼育者と離ればなれになった犬、猫等の保護管理等の救済措置を行うため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項の規定により策定した東温市地域防災計画に基づき、甲が行う動物救護活動（以下「活動」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象動物）

第2条 活動の対象となる動物は、犬及び猫とする。

2 前項に該当しない動物を活動の対象とする場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（活動拠点）

第3条 甲は、活動が必要と認めた際には、災害状況等を勘案して最適と思われる場所を活動拠点として指定し、これを乙に通知するものとする。

（活動内容）

第4条 活動の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 災害により負傷した動物の応急処置に関すること。
- (2) 被災動物の保護、収容及び健康管理（健康相談を含む。）に関すること。
- (3) 被災動物に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 施設、設備及び物資の提供その他活動に係る必要な災害応急業務に関すること。

（協力要請等の手続）

第5条 甲は、活動に対する協力が必要であると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により乙に対して協力の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭その他の方法により要請を行い、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 要請内容
- (3) 活動の拠点と活動の範囲
- (4) その他必要な事項

2 甲は、前項の規定による要請について重要な変更が生じたときは、その都度乙に通知するものとし、その活動が必要でなくなったときは、速やかに乙に通知するものとする。

（連絡体制）

第6条 活動に関する連絡窓口は、甲にあつては、東温市環境保全課とし、乙にあつては、乙の事務局とする。

（活動の履行）

第7条 乙は、甲から第5条第1項の活動の協力要請を受けた場合は、速やかに活動拠点に赴き、

可能な限りの誠意を持って活動を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動を円滑かつ効果的に遂行するために、適宜、情報交換を行うものとする。

3 乙は、自ら活動が必要であると判断した場合には、甲に活動の実施を促すことができるものとする。

4 前項の場合において、甲は、乙から活動の実施を促されたときは、遅滞なく実施の可否について判断し、乙に対して活動の協力要請を行うものとする。

5 甲は、活動の途中経過の報告を、適時、乙に求めることができるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行う活動の実施に当たり必要となる物資、日当、旅費、宿泊費等の経費については、甲乙協議のうえ定めるものとする。ただし、愛媛県が負担する経費については、この限りではない。

2 乙は、活動に対する寄付金や義援金の募集に努め、前項本文の経費に充てることとする。

(損害補償)

第9条 甲は、この協定に基づき乙が行った動物救護活動に係わる従事者の損害等については、全国町村総合賠償補償保険に定める範囲により補償するものとする。

(資材等の調達・運搬)

第10条 甲は、乙が行う活動に必要な資材等の調達及び活動拠点への円滑な運搬について、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(活動の停止等)

第11条 甲は、活動を継続することが極めて困難又は不可能と判断した場合は、乙と協議のうえ活動を停止し、又は中止することができる。

(活動の終了と報告)

第12条 甲は、活動を継続する必要がなくなると判断したときは、乙と協議のうえ活動を終了するものとする。

2 乙は、活動を終了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、甲に対して報告するものとする。

(1) 活動の具体的内容

(2) 活動の実施期間

(3) その他必要な事項

(平常時の対応等)

第13条 乙は、その構成する会員（以下「会員」という。）に対して本協定の周知及び啓発に努め、災害発生時において会員が円滑に活動できるよう必要な調整を行うものとする。

2 甲及び乙は、活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて連絡会議を開催する。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日までに甲又は乙のいずれからも本協定の解除又は変更について申し出のないときは、本協定は1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に際し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年9月14日

締結者名 略

## 11-71 地域協働事業に関する連携協定

東温市（以下「甲」という。）と旭食品株式会社（以下「乙」という。）は、地域協働事業の実施について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定による地域協働事業は、経済のグローバル化を踏まえ、甲及び乙が多方面にわたる連携のもと、相互の資源を有効に活用しながら、新たな取組を行うことにより、地域経済の活性化及び住民サービスの向上を目的とする。

（事業内容）

第2条 地域協働事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 産業の振興に関すること。
- (2) 乙が運営するイベント実施時における甲の特産品等のPR、販売に関すること。
- (3) 災害時における地域支援に関すること。
- (4) 災害時の一時避難場所の提供に関すること。
- (5) 甲が実施する防災訓練等への協力に関すること。
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、事業の詳細について別途協議を行うものとする。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、この協定の締結が、甲が乙以外の民間企業と連携し協力すること及び乙が甲以外の地方自治体と連携し協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、甲及び乙協議の上、この協定を変更するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、当該有効期間満了の1月前までに、双方いずれからも解約の意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙は、前項の有効期間にかかわらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約することができるものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、それぞれ署名・押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年9月17日

締結者名 略

## 11-72 東温市・日本下水道事業団災害支援協定

東温市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

(1) 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

(2) その他甲と乙の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

(1) 重信浄化センター

(2) 川内浄化センター

（災害支援の内容）

第3条 乙が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

(2) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成

(3) 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

(4) 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

(5) 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、対象施設及び支援内容を記載した文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メール又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合には、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、愛媛県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

(廃止)

第8条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

2 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局 東温市 上下水道課

(2) 乙の事務局 日本下水道事業団中国・四国総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、令和2年10月1日から令和5年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 甲は、協定を締結したときは、乙に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 甲は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を乙に提出するものとする。

3 甲は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに乙に報告するものとする。

4 第一項及び第二項に定める現況届は、別記様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和2年10月1日

締結者名 略

## 11-73 東温市上下水道施設における発電機等の調達に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本建設機械レンタル協会 四国支部（以下「乙」という。）は、東温市の上下水道施設において、停電又は停電となる恐れがあるときに要する発電機及び関連機器（以下「発電機等」という。）の調達に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が「別表1」で指定する上下水道施設において、停電又は停電となる恐れがあるとき（以下「上下水道施設停電時」という。）に、応急対策のために必要となる発電機等の調達を乙の協力をもって円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、上下水道施設停電時に乙に発電機等の調達に係る協力を要請することができるものとし、その要請をするときは、協力支援要請書（様式第1号）により行うものとする。

2 甲は、緊急を要するときは第1項の要請を口頭又は電話等により行うことができるものとする。ただし、要請後に速やかに協力支援要請書（様式第1号）を乙に提出しなければならない。

（要請に基づく処置）

第3条 乙は、前条の要請があったとき、特別の理由がない限り速やかに発電機等の調達について措置するものとする。

2 乙は、前項の措置を取った時は、その状況を措置状況報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

3 乙は、発電機等の調達のため、所属する会員の発電機等の保有状況の把握及び会員相互の連絡体制の維持に努めるものとする。

（連絡先等の報告）

第4条 甲及び乙は、本協定に係る連絡先及び担当者を連絡先報告書（様式第3号）により、相互に報告するものとする。

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の要請により乙が措置に要した費用について負担するものとする。

2 前項の費用については、上下水道施設停電時発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（損害発生時の対応）

第6条 甲及び乙は、協力の要請及び措置の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、あるいは乙の会員が保有する発電機等及び従事者に損害が生じた場合においては、その事実の発生後遅滞なく書面により報告し、その対応については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

締結者名 略

## 11-74 無人航空機による情報収集等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と愛媛総合警備保障株式会社（以下「乙」という。）は、市民の安全・安心を守るため、甲からの要請に基づく乙の協力により、地域の状況等を把握することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、無人航空機による地域の情報収集等に関し、甲が乙に対して第2条に定める業務を要請するに当たって必要な事項を定める。

（協力業務）

第2条 甲が乙に対して協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）は、甲の要請により、甲が指定する場所において、別途「無人航空機による情報収集等に関する協定書（細目）」（以下「細目」という。）に定める方法により、乙が無人航空機による空撮を行うことをいう。

（実施条件）

第3条 乙は、細目に定める実施条件を満たし、かつ無人航空機の安全な飛行が可能と乙が判断した場合に限り、協力業務を実施するものとする。

（協力業務の要請及び実施）

第4条 甲は、協力業務が必要であると認めるときは、乙に対し、協力業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって、要請することができる。ただし、緊急を要する場合は電話等をもって要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

2 前項の要請に対する応答については、乙が要請を承諾する場合、甲からの要請書を受領後に協力業務要請受託書（様式第2号。以下「受託書」という。）を速やかに甲へ提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等をもって承諾又は拒否の旨を通知し、承諾の場合は前項ただし書の要請書を受領後に、甲へ受託書を提出するものとする。

3 乙が協力業務の要請に応じた後においても、乙がやむを得ないと判断した場合には、協力業務を中断することができる。なお、協力業務を中断した場合には、甲へ通知するものとする。

4 甲は、関係機関への届出、私有地を飛行させる場合の地権者との調整等、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（第三者の従事）

第5条 乙は、甲の承諾を得た上で、この協定に基づく協力業務の全部又は一部を乙以外の第三者（以下「依頼先」という。）に従事させることができるものとする。

（費用の支払）

第6条 この協定に基づき乙が実施した協力業務の費用の支払は、細目に定めるとおりとする。

（損害賠償）

第7条 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって、この協定に基づく債務をその本旨に従って遂行しないとき又はこの協定に基づく業務に瑕疵があったときは、これによって甲に生じた損害を、これらの要件（損害額を含む。）が客観的に証明された場合に限り、細目に定めるとおり賠

償するものとする。ただし、身体上の損害及び財物上の損害以外の損害については損害賠償義務を負わない。

2 甲は前項の損害を被った場合は、速やかに書面をもって乙に通知するものとする。

(免責)

第8条 前条の規定にかかわらず、乙は、次の各号の損害については、その責任を負わない。

(1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な感染症、伝染病その他の不可抗力の事態に起因する損害

(2) 撮影した画像・映像データ（以下「データ」という。）を甲が第三者に提供・開示したことにより生じた損害

(防災訓練等への参加)

第9条 乙は、甲から要請があった場合には、甲が実施する防災訓練等に乙の業務に支障が生じない範囲内で参加協力するものとする。なお、費用については、細目に定めるとおりとする。

(訓練場所の提供)

第10条 甲は、乙から乙が実施する無人航空機の操縦訓練等の実施場所の提供依頼があった場合には提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に関する事項の伝達を円滑に実施するため、双方の連絡先及び連絡責任者を連絡責任者確認書（様式第3号）により定めるものとする。ただし、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(権利の帰属)

第12条 協力業務により撮影した画像の著作権、所有権その他一切の権利は乙に帰属する。ただし、記録媒体の所有権は甲に帰属する。

2 乙は、甲に対して提供したデータの使用を許諾する。ただし、甲は乙の許可なく第三者に提供又は開示をしないものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、当該協定期間満了日の1ヶ月前までに甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(中途解除)

第14条 甲又は乙は、有効期間の中途であっても、相手方に対し書面をもって1ヶ月前までに通知することによりこの協定を解除することができる。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年9月22日

締結者名 略

## 11-75 災害時におけるレスパシティの提供に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と株式会社レスパスコーポレーション（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時の避難における支援を必要とする市民や災害時における交通の途絶による帰宅等困難者等（以下「市民等」という。）への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東温市において、地震、風水害等大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、市民等へレスパシティにおける各種施設の提供を受ける事により、災害対応を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の目的のため、次の事項について協力要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請することができる。

（1）市民等に対する一般浴場の提供

（2）市民等に対する個室浴場の提供

ただし、個室浴場の利用は、介助がないと入浴できない者とその介助者、身体的又は精神的に配慮を要する者等、一般浴場を利用することが難しいものに限る。

（3）市民等に対するタオルの貸出し

（4）市民等に対する駐車場の提供

（5）市民等に対するクールスモール等屋内施設の提供

（6）その他甲の要請に対して乙が応じられる事項

（要請に基づく処置）

第3条 乙は、前条の要請があった場合、特別の理由がない限り速やかに要請された施設等を提供する。

2 乙は、前項の措置を取った場合は、その状況を施設利用状況等報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（連絡先等の報告）

第4条 甲及び乙は、本協定に係る連絡先及び担当者を連絡先報告書（様式第3号）により、相互に報告するものとする。

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は、第3条の要請により乙が措置に要した次の費用について負担するものとする。

（1）入浴料ただし、個室浴場における延長料金は含まない。

（2）タオルの貸出料

（3）クールスモール等屋内施設の貸出料

2 前項の費用については、災害時発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害発生時の対応)

第6条 甲及び乙は、協力の要請及び措置の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、あるいは乙に損害が生じた場合においては、その事実の発生後遅滞なく書面により報告し、その対応については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和4年10月31日

締結者名 略

## 11-76 東温市災害時における物資輸送等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と四国福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市内被災地に対する救援物資の緊急輸送体制の速やかな構築及び人材、資機材、施設等を活用した運営の協力について、円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の目的のため、次の事項について協力要請書（様式第1号）により、乙に協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送
- (2) 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資の配送
- (3) 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等
- (4) 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用
- (5) 乙が管理する資機材の提供
- (6) 乙が管理する施設の緊急避難場所としての利用
- (7) 乙に所属する人員による物資輸送拠点運営等の協力
- (8) 乙に所属する人員による避難所等の運営支援
- (9) その他甲の要請に対して乙が応じられる事項

（要請に基づく処置）

第3条 乙は、前条の要請があった場合、特別の理由がない限り速やかに甲の要請に協力する。

2 乙は、前項の措置を取った場合は、その状況を物資輸送等報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（連絡先等の報告）

第4条 甲及び乙は、本協定に係る連絡先及び担当者を連絡先報告書（様式第3号）により、相互に報告するものとする。

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（事故等）

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断した場合は、乙は速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、第2条の要請により乙が措置に要した物資輸送及び運営等に要した費用について負担するものとする。

2 前項の費用については、災害時発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するも

のとする。

(損害発生時の対応)

第7条 甲及び乙は、協力の要請及び措置の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、あるいは乙に損害が生じた場合においては、その事実の発生後遅滞なく書面により報告し、その対応については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和5年2月22日

締結者名 略

## 様式第1号（第3条関係）

東温危第 号  
年 月 日

様

東温市長

印

## 協 力 要 請 書

東温市災害時における物資輸送等に関する協定第2条に基づき、下記により要請します。

## 記

要請年月日	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
要 請 内 容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送</li> <li>2 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資の配送</li> <li>3 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等</li> <li>4 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用</li> <li>5 乙が管理する資機材の提供</li> <li>6 乙が管理する施設の緊急避難場所としての利用</li> <li>7 乙に所属する人員による物資拠点施設運営等の協力</li> <li>8 乙に所属する人員による避難所等の運営支援</li> <li>9 その他 ( )</li> </ol>
そ の 他 必 要 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資等配送 ( ~ )</li> <li>2 協力人員数 ( )</li> <li>3 協力施設 ( )</li> <li>4 その他</li> </ol>

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

## 連絡先報告書

記

区分	項目	第1連絡先	第2連絡先
甲	担当課名		
	担当者名		
	担当者TEL		
	担当者FAX		
	担当者e-mail		
乙	担当課名		
	担当者名		
	担当者TEL		
	担当者FAX		
	担当者e-mail		

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

東温市長

印

## 物資輸送等報告書

年 月 日付け東温危第 号の要請に基づき、物資輸送等を行いましたので、下記のとおり報告します。

## 記

協力年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
協力内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 甲が管理する防災備蓄品の避難所等への配送</li> <li>2 甲が指定する物資拠点施設から避難所等への物資の配送</li> <li>3 甲が指定する物資拠点施設の運営補助等</li> <li>4 乙が管理する施設の物資輸送拠点としての利用</li> <li>5 乙が管理する資機材の提供</li> <li>6 乙が管理する施設の緊急避難場所としての利用</li> <li>7 乙に所属する人員による物資拠点施設運営等の協力</li> <li>8 乙に所属する人員による避難所等の運営支援</li> <li>9 その他（ ）</li> </ol>
その他 必要事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 物資等配送（ ～ ） 使用車両</li> <li>2 協力人員数（ ）</li> <li>3 協力施設（ ）</li> <li>4 提供資機材（ ）</li> <li>5 その他</li> </ol>

## 11-77 東温市と大塚製薬株式会社との包括連携協定書

東温市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、相互に連携し、地域社会の発展と市民サービスの更なる向上を推進するため、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密な連携を図り、双方が有する情報やネットワークなどの知的・人的資源を活用しながら、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、地域の活性化と発展及び市民サービスのより一層の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力する。

- （1）市民の健康増進に関すること
- （2）熱中症の予防に関すること
- （3）スポーツの振興に関すること
- （4）防災に関すること
- （5）その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的かつ円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、取組ごとに別途取り決めるものとする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がない場合には、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面で相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年8月23日

締結者名 略

## 11-78 東温市災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

東温市（以下「甲」という。）と有限会社ウエンズ（以下「乙」という。）は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるレンタル資機材の提供に関して、次のとおりこの協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、市内被災地に対する指定避難所の設置等災害対応に際し、レンタル資機材等の提供について、甲が乙の協力を得て円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の目的のため、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が管理する資機材の提供
- (2) 甲が指定するレンタル資機材の運搬、設置、撤去
- (3) 甲が指定するレンタル資機材の設置
- (4) 甲が指定するレンタル資機材の撤去
- (5) その他甲の要請に対して乙が応じられる事項

2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書【第 報】（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話（口頭）、FAX等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名及び連絡先電話番号
- (2) 要請理由
- (3) 資機材提供の期間
- (4) 資機材提供の場所
- (5) 要請内容（提供を希望する資器材名及び数量）
- (6) 備考（その他必要な事項）

（要請に基づく処置）

第3条 乙が甲に提供する資機材は、乙が甲から要請を受けた時点で、乙が事業運営に支障がない範囲において提供可能なものとし、特別の理由がない限り速やかに甲の要請に協力する。

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく報告するものとする。

（実施報告）

第4条 乙は、資機材提供等を行ったときは、甲に対し、その状況を次に掲げる事項を記載した業務実施報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 報告を行った者の職・氏名及び連絡先番号
- (2) 要請理由
- (3) 資機材提供の期間
- (4) 資機材提供の場所

(5) 提供を希望する資機材名及び数量

(6) 前2号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

(事故等)

第5条 乙の提供した車両が、故障その他の理由により物資輸送等を中断した場合は、乙は速やかに代替の車両を手配し、その輸送を継続するよう努めるものとする。なお、車両の手配ができない場合においては、乙は甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(費用負担)

第6条 甲は、第2条の要請により乙が資機材提供等を行った場合に要した費用について負担するものとする。

(1) 資機材提供に係るレンタル料

(2) 資機材提供に要した運搬、設置・配置及び撤去に要する費用

(3) 前2号に掲げるもののほか、甲の要請に応えるために乙が要した費用

2 前項の費用については、災害時発生直前の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害発生時の対応)

第7条 甲及び乙は、協力の要請及び措置の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、あるいは乙に損害が生じた場合においては、その事実の発生後遅滞なく書面により報告し、その対応については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から同一条件にて1年間延長するものとし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和5年9月11日

締結者名 略

様式第1号(第2条関係)

第 号  
年 月 日

様

東 温 市 長

## 協力要請書【第 報】

災害等発生時におけるレンタル資機材の提供に関する協定第2条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	職 名 : ( 部 課 ) 氏 名 : 連絡先電話番号 :
電 話 ・ F A X 等 に よ る 要 請 日 時	年 月 日 ( ) 時 分 頃
要 請 理 由	
資 機 材 提 供 の 期 間	期 間 年 月 日 ~ 年 月 日
資 機 材 提 供 の 場 所	
要 請 内 容 ( 希 望 資 機 材 )	
数 量	
備 考 ( 特 記 事 項 )	

様式第2号(第4条関係)

第 号  
年 月 日

東 温 市 長

## 業務実施報告書

協力要請のあった業務の実施について、災害等発生時におけるレンタル資機材の提供に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

要請書番号及び日時	年 月 日付 第 号【第 報】
報 告 担 当 者	職 名 : 氏 名 : 連絡先電話番号:
履 行 の 場 所	
資 機 材 提 供 の 期 間	期間 年 月 日 ~ 年 月 日
提 供 し た 資 機 材 名	
提 供 し た 資 機 材 の 数 量	
備 考 ( 特 記 事 項 )	

## 11-79 災害時の応急対策業務に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会愛媛県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合に復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、東温市で災害が発生した場合の被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙及び丙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、学校、その他甲が管理する施設の災害復旧活動等に支障を及ぼす「墓石」や「公共価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設
- （2）業務の実施に必要な資材などの確保
- （3）被害情報等の収集及び報告
- （4）その他甲が必要と認めるもの

（業務の要請）

第3条 甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。

- 2 乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。
- 3 乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。
- 4 丙は、乙から応援要請があった場合、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 甲は、業務を必要とする場合、乙に対し、原則として「災害時の応急対策業務要請書」（第1号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- 2 乙は、応援を要請する場合、丙に対し、原則として「災害時の応急対策業務応援要請書」（第2号様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務（応援）報告書」（第3号様式）により甲へ報告するものとする。

- 2 丙は、業務の実施に当たり、適宜その進捗状況について甲及び乙に報告するとともに、業務を

完了した後、速やかにその内容を「応急対策業務（応援）報告書」（第3号様式）により甲及び乙へ報告するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動などがあった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかにその情報を提供するものとする。

（費用負担）

第7条 乙及び丙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、業務の要請直前の当該地域での適正価格を基準とし、甲乙丙協議の上決定するものとする。

（第三者等に対する損害賠償）

第8条 乙及び丙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙及び丙の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙丙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第9条 業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙及び丙の責任により行うものとし、甲はその責を負わないものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、令和6年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、1年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第11条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年11月15日

締結者名 略

(第1号様式)

年 月 日

(宛先)

東温市長

## 災害時の応急対策業務要請書

災害時の応急対策業務に関する協定書第4条第1項により、次のとおり応急対策業務を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担当者欄	課  (担当者)  氏 名
------	---------------------------

(第2号様式)

年 月 日

(宛先)

(要請者)

名称

代表者氏名

## 災害時の応急対策業務応援要請書

災害時の応急対策業務に関する協定書第4条第2項により、次のとおり応急対策業務の応援を要請します。

口頭、電話等による連絡日時	年 月 日 時 分
要請場所	
要請内容	
その他必要な事項	

担当者欄	(担当者) 氏名
------	-------------

(第3号様式)

年 月 日

(宛先)

(報告者)

名称

代表者氏名

印

### 応急対策業務（応援）報告書

年 月 日付け、災害時の応急対策業務（応援）要請書による、次の応急対策業務（応援）の完了を報告致します。

活動期間	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
要請場所	
活動内容（概要）	
連絡責任者 （会社・氏名・電話番号）	
その他必要な事項	

## 様式第3号（第11条関係）

## 連絡責任者届

## 【東温市】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

## 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 【一般社団法人 日本石材産業協会】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

## 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 【一般社団法人 日本石材産業協会 愛媛県支部】

## 1 連絡責任者

役職・氏名	
T E L	
携 帯	
F A X	
メールアドレス	

## 2 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名		
T E L		
携 帯		
F A X		
メールアドレス		

## 3 勤務時間及び休日

- ・勤務時間：
- ・休 日：

## 11-80 東温市と松山海上保安部との包括連携に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と、松山海上保安部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

### 第1条

本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を図り、それぞれが持つ知識、技能、人材、情報等を有効に活用するとともに、SDGsの理念を取り入れ、防災教育の充実、地域の安全・安心の確保、環境保全、地域創生の推進等の取組を通じて、本市の発展及び安全・安心な社会の構築に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

### 第2条

甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- (1) 防災教育や職業教育の充実に関する事項
- (2) 地域の安全・安心や防災力向上に関する事項
- (3) 環境保全や環境啓発活動に関する事項
- (4) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（取組内容及び実施方法）

### 第3条

前条に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法等については、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

（有効期間）

### 第4条

本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲及び乙から書面による協定の終了の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

（守秘事項）

### 第5条

甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく連携において相手方より知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示又は提供してはならない。

(協議)

第6条

本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和5年11月30日

協定者名 略

## 11-81 災害時等の相互協力に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と、松山市農業協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時等の相互協力に関する協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定(以下「本協定」という。)は、甲の区域内で地震、風水害等の災害その他の危機事象が発生した場合（以下「災害時」という。）において甲及び乙が相互に協力するとともに、平常時から防災意識向上のために連携・協力することによって、災害対応の円滑化を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲は、災害時において、市民の安全・安心の確保及び復興支援のため必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に協力を要請することができるものとし、乙は当該要請のあった事項について可能な範囲内において協力するものとする。

(1) 所有する施設及び用地を緊急的な避難場所又は緊急支援物資の集積場として提供する。

(2) 所有する車両、通信機器、店舗備蓄物資、その他の資機材を提供すること。

2 前項の場合において、乙から要請があったときは、甲は、指定避難所の情報を乙に提供するものとする。

3 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平常時から必要な情報を交換するとともに、防災訓練、防災意識の啓発活動等の実施に関し連携・協力するものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙は、本協定により受領した情報については、本協定を実施する目的以外に使用しないものとする。

（協議）

第4条 本協定に定めない事項又は本協定の実施に当たり疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、これを決定する。

（有効期限）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1月前までに、甲又は乙から相手方に対して本協定の解除又は変更の申し出がないときは、有効期間満了日の翌月から更に1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年12月25日

協定者名 略

## 11-82 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と日野興業株式会社松山営業所（以下「乙」という。）は、大規模災害が発生した場合の、仮設トイレ等の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東温市において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被災者の応援救助等に係る仮設トイレの提供を乙から受けることで、災害の復旧等対策を円滑かつ迅速に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、前条の目的のため、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、乙の可能な範囲内で協力を要請する事ができる。

- 1 仮設トイレの提供に関する事。
- 2 その他レンタル機材の提供に関する事。
- 3 災害時における地域支援に関する事。
- 4 平常時の防災訓練等への協力に関する事。
- 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業に関する事。

（要請に基づく手続き）

第3条 甲は、乙に協力要請を行う場合には、原則として災害発生時仮設トイレ等機材提供要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話またはファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請の拒否）

第4条 乙は、甲の要請を受けるとき、災害発生現場の状況により二次災害のおそれ、若しくは、人

命に重大な危険が及ぶおそれがあると判断した場合には、その要請を拒否することができるものとする。仮設トイレの被災地までの運搬に関し、原則乙は請負しないものとする。但し、甲乙協議の上、その限りではない。

（報告）

第5条 乙が、甲の要請に応じ仮設トイレ等を提供した場合は、速やかに災害発生時仮設トイレ等提供報告書（様式第2号）による甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、第2条の要請により乙が提供した仮設トイレ等に要した費用について負担するものとする。

- 2 前項の費用については、災害時発生前の適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（費用の請求）

第7条 乙は、前条において決定した単価に基づき、甲に費用の請求を行うものとする。

(費用の支払い)

第8条 甲は、乙から請求があった場合には、30日以内に乙が指定した口座に支払うものとする。

(連絡先等の報告)

第9条 甲及び乙は、本協定に係る連絡先及び担当者を連絡先報告書(様式第3号)により相互に報告するものとする

2 前項の報告内容に変更が生じた場合は、遅滞なく報告するものとする。

(損害発生時の対応)

第10条 甲及び乙は、協力の要請及び措置の実施に伴い第三者に損害を及ぼした場合、あるいは乙に損害が生じた場合においては、その事実の発生後遅滞なく書面により報告し、その対応については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がないときは、有効期間満了日の翌日から1年間延長するものとし、以降、この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年2月20日

協定者名 略

## 様式第1号（第3条関係）

東温危第 号  
年 月 日

様

東温市長

## 災害発生時仮設トイレ等提供要請書

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定第2条の規定により、  
下記のとおり要請します。

## 記

要請年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
要 請 内 容	
そ の 他 必 要 事 項	

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

東温市長

株式会社

## 災害発生時仮設トイレ等提供報告書

年 月 日付け東温危第 号の要請に基づく協力について、下記のとおり仮設トイレ等を提供したので報告します。

記

提供日時	
提供内容	
その他	

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

## 連絡先報告書

記

区分	項目	第1連絡先	第2連絡先
甲	担当課名		
	担当者名		
	担当者TEL		
	担当者FAX		
	担当者e-mail		
乙	担当課名		
	担当者名		
	担当者TEL		
	担当者FAX		
	担当者e-mail		

## 11-83 東温市と四国乳業株式会社との包括連携に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と、四国乳業株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進するとともに、SDGsの理念を取り入れ、地域の安全・安心の確保、地域創生の推進等の取組を通じて、地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携し協力するものとする。

- (5) 食育や職業教育の充実に関する事項
- (6) 健康維持・増進に関する事項
- (7) 地域の安全・安心や防災力向上に関する事項
- (8) 災害時及び渇水時における給水に関する事項
- (9) その他本協定の目的を達成するために必要な事項

（取組内容及び実施方法）

第3条 前条に掲げる事項に係る具体的な取組内容、実施方法等については、その都度甲及び乙にて協議の上、決定する。

（物資等の協力要請）

第4条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙が取り扱っているもののうち、乙の事業運営に支障のない範囲において物資の提供を要請することができる。

（要請の手続き）

第5条 甲が物資の供給を受けようとするときは、物資提供要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話またはファックス等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第6条 乙は、物資提供等を行ったときは、甲に対し、物資提供報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、第4条の要請により乙が物資提供を行った場合に要した費用について負担するものとする。

2 前項の費用については、災害時発生直前の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに甲及び乙から本協定の変更又は解除の申し出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

(守秘事項)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において相手方より知り得た秘密事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は提供してはならない。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙で協議の上決定する。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和 6年 4月11日

協定者名 略

様式第1号(第5条関係)

東温危第 号  
年 月 日

四国乳業株式会社 様

東 温 市 長

## 物資提供要請書

東温市と四国乳業株式会社との包括連携に関する協定第5条の規定により、次のとおり協力を要請します。

養成年月日	年 月 日( )
要 請 内 容	
備 考 (特記事項)	

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

東 温 市 長

四国乳業株式会社

## 物資提供報告書

協力要請のあった物資提供の実施について、東温市と四国乳業株式会社との包括連携に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

提 供 年 月 日	年 月 日 ( )
提 供 内 容	
備 考 (特記事項)	

## 11-84 災害時における物資供給に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

2 甲は前項の物資供給が円滑に行えるよう、平時においても、乙に対し防災訓練等への協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配

慮するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 第 6 条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第 9 条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第 10 条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 7 月 5 日

協定者名 略

## 別表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

様式第1号(第5条関係)

東温危第 号  
年 月 日

NPO 法人 コメリ災害対策センター 様

東 温 市 長

## 物資提供要請書

東温市と NPO 法人 コメリ災害対策センターとの災害時における物資供給に関する協定第5条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 年 月 日	年 月 日( )
引 渡 場 所	
要 請 内 容	
備 考 (特記事項)	

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

No. \_\_\_\_\_ 受付日 \_\_\_\_\_  
 時 \_\_\_\_\_  
 (24時間表示で記載)

### 物資供給報告書 (途中報告・完了報告)

要請元 \_\_\_\_\_ 様 連絡先電話番号 \_\_\_\_\_  
 要請担当者の所属・氏名 \_\_\_\_\_ 様 連絡先FAX番号 \_\_\_\_\_

お世話になっております。  
 要請のあった物資を下記の通り手配いたします。  
 今後ともよろしくお願いたします。

 NPO法人  
**コメリ災害対策センター**  
 電話 025-371-4185  
 FAX 025-371-4151  
 担当者 \_\_\_\_\_

#### 1. 物資調達要請内容

No.	物資名	規格・サイズ 等	供給数量	単価(税込)	合計金額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合計						

2. 引渡し場所      フォークリフト 有・無      10tトラック 可・不可

\_\_\_\_\_ 受け取り担当者 \_\_\_\_\_  
 〒 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

3. 引渡し予定日時

\_\_\_\_\_ 午前 / 午後 \_\_\_\_\_  
 (前後する場合があります。)

4. その他必要伝達事項

運搬費が別途必要となります。

受領者署名(ご所属・ご氏名・日時)
_____ 様
_____ 時 _____ 分

※コメリ災害対策センター使用欄  
 FAX送信      商品到着確認

運送会社      車両種      ドライバー名      連絡先  
 \_\_\_\_\_

## 11-85 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

東温市（以下「甲」という）と株式会社アクティオ（以下「乙」という）は、地震、風水害等による災害時におけるレンタル機材の提供に関して次の通り協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東温市内に地震、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有する非常用電源、照明機器その他のレンタル機材（以下「機材」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部等を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（提供等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において機材を調達する必要があると認めるときは、乙に対し機材の提供について協力を要請することが出来る。

2 甲は、前項の規定により乙に要請を行うときは、文書（様式1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

3 甲は前項の機材提供が円滑に行えるよう、平時においても、乙に対し防災訓練等への協力を要請することができる。

（協力実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、機材の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。

2 乙は、前項の協力の的確に対応するため、保有機材の供給可能な体制を可能な限り保持するものとする。

3 乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

4 乙は、機材の提供を実施したときは、その提供の終了後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（機材の引き渡し）

第5条 機材の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員

又は甲が指定する者を派遣し、機材を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により機材を運搬する際には、優先して通行できるよう配慮するものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

(費用負担)

第7条 甲は、乙が提供した機材の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。

- 2 機材の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正なレンタル価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲又は乙からこの協定の変更又は解除の申し出がない場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和7年3月13日

協定者名 略

様式第1号(第3条関係)

東温危第 号  
年 月 日

株式会社アクティオ 四国支店 様

東 温 市 長

## 機材提供要請書

東温市と株式会社アクティオ 四国支店との災害時における機材供給に関する協定第3条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要 請 年 月 日	年 月 日( )
引 渡 場 所	
要 請 内 容	
備 考 (特記事項)	

様式第2号(第4条関係)

年 月 日

東 温 市 長

株式会社アクティオ 四国支店

## 機材提供報告書

協力要請のあった機材」提供の実施について、東温市と株式会社アクティオ四国支店との災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定第4条の規定により、次のとおり報告します。

提供年月日	年 月 日 ( )
引渡場所	
提供内容	
備 考 (特記事項)	

## 11-86 東温市とネットヨタ瀬戸内株式会社との包括連携に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と、ネットヨタ瀬戸内株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、本市の一層の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携及び協力して次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）に取り組むものとする。

- (1) 防災に関すること。
- (2) 交通安全に関すること。
- (3) 公共交通に関すること。
- (4) 移住者支援に関すること。
- (5) 産業振興に関すること。
- (6) 教育に関すること。
- (7) その他地域社会活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 乙は、甲と協議の上、前号各号に定める連携事項の一部を、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

（協議）

第3条 甲及び乙は、前条第1項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た情報（ただし、公知の事項を除く。）は、本協定の有効期間内及び有効期間満了後においても、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (協定の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## (有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。  
ただし、有効期間の1月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により有効期間の延長を拒絶する旨の通知をしない限り、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

## (疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和8年2月12日

協定者名 略

## 11-87 災害時におけるトイレカー等の相互応援に関する協定

愛媛県（以下「県」という。）及び愛媛県内の市町（以下「市町」という。）は、災害時におけるトイレカー等（トイレカー、トイレトレーラー及びトイレコンテナをいう。以下同じ。）の相互応援について、次のとおり、協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県内外において災害が発生した場合に、被災した市町（以下「被災市町」という。）又は県外の自治体に対し、県及び市町が所有するトイレカー等を迅速かつ円滑に派遣するために必要な事項について定めるものとする。

（県内派遣の要請）

第2条 被災市町は、トイレカー等の派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、文書により県に派遣を要請するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 派遣の場所及び経路
- （3） 応援を求める期間
- （4） その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、県に派遣を要請するいとまがないときは、トイレカー等を所有する市町に直接派遣を要請することができる。この場合において、被災市町は、後日速やかに当該要請の内容を県に報告するものとする。

（派遣の調整）

第3条 県は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、被害の状況等を確認した上で、速やかにトイレカー等を所有する市町間の連絡調整を行い、県が所有するトイレカー等を派遣し、又は応援可能な市町に派遣を要請するものとする。

（派遣の実施）

第4条 第2条第2項又は前条の規定による要請を受けた市町は、可能な範囲でトイレカー等を派遣するものとする。

2 県及び市町が派遣したトイレカー等は、原則として派遣を受けた被災市町（以下「派遣先団体」という。）が運用するものとする。ただし、派遣先団体による運用が困難な場合は、派遣先団体と当該トイレカー等を派遣した県又は市町（以下「派遣元団体」という。）が協議の上、運用方法を定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 派遣に要した経費は、原則として派遣先団体が負担する。

2 被災市町において派遣に要した費用を支弁するいとまがない場合その他やむを得ない事情がある場合には、派遣元団体は、当該被災市町の要請により、当該費用を一時繰替

支弁するものとする。

- 3 派遣に要した経費の負担について前2項の規定により難しい場合は、これらの規定にかかわらず、派遣先団体と派遣元団体が協議の上、定めるものとする。

(損害賠償及び求償)

第6条 派遣元団体は、派遣先団体の交通事故等による損害賠償費用、派遣先団体が故意若しくは過失によりトイレカー等を毀損し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は派遣先団体が法令に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を派遣先団体に求償することができる。

- (1) 派遣元団体が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険により補填される費用  
(2) 派遣元団体の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

(県外への派遣)

第7条 県外において災害が発生した場合に、県又は市町のトイレカー等を被災した県外の自治体からの要請等により派遣しようとするときは、本協定以外の協定に基づいて派遣する場合を除き、県がその調整を行うものとする。この場合においては、第3条の規定を準用する。

- 2 第4条の規定は、前項の規定により県が調整を行う派遣の実施について準用する。この場合において、同条第2項中「被災市町」とあるのは「被災した県外の自治体」と読み替えるものとする。  
3 前2項の規定による派遣に要した経費の負担については、当該派遣を受けた県外の自治体と派遣元団体が協議の上、定めるよう努めるものとする。  
4 市町は、本協定に基づくものを除き、県外の自治体にトイレカーを派遣した場合には、その内容を県に連絡するものとする。

(補則)

第8条 この協定は、トイレカー等の派遣に関し、県及び市町が既に締結している協定及び個別に締結する協定を妨げるものではない。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、県及び市町が協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、令和8年2月12日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書を21通作成し、愛媛県知事及び各市町長が記名押印して、各自その1通を保有する。

令和8年2月12日

協定者名 略

## 11-88 災害時におけるストーマ用装具の供給及び保管等に関する協定書

東温市（以下「甲」という。）と株式会社アスティス（以下「乙」という。）は、災害時の避難生活におけるストーマ用装具の供給及び保管等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本市内における大規模な地震や風水害等の災害により、避難生活においてストーマ用装具及びそれに付随する用品一式（以下「装具」という。）が必要な者（以下「オストメイト」という。）に対し、速やかに装具を提供すること並びに平時における防災啓発事業及び防災訓練等への協力を行うことにより、災害時における迅速な支援及び防災訓練等の活動を通じた連携体制の確立を目的とする。

（協定の内容）

第2条 本協定の内容は、次のとおりとする。

- （1） 災害時における装具の支援
- （2） 平時における防災啓発事業及び防災訓練等への協力

（対象者）

第3条 本協定の対象者は、次のとおりとする。

- （1） 甲の区域内に住所を有し、災害において、装具の不足、紛失又は破損により、保有又は保管する装具が使用できなくなったオストメイト
- （2） 甲の区域内に観光や仕事等により来市又は滞在している者で、災害により帰宅困難となり、所持している装具の不足、紛失又は破損により、保有又は保管する装具が使用できなくなり、甲があらかじめ指定する避難所（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する指定避難所をいう。）及び応急仮設住宅に避難しているオストメイト
- （3） その他市長が必要と認める者

（連携及び協力事項）

第4条 甲が乙に支援を要請するときは、口頭又は電話等により行い、その後、要請文書を遅滞なく乙に提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を甲から受託したときは、その可否を判断し、その旨を甲に伝えるとともに、できる限り速やかに装具を必要数指定された場所（避難所等）に供給できるよう努めるものとする。

（暴力団等による不当要求行為の排除）

第5条 乙は、本協定の履行に当たって、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）、暴力団関係者（同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）その他不当要求行為（不当又は違法な要求、

妨害行為その他協定の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下この条において同じ。)を行う全ての者(次頁において「暴力団等」という。)から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 乙は、本協定の履行に当たって、暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出しなければならない。

(秘密の保持)

第6条 乙は、本協定の履行に当たって知り得た秘密を守らなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、甲が所有するデータ及び資料(次項において「データ等」という。)を甲の許可なく複製し、又は複製してはならない。

- 3 乙は、データ等を本協定の履行目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(個人情報の保護)

第7条 乙は、本協定の履行に当たって必要な個人情報の取扱い及び管理は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守しなければならない。

(平時の備え)

第8条 甲及び乙は、本協定を円滑に履行できるよう、あらかじめ本協定に関する担当部署を定め、平時から必要な情報を相互に連携及び協議しておかなければならない。

(経費の負担)

第9条 本協定における装具の供給及び保管に関する費用(装具費、保管料、交通費又は送料等)は、乙の社会貢献の一環として、乙の負担とする。

(支援期間)

第10条 甲が乙に本協定に基づき依頼する期間は、災害発生時から第3条第2号に規定する、甲があらかじめ指定する避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、甲より乙に対し、支援期間の延長依頼があった場合は、甲及び乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1カ月前までに、甲又は乙から文書による終了の申出がない限り、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(疑義の決定)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙の間において協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和8年2月17日

協定者名 略

## [12 災害報告等関係]

## 12-1 災害情報受発信記録表

発信記録表

発信者氏名	発信先機関名	受信者氏名	本部長確認
氏名		氏名	
TEL		所属	
東温市災害対策本部（送）第 号			
年 月 日 時 分			
(通知・要請・指示・報告・その他)			
件名			
本文			

## 12-2 災害情報報告様式

## 様式 1

## 災 害 発 生 報 告

市(町村)

発信時刻 月 日 時 分

発 信 者

受 信 者

1		災害発生の日時		年	月	日	時	分
2		災害発生場所						
3		災害発生原因						
4	(1)	災 害 の 概 況						
	(2)	氏 名	年 齢	職 業	住 所	備 考		
		死 傷 者						
	(3)	世 帯 主	年 齢	職 業	所 在 地	被 害 状 況		
被 害 家 屋								
5	(1)	災 害 に 対 し 取 ら れ た 措 置						
	(2)	地 区 名	世 帯 数	人 員	避 難 先	命 令、勸 告、自 主 の 別、そ の 他		
		避 難 状 況						
(3)		消 防 機 関 の 活 動 状 況 ア 出 動 人 員 消 防 職 員 名、消 防 団 員 名、計 名 イ 主 な 活 動 内 容 (使 用 し た 機 材 を 含 む)						

## 様式2の1

中間報告・最終報告(共用)

発信機関			区分			被害	区分			被害		
報告第報			11	(1) 流失、埋没	ha		34	公立文教施設	千円			
番号(月日時現在)				(2) 冠水	ha		35	農林水産業施設	千円			
報告者名			12	(1) 流失、埋没	ha		36	公共土木施設	千円			
受領者名				(2) 冠水	ha		37	その他の公共施設	千円			
区分			被害	13	文教施設	箇所	38	小計	千円			
人的被害	1	死者	人	その他	14	病院	箇所	39	公共施設被害市町村数	団体		
	2	行方不明者	人		15	道路	箇所	その他	40	農産被害	千円	
	3	負傷者	(1)重症		人	16	橋りょう		箇所	41	林産被害	千円
(2)軽症			人	17	河川	箇所	42		畜産被害	千円		
住家被害	4		棟	その他	18	港湾	箇所	その他	43	水産被害	千円	
			世帯		19	砂防	箇所		44	商工被害	千円	
			人		20	清掃施設	箇所					
	5		棟		21	崖くずれ	箇所					
			世帯		22	鉄道不通	箇所	45	その他	千円		
			人		23	被害船舶	隻	46	被害総額	千円		
	6		棟		24	水道戸		人的被害者の住所氏名等				
			世帯		25	電話回線						
			人		26	電気戸						
	7		棟		27	ガス戸						
世帯			28	ブロック塀等	箇所							
人						今後の見とおし						
8		棟	29	り災世帯数	世帯							
		世帯	30	り災者数	人	消防機関の活動状況						
		人	31	建物	件							
非住家	9	公共建物	棟	火災発生	32	危険物	件					
	10	その他	棟		33	その他	件					

災 害 名							
発 生 年 月 日							
発 生 場 所							
災 害 の 概 況							
47 市町村災害対策本部の設置状況							
48 災害救助法の適用状況							
避 難 状 況							
応急措置及び救助活動の状況							
出動状況	49 消防団	人	51 警察官	人	53 自衛隊	人	
	50 消防吏員	人	52 その他の 応援者	人	計	人	
文教施設・公共建物の名称、被害程度				不 通 道 路 橋 り よ う 名			

## 様式2の2

## 被害状況内訳表

区 分		符号	被害量	被害額(千円)	備考	
一 般 被 害	人 的 被 害	死者	1	人		
		行方不明	2	人		
		負傷者	重症	3	人	
			軽症	4	人	
			小計	5	人	
	住 家 被 害	全 壊	棟数	6	棟	
			世帯	7	世帯	
			人員	8	人	
		半 壊	棟数	9	棟	
			世帯	10	世帯	
			人員	11	人	
		一部破損	棟数	12	棟	
			世帯	13	世帯	
			人員	14	人	
		床上浸水	棟数	15	棟	
			世帯	16	世帯	
			人員	17	人	
	床下浸水	棟数	18	棟		
		世帯	19	世帯		
		人員	20	人		
害	非被害家	全壊及び半壊	21	棟		
	世り帯災	り災世帯	22	世帯		
		り災者	23	人		
	県 有 施 設	他の項目を除く にも掲げる	庁舎等	24	箇所	
			その他の財産	25	箇所	
			普通財産	26	箇所	
			県立大学	27	箇所	
			その他	28	箇所	
	小計	29	箇所			
	市 町 村 有 施 設	他の項目を除く にも掲げる	庁舎等	30	箇所	
その他の財産			31	箇所		
普通財産			32	箇所		
その他			33	箇所		
小計			34	箇所		
計		35	箇所			

区		分	符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
厚 生	社 会 福 祉 施 設	生 活 保 護 施 設	36	箇所		
		身 障 更 生 保 護 施 設	37	箇所		
		老 人 福 祉 施 設	38	箇所		
		児 童 福 祉 施 設	39	箇所		
		婦 人 保 護 施 設	40	箇所		
		そ の 他	41	箇所		
		小 計	42	箇所		
関 係 被 害	医 療 施 設	感 染 病 棟	43	棟		
		感 染 病 舎	44	棟		
		公 的 病 院	45	箇所		
		私 的 病 院	46	箇所		
		そ の 他	47	箇所		
		小 計	48			
害	環 境 衛 生 施 設	水 道 施 設	49	箇所		
		下 水 道 施 設	50	箇所		
		清 掃 施 設	51	箇所		
		そ の 他	52	箇所		
		小 計	53	箇所		
		計	54			
商 工 業	中 小 企 業	建 物 (住 宅 部 分 除 く)	55	棟		
		機 械 設 備	56	箇所		
		商 品、原 材 料、仕 掛 品	57	箇所		
		そ の 他	58	箇所		
		小 計	59			
労 働 関 係 被 害	鉦 工 業	建 物	60	箇所		
		機 械 設 備	61	箇所		
		商 品、原 材 料、仕 掛 品	62	箇所		
		そ の 他	63	箇所		
		小 計	64	箇所		
被 害	観 光 施 設	ホ テ ル ・ 旅 館	65	箇所		
		観 光 施 設	66	箇所		
		そ の 他	67	箇所		
		小 計	68	箇所		
		計	69			

区		分	符号	被害量	被害額(千円)	備考
農 林 関 係 被 害	施 設	共同 利用 施設	畜産関係	70	箇所	
			蚕糸関係	71	箇所	
			園芸関係	72	箇所	
			入植関係	73	箇所	
			その他	74	箇所	
			小計	75	箇所	
	施 設	非共同 利用 施設	畜産関係	76	箇所	
			蚕糸関係	77	箇所	
			園芸関係	78	箇所	
			入植関係	79	箇所	
			その他	80	箇所	
			小計	81	箇所	
	関 係	地方公共 団体等 の施設	牧野地	82	ha	
			牧野施設	83		
			果樹、桑樹、茶樹の樹体被害	84	ha	
	被 害	農 畜 産 物 関 係 等	畜産関係	85	箇所	
			蚕糸関係	86	箇所	
			園芸関係	87	箇所	
			入植関係	88	箇所	
			その他	89	箇所	
			小計	90	箇所	
計			91			
被 害	農 畜 産 物 関 係 等	水陸稲	92	ha t		
		麦類	93	ha t		
		野菜	94	ha t		
		果樹	95	ha t		
		園芸作物	96	ha t		
		茶	97	ha t		
		桑	98	ha t		
		飼料作物	99	ha t		
		その他	100	ha t		
		小計	101	ha t		

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
農 林 関 係 被 害	農 畜 産 物 等	家 畜	102			
		畜 産 物	103			
		畜 繭	104			
		そ の 他	105			
		小 計	106			
		貯 蔵 物 、 加 工 品	107			
		計	108			
	水 産 関 係	漁 港	109	箇所		
		漁 船	110	隻		
		船 具	111	件		
		共 同 利 用 施 設	112	箇所		
		非 共 同 利 用 施 設	113	箇所		
		養 殖 施 設	114	箇所		
		養 殖 物	115	箇所		
		漁 協 ( 連 合 会 ) 在 庫 物	116			
		そ の 他	117			
		計	118			
	耕 地 農 業 用 施 設 係	農 田	流 失 埋 没	119	ha	
冠 水			120	ha		
小 計			121	ha		
地 畑		流 失 埋 没	122	ha		
		冠 水	123	ha		
		小 計	124	ha		
農 業 用 施 設		た め 池	125	箇所		
		頭 首 工	126	箇所		
		水 路	127	箇所		
		堤 と う	128	箇所		
		道 路	129	箇所		
		橋 り よ う	130	箇所		
		揚 水 機	131	箇所		
		そ の 他	132	箇所		
		小 計	133	箇所		
	計	134				

区		分	符号	被害量	被害額(千円)	備考	
農 林 関 係 被 害	林 業 関 係	山地崩壊	135	ha			
		林道	道路	136	箇所		
			橋架	137	箇所		
			小計	138	m <sup>2</sup>		
		林産物	木材	139	m <sup>2</sup>		
			立木	140	ha		
			木炭	141	kg		
			薪	142	kg		
			その他	143			
			小計	144			
			一般林道施設	145	箇所		
		木炭施設	146	箇所			
		その他	147				
	計		148				
合計		149					
土 木 関 係 被 害	国 庫 負 担	県 工 事	河川	150	箇所		
			砂防	151	箇所		
			道路	152	箇所		
			橋りょう	153	箇所		
			港湾	154	箇所		
			漁港	155	箇所		
			小計	156	箇所		
	市 町 村 工 事	市 工 事	河川	157	箇所		
			砂防	158	箇所		
			道路	159	箇所		
			橋りょう	160	箇所		
			港湾	161	箇所		
			漁港	162	箇所		
			小計	163	箇所		
	単 独 工 事	県 工 事	河川	164	箇所		
			砂防	165	箇所		
道路			166	箇所			

区 分			符号	被 害 量	被害額 (千円)	備 考
土木関係被害	単 独 工 事	県 工 事	橋 り よ う	167	箇所	
			港 湾	168	箇所	
			漁 港	169	箇所	
			小 計	170	箇所	
	一 般 都 市 施 設			171	箇所	
	そ の 他			172	箇所	
	計			173	箇所	
文教関係	学 校 関 係	幼 稚 園	174	件		
		小 学 校	175	校		
		中 学 校	176	校		
		高 等 学 校	177	校		
		そ の 他 の 学 校	178	校		
		小 計	179			
社会教育施設	公 民 館	180	箇所			
	そ の 他	181	箇所			
	小 計	182	箇所			
文化財関係被害	文 化 財 関 係	国 宝	183	件		
		重 文	184	件		
		国 指 定 文 化 財	185	件		
		県 指 定 文 化 財	186	件		
		市 指 定 文 化 財	187	件		
		国 登 録 文 化 財	188	件		
		小 計	189			
計			190			
総 合 計			191			

## 12-3 災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者	
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者
		軽傷者	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を1世帯として取扱う。	
	全壊、全焼 又は流失	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。	
	半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。	
	床上浸水	浸水がその住家の床上に達した程度のもので、具体的には床上に達したとき、浸水が畳をこえた程度のものであるをいう。又は全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものをいう。	
	床下浸水	床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものをいう。	
	一部破損	損壊の程度が半壊焼にいたらぬ程度の住家の破損で、修理を必要とする程度のものであるとする。ただし、窓ガラス2～3枚が割れた程度のものであるを除く。	
非住宅の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
	公共建物	例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもの	

分類	用語	被害程度の判定基準
田畑被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能となったもの
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県及び市町村道（道路法第2条第1項に規定する道路。以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう1級河川及び2級河川（河川法の適用若しくは準用される河川）の堤防あるいは溜池、かんがい水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運航する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
被害世帯数	り災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持できなくなった世帯で全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	り災者	被災世帯の構成員をいう。
火災発生	火災	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫その他これらに類する施設をいい、貯蔵そうその他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法第11条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの

分類	用語	被害程度の判定基準
その 他の 用語 の 解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第1条の規定による砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

## [13 その他]

## 13-1 市内指定・登録文化財一覧

## 1 国

種 別	名 称	所 在 地	所有者 (管理者・管理団体)	指定年月日	
有形文化財	建造物	三島神社本殿	東温市則之内	三島神社	H04.08.10
	〃	医王寺本堂内厨子	〃 北方	医王寺	S41.06.11
記念物	天然記念物	オキチモズク発生地	〃 吉久	見奈良土地改良区 外(東温市)	S19.06.26
	〃	北吉井のビヤクシン	〃 樋口	大蓮寺	S23.12.18

## 2 県

種 別	名 称	所 在 地	所有者 (管理者・管理団体)	指定年月日	
有形文化財	彫刻	木造隨身立像	東温市則之内	三島神社	S51.04.06
	〃	木造聖観音菩薩立像	〃 山之内	福見寺	S51.04.06
	考古資料	川上神社古墳出土品	〃 南方	川上神社	H19.02.20
民俗文化財	無形民俗 文化財	麓の楽頭	〃 山之内	麓組	H12.04.18
記念物	史跡	川上神社古墳	〃 南方	川上神社	S25.10.10
	天然記念物	ウラジロガシ	〃 河之内	惣河内神社	S54.03.20
	〃	ベニモンカラスシジミ	皿ヶ嶺連峰 自然公園内	農林水産省林野庁	S37.03.23

## 3 市

種 別	名 称	所 在 地	所有者 (管理者・管理団体)	指定年月日	
有形文化財	建造物	光明寺本堂	東温市滑川	光明寺	H16.08.06
	〃	川上神社本殿	〃 南方	川上神社	H16.08.06
	〃	船川神社本殿	〃 上村	船川神社	H16.04.01

種 別	名 称	所 在 地	所有者 (管理者・管理団体)	指定年月日	
有形文化財	石造美術	西法寺五輪塔群	東温市北方	上西法寺墓地管理組合	S49.01.23
	〃	北方三島神社常夜灯	〃 北方	北方三島神社	S52.04.25
	〃	上林の六十六部回国 供養塔	〃 上林	高智組 外	H09.04.01
	〃	経塚	〃 下林	森 文雄	S45.03.21
	〃	別府の石造物群	〃 下林	東仙幸寺組	H09.04.21
	〃	層塔及び五輪塔群	〃 下林	東温市	S45.03.21
	彫刻	三島神社木造 こまいぬ一對	〃 則之内	三島神社	H09.04.21
	工芸品	安国寺須弥壇	〃 則之内	安国寺	S38.04.01
	〃	井内善城寺須弥壇	〃 井内	善城寺	H12.04.11
	〃	土谷三島神社 やなぐい	〃 河之内	土谷三島神社	H12.04.11
	〃	五十八社大明神の 雨乞い面	〃 山之内	五十八社神社	S44.10.01
	〃	雨乞い三面	〃 牛淵・ 野田	浮嶋神社・徳威 三嶋宮	H16.04.01
	〃	三輪田米山筆三十六 歌仙絵馬	〃 野田	徳威三嶋宮	S56.07.01
	考古資料	志津川古墳群出土遺物	〃 見奈良	東温市	H16.04.01
	〃	拝志古窯群出土遺物	〃 見奈良	東温市	H16.04.01
	〃	錢壺及び古銭	〃 見奈良	東温市	S56.07.01
	歴史資料	安国寺古地図	〃 見奈良	東温市	H16.08.06
	〃	光明寺本堂側面絵図	〃 滑川	光明寺	H16.08.06
	〃	龍神社の金幣	〃 見奈良	東温市	H16.04.01
	〃	木樋	〃 見奈良	東温市	H09.04.01

種 別	名 称	所 在 地	所有者 (管理者・管理団体)	指定年月日	
民俗文化財	無形民俗文化財	北方獅子舞	東温市北方	北方獅子舞保存会	S52.04.25
	〃	十七夜	〃 北方	十七夜保存会	H16.03.05
	〃	百八灯	〃 吉久	吉久組	H16.03.05
	〃	ねり行事	〃 牛渕	浮嶋神社氏子崇敬会	H09.04.01
	〃	牛渕の獅子舞	〃 牛渕	牛渕秋祭奉賛会	H26.11.26
	〃	浮穴郡の里神楽	〃 下林・上林・牛渕	築島神社里神楽保存会外	H16.04.01
記念物	史跡	近藤林内墓	〃 河之内	近藤家	S40.04.01
	〃	一畳庵	〃 河之内	惣河内神社	S52.04.25
	〃	上市地藏尊下市地藏尊	〃 志津川	慈光寺(上ノ町組外)	H16.04.01
	〃	向井古墳	〃 樋口	東温市	H26.11.26
	名勝	白猪の滝	〃 河之内	東温市	S40.04.01
	〃	唐岬の滝	〃 河之内	東温市	S40.04.01
	〃	滑川溪谷	〃 明河	東温市	S40.04.01
	天然記念物	日浦ムクの木(双樹)	〃 河之内	個人	H16.08.06
	〃	金毘羅寺四本杉	〃 河之内	金毘羅寺	S49.01.23
	〃	雨滝イスの木群生	〃 河之内	惣河内神社	S38.04.01
	〃	大通庵 エドヒガンザクラ	〃 井内	大通庵	S50.05.15
	〃	久尾エド ヒガンザクラ	〃 井内	個人	S50.05.15
	〃	土谷三島神社杉	〃 河之内	土谷三島神社	H16.08.06
	〃	源太ザクラ	〃 河之内	東温市	S56.11.26

種 別	名 称	所 在 地	所有者 (管理者・管理団体)	指定年月日	
記念物	天然記念物	川筋のイチョウ	東温市松瀬川	川筋組	H05.01.14
	〃	上福寺クスの木	〃 松瀬川	上福寺	S49.01.23
	〃	揚神社クスの木	〃 北方	揚神社	S52.04.25
	〃	大興寺ヤマモモ	〃 北方	大興寺	H09.04.21
	〃	吉久吉井神社 クスドイゲ	〃 吉久	吉井神社	H16.08.06
	〃	吉久の イブキビャクシン	〃 吉久	吉久組	H05.01.14
	〃	漣痕化石	〃 山之内	個人	S56.07.01
	〃	シラカンと 龍神社社叢	〃 山之内	龍神社	H16.04.01
	〃	稲荷五社神社社叢	〃 山之内	稲荷五社神社	H09.04.01
	〃	烏ヶ嶽城跡叢林	〃 山之内	稲荷五社神社	H09.04.01
	〃	ヤブツバキ	〃 山之内	麓組	H09.04.01
	〃	大ツツジ	〃 見奈良	個人	S56.07.01
	〃	宇氣州神社社叢	〃 田窪	宇氣州神社	H16.04.01
	〃	クヌギ	〃 下林	三奈良神社	H09.04.01
	〃	志津川天満神社 チシャノキ	〃 志津川	志津川天満神社	H22.04.20

## 〈登録有形文化財〉

種 別	名 称	所 在 地	所有者 (管理者・管理団体)	登録年月日	
有形文化財	建造物	除ヶの堰堤	東温市山之内	愛媛県	H13.08.28

## 13-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

平成27年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考								
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合は、当該地域において特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上								
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり 29.7㎡を標準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,621,000円以内 3 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は上記1・2にかかわらず別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。 4 供与期間 最高2年以内								
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家が被害を受けて炊事できない者及び住家に被害をうけ一時縁故地等へ避難する必要のある者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)								
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住宅の全半壊(焼)、流失、床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状況となったものを含む。)により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること								
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに		
		全 全 流			壊 焼 失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
						冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
半 半 床 上 浸 水	壊 焼 失	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600				
		冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、 治療材料、破損した医療器具 の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以 内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送 費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送 費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命身体が危険 な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生 死が明らかにな らない場合は、 以後「死体の捜 索」として取り 扱う。 2 輸送費、人 件費は、別途計 上
被災した住宅の 応急修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力では応急修理 をすることができない者 又は大規模な補修を行わ なければ居住することが 困難である程度に住家が 半壊した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼) 流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 損傷し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出、又 はその承認を受けて使用して いる教材実費、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 以下の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校生徒 1に当たり 4,900円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用 品) 15日以内	1 備蓄物資は 評価額 2 入進学時の 場合は個々の実 情に応じて支給 する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日 以前に死亡した 者であっても対 象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあ り、かつ、各般の事情に よりすでに死亡していると 推測される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人 件費は、別途計 上 2 災害発生後 3日を経過した ものは一応死亡 した者と推定し ている。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗淨、縫合、消毒等) 1体当たり 3,400円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金の額以内	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の提供 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実 費 弁 償	1 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 2 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者	1人1日当たり 医師、看護師 22,600円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,900円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 16,100円以内 救急救命士 13,900円以内 土木技術、建築技術者 16,100円以内 大工 19,200円以内 左官 19,200円以内 とび 19,000円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、愛媛県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 13-3 用語集

あ行	安定ヨウ素剤	原子力施設等の事故に備えて、服用のために調合した放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤化したもの。放射性ヨウ素の甲状腺への集積を防ぎ、内部被ばくによる甲状腺がんや甲状腺機能低下症の発症リスクを低減させる効果がある。
あ行	雨水出水特別警戒水位	水防法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
あ行	液状化現象	地震の揺れによって地盤が液体のような挙動をとる現象。液状化現象が発生すると、その上に建つ建築物が沈んだり倒れたりする。一方で、地下埋設物（マンホール等）は浮き上がり地表に飛び出すことがある。
あ行	応急危険度判定	大規模地震発生後の2次災害を防止するために、応急危険度判定士が行う建築物の安全度の評価。
か行	海溝型地震	「海洋型地震」とも呼ばれ、海溝付近のプレート境界やプレート内部で発生する地震の総称。海側のプレートと大陸側のプレートとが接する海溝で、大陸側のプレートの下に潜り込もうとする海側のプレートに引きずられて、たわんだ大陸側のプレートが跳ね返って発生する。
か行	外部被ばく	体外被ばくとも呼ばれ、放射線を身体の外から受けること。
か行	活断層	地質学的に極めて近き時代（新生代第4紀）まで地殻運動を繰り返してきた断層で、今後も活動する可能性がある断層。
か行	冠水	洪水や津波等で、田畑や作物等が水をかぶること。これに対して、洪水や津波等で水が入ってきたり、モノが水に浸かったりすることを「浸水」という。
か行	緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計で捉えた観測データを解析して、電源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づき各地の主要動の到達時刻や震度を予測し、可能な限り素早く知らせる地震動の予報・警報のこと。
か行	警戒宣言	大規模地震対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が発令する、地震防災対策強化地域に関わる地震が発生する恐れがあると警告する宣言。現在「東海地震」が対象であり、内閣総理大臣は、地震予知情報を受けた後、直ちに閣議に諮り宣言する。
か行	減災	自然災害の発生そのものは事前に防ぐことはできないため、いざ災害が発生した場合に、被害を最小限に食い止めるための取り組み。

か行	洪水浸水想定区域	洪水予報河川及び水位周知河川、その他の避難を行うことが想定される河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（水防法第14条）。
か行	洪水特別警戒水位	水防法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
か行	洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（水防法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
さ行	災害救助法	災害時に被災者保護と社会秩序の保全を目的とした法律。第1章の第1条において「この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体および国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の保全を図ることを目的とする」とされている。
さ行	災害時要援護者	災害時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、避難する等の行動をとるのに支援を要する人。（高齢者、障がい者、乳幼児、外国人）
さ行	自主防衛組織	地域の人々が自発的に防災活動を行う組織。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う。
さ行	指定避難所	大規模災害によって避難生活を余儀なくされた場合に、一定期間避難生活を行う施設。
さ行	指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（水防法第4条）。
さ行	自助・共助・公助	自助は、個人や家庭で日頃から災害に備えたり、災害時の自主的な避難等により自分の身を自分で守ることであり、共助とは、地域住民が互いに助け合うことをいう。公助とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供等、公的支援をいう。

さ行	遮へい	人体への放射線からの外部被ばくを防止するために、放射性物資または放射線を発生する機器と人体との間に物体を設け、放射線の量を少なくすること。
さ行	重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
さ行	消防機関	消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（水防法第2条第4項）。
さ行	消防機関の長	消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。
さ行	浸水被害軽減地区	洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（第15条の6）。
さ行	水位周知河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（水防法第13条）。
さ行	水位周知下水道	都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（水防法第13条の2）。
さ行	水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位、雨水出水特別警戒水位または高潮特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。
さ行	水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（水防法第2条第3項）。

さ行	水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合等をいう。(水防法第2条2項)
さ行	水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう(水防法第36条第1項)。
さ行	水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸(水防警報河川等)について、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう(水防法第2条第8項、法第16条)。
さ行	水防団	水防法第6条に基づく水防団をいう。 東温市は、水防法第5条第2項の「前条の規定により指定された水防管理団体は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない」により、消防団の水防活動として扱う。
さ行	水防団待機水位 (通報水位)	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位(法第12条第1項に規定される通報水位)をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況に係者に通報しなければならない。
さ行	スクリーニング	放射性物資に汚染している者としていない者を区分すること。
さ行	全国瞬時警報システム (J-ALERT)	大規模災害や武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線や有線放送電話を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステム。
た行	直下型地震	内陸型地震とも呼ばれ、内陸部にある活断層や岩盤等で発生する震源の比較的浅い地震。地表面近くの岩盤が破壊されることによる地震と、陸のプレートと海のプレートが接し、せめぎあう境界付近で岩盤が破壊されて起こる地震がある。

た行	トリアージ	災害発生時等に多数の負傷者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処理や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定すること。
な行	内水浸水想定区域	水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（水防法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。
な行	内水氾濫危険水位	水防法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。
な行	内部被ばく	体内被ばくとも呼ばれ、放射線物資が身体の内部に入り込み、体内から被ばくする（放射性物資からでる放射線を受ける）こと。原発事故等で放出された放射線物資を空気とともに吸い込んだり、放射性物質に汚染された水や食べ物等を飲食したり、また放射性物質を傷口から体内に吸収したりする場合がある。
な行	南海トラフ巨大地震	静岡県の駿河湾から九州東方沖まで続く深さ4000mの海底の溝（トラフ）沿いの広い震源域で連動して起こると警戒されているマグニチュード9クラスの巨大地震。
な行	2次災害	最初に起こった災害によって、火災や建物の崩壊等、さらに別の災害が起きること。最初の被害よりも被害が大きくなることもある。
は行	ハザードマップ	火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難経路等が記載されている地図。
は行	氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、水防法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
は行	氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（水防法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
は行	避難指示	災害による被害の危険性が切迫した場合に、避難のための立退き指示。対象となる地域の住民に対して、市町村長から発せられる。

は行	避難場所	大規模な災害等発生時に一時的に避難する場所。
は行	避難判断水位	市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。
は行	福祉避難所	災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れて保護する施設。国がガイドラインで自治体に指定を促しており、一般にバリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校等を自治体があらかじめ指定する。
は行	防災	災害を未然に防ぎ、被害を出さないための取り組み。しかし、自然災害の発生そのものは事前に防ぐことはできないため、今日では、被害を最小限にするための取り組み（減災）が重要視されている。
ま行	マグニチュード	地震の規模の大小を定量的に表した数値。震度は地震による地面の揺れ（地震動）の強さを表す。
ら行	量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（水防法第12条）。







発行 東温市防災会議

事務局 東温市総務部危機管理課

〒791-0292

住所 愛媛県東温市見奈良530番地1

TEL 089-964-4483

FAX 089-964-1609

HP <https://www.city.toon.ehime.jp>